

第一百一回 参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和五十九年三月三十一日(土曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

水谷 力君

三月三十一日

辞任

上田 稔君

中野 明君

補欠選任

上田 稔君

補欠選任

海江田鶴造君

服部 信吾君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大河原太一郎君

岩上 二郎君

真鍋 賢二君

志吉 裕君

三治 重信君

委員

井上 孝君

加藤 武徳君

海江田鶴造君

上條 勝久君

古賀雷四郎君

出口 廣光君

松浦 功君

吉川 芳男君

秋山 長造君

小山 一平君

佐藤 三吾君

中野 明君

服部 信吾君

原田 立君

神谷信之助君

國務大臣

自治大臣

政府委員

自治大臣官房長

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

自治省財政局長

自治省税務局長

消防庁長官

事務局側

常任委員会専門員

説明員

経済企画庁調整局財政金融課長

厚生省保険局国民健康保険課長

阿部 正俊君

服藤 収君

高池 忠和君

田川 誠一君

矢野浩一郎君

津田 正君

土田 栄作君

吉住 俊彦君

大林 勝臣君

石原 信雄君

関根 則之君

砂子田 隆君

高池 忠和君

服藤 収君

阿部 正俊君

本日の会議に付した案件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原太一郎君) たいだいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○中野明君 法律の本题に入る前に大臣にお尋ねをいたしますが、自治大臣に就任されて、今日ま

であなたの立場で地方自治を見てこられたと思うんですが、地方の時代と言われてからかなり日にちもたっておりますし、たびたび「地方自治の本旨」という憲法の精神の言葉が飛び出してくるわけですが、大臣の立場から我が国の地方の行財政制度というものをごらんになって、どう見ておられるのか、率直な御意見を最初にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(田川誠一君) 我が国の地方自治は、御承知のように、戦後、占領政策の一環として新しい制度がしかれたわけですが、特に私は、憲法に地方自治が一章を設けられている、戦争の放棄と同様に一つの章を設けられているというの、やっぱり大変大きなウェイトを占めているんじゃないか、こういうふうには思っております。

御承知のように、戦前も地方自治という言葉はたしかあったように記憶をしておりますが、戦前の地方自治は、いわゆる中央政府の行政を能率的に行う便宜な地方自治と言ってもいいと私は思っております。戦後の地方自治は、よく御承知のように、住民自治、団体自治、二つの側面を持って発足をしたわけですが、先般も申し上げたと思っておりますが、地方分権を推進するためにいろいろな施策が講じられております。私は、一般的に言いますと、日本の地方行政の水準とかあるいは住民意識と申しますか、そういう二つを一つの基準として見てまいりますと、やはり一定の進展を遂げて今日まで来ていると思っております。しかし、いわゆる「地方自治の本旨」という憲法に明記されている一つの趣旨から見ますと、必ずしも私もどが理想とする地方自治の水準まで行っているかどうかというところはやはり考えざるを得ないのでございまして、そういう意味で、地方自治を推進していくには、まだ幾つかのやらなければならない大きな

点がたくさんあると思っております。

そういう意味で、先般も申し上げたかもしれませんが、私も、私どもは、住民に身近な行政は住民に身近な地方団体にこれを処理できるように進めていかなければならない。またもう一つは、地方の財政の基盤というものを確立していかなければならない、このように考えているわけでございます。そして、それでは、おまえはどういうふうにするか、という点については、いろいろと、このように申し上げたいと思っております。

○中野明君 今の大臣の御所見で、現状認識をシビアにしておられるということは感じますが、私たちがやはり現在の地方行政の姿を見ましたときに、なお中央集権的な状況が色濃く残っている、このように感じざるを得ないわけでありまして、大臣が就任されて、その面につきましても、さらに力強い御努力と前進があるように、最初に特に要望しておきます。

それからもう一点、基本的な問題なんです、行政改革というのが今、地方を問わず政治に課せられた大変な課題でございますが、大臣として、地方の行政改革の状況でございますが、私たちが立場から見ましたら、やはり住民に身近なだけにいろいろ言われておりますけれども、地方の行政改革の方が国の行政改革よりもかなり私は進んでいるんじゃないかというふうに見ているわけですが、大臣の立場から、地方の行政改革と

税の財源として考えられないかという議論が出てきたわけでございます。したがって、自治省がローパーに、ほかはだれも言っていないのに自治省だけが出してしまったというものではございませんで、長い経緯を持ち、各方面からのいろいろな御提案の中から生まれてきたものというふうに私も理解しております。

○中野明君 先ほどの答弁にもありましたように、自動車運転免許税というのは今日大衆課税の最たるものだと思っておりますので、こういう発想はやはり引つめていただきたいと、このように私は強く思っております。

今のお話の中で電電公社の問題が出ました。これにちょっと触れてみたいと思っておりますが、先日私も、本会議でお尋ねをしたんですが、明確な御答弁がなくて、今後のことについて大臣は答弁をされたんですが、私は非常にこれ当初から不都合なことではしからぬと思っております。昭和五十六年度から四千八百億を取って、もう二度とこういうことはいたしませんと言っておったのが、ことしになって急に税外収入ということでも二千億、いままでは状況の全然違うやり方でもないこととして、もともと電話加入者に還元すべきが筋です。その次に筋としては、これ地方の固定資産税に相当するものから、納付金と

なっておりますが、純然たる地方の固定資産税に相当するもの、長い間のこれは懸案で要望です。それを二分の一減額をして、それをそのままにしておいて、そして国の方はいただきますよと。ですから二重、三重に筋が違わうんですね。第一義的には電話利用者に還元すべきもの、第二の優先順位としては地方の固有の財源ですから、まずそれに、国も苦しいかしらぬけれども、地方も苦しいのですから、これに充当する。そして第三番目に、まだそれでも余裕があるというならば国の方も納入してくれ、これなら私わかるんですが、一番目もだめ、二番目もだめ、三番目だけと。

この電電公社の納付金について大臣は、閣議で

決定するんではしうけれども、抵抗されたんでしうか、どうなんでしょう。おれのところの方が先だと、このように主張なきたのかどうか、その辺のいきさつはどうなんでしょう。

○國務大臣(田川誠一君) 納付金の制度につきましては、自治省としてはできるだけ固定資産税と同じようにこれをいれた方がいいというところは、かねがね主張していただけてございまして、これからこのことにつきまして、もう民間化されるわけでございますから、固定資産税として当然地方団体の財源としていただかなければならない、このようなことは私も主張をしていただけてございまして、これからのことにつきましては、参議院の本会議でもお答え申し上げましたように、我々としては一〇〇%固定資産税としていただかなければならない、このように考えているわけでございます。まして、閣議で云々ということとはちょっと御質問の趣旨がわかりませんけれども、自治省としてはもう一貫して固定資産税と同じような実態で、納付金においても二分の一では不都合であるということを中心として主張してきておりました。

○中野明君 私の言葉が足りなかったかもしませんが、本筋に筋の通り話をして、今まで四十八年から、電電公社に納付金をさせるときから考へたらもう相当な金額になるんですね。ですから、それだけでもおかしなことです。だけれども、それは一遍だけだから、緊急異常事態ということ、私どもも文句はあったですけれども、引き下がったわけですが、今回はこれ二度目です、しかも重要な住民税の減税をするときに当たって財源の一つとして、せっかくな自治省も要望の中に挙げておられて、六百億ぐらいに大体なるようですが、これは大変な財源です。それをそのまま、しかもその理由は公共の云々という当初から一貫して変わらない理由で、そして国の方はそんなこととは関係ありませんよと、ちょっともうかりそうだからちょっととくとくと、これでは筋も通らぬし、また実際に、大臣は筋を通す方だということをお私

聞いておりますけれども、現場で働いている人だとして、一生懸命に努力して働いて、そして利益が出てきたら、当然払うべきところを抑えられたり、利用者にも還元できないで国の方が自分の一方的な都合で持っていった。この辺に、最初に私質問しましたように、何かしら地方よりも国が優先していいという、こういう姿勢というものは、私は非常に不満です。地方自治に対して本心に考えておるんだらうか。それは車の両輪というようなことも言われたり、あるいは最も住民の身近なところの民主政治の発端ですとか、いろいろ言われているんですが、言葉だけに聞こえてしまうが、ないんです。そういう点、もう済んだことではしうけれども、今後の問題として、大臣として、これが一つの例と言ったら語弊がありますけれども、こういう姿勢が至るところにあるような気がしてならぬので、大臣御在任中に一つ一つそういう点は、田川さんがなされたということでもかなり期待は大きいと思っております。それだけに、率直に、今まで外から見られておられたのが今大臣になられて、率直に地方自治の本旨ということについて取り組んでいっていただけるわけですから、何か一つ筋を通したお仕事を残していただきたいし、実現していただきたい。歴代の自治大臣もかなり努力はなさったようですけれども、限界があったように思います。異色の大臣でございますので、その辺はひとつ力強く主張していただきたい。大蔵大臣も何回も国会で、もう二度とこういうことはいたしませんと答弁をして、もうこれきりですからと、今回だけはと言っていたのが、またことしでしよう。だから何か私は、経営形態を変更するどきさきに紛れて二千億ふんだくったんじゃないかという気がして腹が立つてしょうがないんですが、要望も含めて、もう一度大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○國務大臣(田川誠一君) 中野さんに余り評価をされても期待をされても困りますけれども、大変な力でありませうけれども、できるだけひとつ頑張

っていきたいと思っております。予算編成の段階におきましては、広く地方財政全般に關して大蔵省との折衝もしなければなりませんし、ある面では譲らなければならぬというところもございまして、その面で大変御不満の点もあると思っております。

今回の電電公社の問題につきましてはいろいろございましてけれども、これからのことにつきましてはひとつ御期待に沿うように、基本的なこの問題はすっきりと解決していき、またいかなければならないと、このように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○中野明君 確かにこれだけの問題ではありませんから、折衝なさって、いろいろのいきさつはあったと思っておりますけれども、やはりさっき私が説明をいたしましたように、一番筋の通りぬ、もう本心にこれは自治省としては最後まで頑張ってほしかったなと、そういう感じを僕は持っているものですからあえて申し上げているわけです。それでは、次に参ります。

事業所税のことについてお尋ねをいたしますが、御承知のように、課税団体の範囲というものが現在決められているわけですが、やはりかねがねから要望の強い人口二十万以上の市と県庁所在地、そこに全部適用するようにすべきだというのが、これはよく言われていることなんです。それをやりますよとの程度増収になりますか。

○政府委員(関根剛之君) 約三百二十億円程度の増収が期待できると思っています。

○中野明君 そのことについては、税調あたりではどんな議論がなされておるんですか。

○政府委員(関根剛之君) 基本的には自治省といたしましては、課税団体の範囲を広げてくれ、広げるべきだという考え方のもとに各方面に説明をし、お願いをしておるところでございます。税調にも、制度改正が行われるたびに私どもは、検討課題として検討をお願いしてきたところでございますが、基本的には、この前の最初にございまして、昭和五十一年だっと思っておりますが、そのときに人口五十万以上という大都市を中心に物を考

える、それを少し広げて三十万にその翌年に拡大
をしたわけでございますけれども、そもその発
想が相当大規模な都市というものを頭に置いてこ
の税というものが構成されたんですよ。それが
年を経るに従ってすると広がっていつてしま
うというところはやはり問題があるのではないかと
いう考え方が基本的にあると思ひます。

それから、人口二十万に下げた後、さらにそれ
が広がるのか広がらないのかという問題も、それ
と関連してございませう。そもその税の性格として
どういふ性格のものなのか、あるいはほかの税、
例えば都市計画税なんかと機能的にどう違うんだ
と、その辺の分界について議論がございませう。

特に最近におきましては、増税なき財政再建の
基本方針との兼ね合いにおきまして、拡大され
る都市にとりましては、税そのものとしては単
なる拡大で済むわけですけれども、新たに課税され
ることとなった都市にとっては全く新規の税がそ
こで課税されるというようになりなすので、こ
ういふ議論も実は最近ではなされておきませう。

そういう議論が主な議論ではないかと思ひます
が、そういう議論はいろいろございませう、最終
的には引き続き検討していくべき事項であるとい
うことで、直ちに実施せよというところまでの結
論がいただけなかったというのが経緯でございま
す。

○中野明君 やはり今の議論も一つの議論かもし
れませんが、不公平税制という立場から見まして
も、そしてまたそういう隣接のところへ事業所が
逃げていくという、そういう不合理もあるわけ
です。あそこへ行ったら税金が要らぬからとかさう
いうことで、やはり非常に民間企業というの
を営利を目的にしておりますから、一銭でも税金の安
い方がいいんですから、そういういろいろなこと
があるんですが、今後見直す考えはございませ
んか。

○政府委員(岡根則之君) 私どももいたしまして
は基本的に、人口二十万程度の集積のある都市に

はこの事業所税を拡大をしていってしかるべきで
あるという基本的な考え方を持っておりますし、
二十万に達してはななくて県庁所在地都市につきま
してはいろいろと都市施設の整備等に要する財源
が、現在課税団体となっております三十万都市と
大体同等ないしはそれ以上の財政需要もあるとい
うような事情もございませうので、そういうたもの
については何とか拡大できないかという基本的な
考え方を持っておりますので、なかなか難しい問
題ではあります、引き続き拡大について努力を
してまいりたいと思ひます。

○中野明君 頑張っていただきたいと思ひます。
では国民健康保険税に入ります。
今回、課税限度額を引き上げられることにな
っているんですが、過去の例を見ましてもそんなに
大幅に引き上げたという例はないんですが、今回
一挙に七万円も上げて二十八万から三十五万に引
き上げるといふことにこの原案はなっております
が、過去と余りかけ離れているんですが、その理
由を御説明いただきたい。

○政府委員(吉住俊彦君) 御指摘のとおり、過去
の傾向から申しまして、二十八万円から三十五万
円へ、引き上げ幅は相当大きいのは確かでございます
ます。ただ、これは申すまでもなく課税限度額で
ございまして、いわば天井でございませう。だか
ら、それ以内のところ各地地方団体が判断される
余地は残されているということでございますが、
一口に申しまして今回の改正は、これは国民健康
保険料とも同一步調での改正でございませうけれ
ども、一言で申しますれば、政府管掌の健康保険、
いわゆる政管健保の最高標準報酬というのが大幅
に引き上げられまして、その結果、頭打ちになる
方々のウェイトがそれだけ減る。これは厚生省の
方では今年の十月から実施されるようございま
すけれども、そういうものとのバランスを見なが
ら三十五万円という線を決めさせていただいた。
これがその経緯でございませう。

○中野明君 七万円上げて三十五万円ということ
なんです、その根拠というものはそれだけです
か。

か。

○政府委員(吉住俊彦君) ただいま申しました標
準報酬、政管健保におきましては最高月額四十七
万から七十一万に引き上げられる。その結果、そ
の負担額は現行二十四万五千円から三十六万九千
円、それはかなり三十五万円という数字には近い
わけでございますが、そういう事情もにらみなが
ら、また、その頭打ちになる人たちの割合でござ
いませう、これが現在、国民健康保険ではこの改
正をやることによりまして大体四〇%程度になるわ
けでございませう、政管健保の方では現在が約四
〇%、改正が行われますと一〇%に減る。そういうよ
うな数字をにらみながら三十五万円という限度額
を設定させていただきたい、かような考え方でご
ざいませう。

○中野明君 大臣、私この限度額を引き上げると
いうこと、これも状況によってはやむを得ぬこと
かも知れませんが、その前に一番問題で不満が多
いのは、要するにこの所得の把握、俗によく言わ
れているクロヨンとかトリーゴーションとか言われ
ていませう、これが解決しない限りこの問題はいつ
までも尾を引くと思ひます。結局あらゆるとい
ころへこれが波及していつていくわけなんです。で
すから、国保に入っている人で、自分は当然保険に
入っているんですから所得があれば払わなければ
いかぬ、これはだれも皆異議がある人はないと思
うんですが、この不公平、それが不満のもとにな
っているわけですね。これは小さな話を申し上げ
れば、保育園に子供を入れても全部基準はそこか
ら来ているんです、保育料でも所得の把握によつ
て。ところが、本当はあるのかどうか知りませ
んけれども、所得の少ない人は安いですね。健康
保険料もそうなんです。それを解決せずにこの限
度額だけ上げるといふことは、これはいかげな
のかという感じを私は強く持ちます。これは大蔵
大臣も認めているくらいですから、大臣もクロヨ
ンとかいふのはお認めになつていませう、ど
うですか。

○國務大臣(田川誠一君) そういうようなことを
言われていることはよく承知しております。

○中野明君 ですから、それをほつておいてこれ
だけやるといふことは、本当に不満が残るん
です。しかも今回の所得税の減税でも、いわゆる中
間の人たちが、所得が五百万から七百万とかさうい
う人たちが一番苦しいと、だから減税幅も多く見
てあげようということ、子供の学校とかさうい
う一番経費のかかる層だといふのが年取五百万か
ら七百万といふところなんです、その辺に所得
税では片方でちゃんと減税をして配慮をしておい
て、裏ではさういふところをぼんぼん持つていく
ということになったら、言葉の上で、苦しいから
所得税で配慮しましたよと、だけれども片方では
いたしませんよ、もう全部同じことになつてしま
うんです、最初から申し上げていませう。そ
の辺の配慮というものを考えたりし、今のいわゆる
所得の把握というものができていない、さうい
うことになりませう、同じ国保に入つておつて
も、もちろん我々も国保に入つていませう、
が、非常に現場へ行つてみて不満があるんです。
もうあそこは少ない、あれだけ大勢の家族でして
いるのに、保険料は安いのに我々には不満が多いこ
とで、非常にさういふ線の人が不満が多いこ
とは事実です。さういふ点も考慮してこの七万円
ということになったのかどうか。先ほどお聞きし
たら、もうほかの健康保険との関係だけでバラ
ンスというんですか、つき合ひというんですか、せ
ざるを得ぬということを考えたというふうな
ことですが、さういふことを考えますと、非常に
これは一挙に七万円を上げるというものはおかし
いんじゃないかなという感じがするんですが、も
う一度お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉住俊彦君) 確かに、御指摘の税務
執行上の問題といたしまして、所得の把握、所得
の捕捉という重要な問題があることは事実でござ
いませう。ただ、国民健康保険はほかの普通の税
目とやや性格が異なつておきまして、実態はこれ
は社会保険料の一種である、税金という衣をまと
っているけれども社会保険料だ、さういふふう
に理解していただくわけをございませう、結局、国民健

健康保険の被保険者という集団の中でどういうふう
にその負担を配分するかという問題でございまし
て、普通の税金はその点や性格を異にしてい
る。そういうこと、そういう経緯から、ただいま
先生おっしゃいましたように、ほかのつき合
と申しますか、ほかの方々もほかの保険で負担を
していらっしゃるわけでございますから、やはり
そのつき合いと申しますか、均衡ということ考
えなければならぬというところで改正をお願いし
ているわけでございますが、所得の捕捉、これは
重要な問題でございます。これからは十分公平
なことのないように指導してまいらなければなら
ない重要な問題であるという認識に変わらばござ
いませぬ。

○中野明君 これは自治省だけの問題じゃありま
せんけれども、そういうことがあって最前線では非
常にこれは不満と不信のものになってきているとい
うことだけは改めて御認識をいただきたいと思
うわけでありませぬ。

それから、この限度額を引き上げるとい
うこと、低所得者ですね、一番最低の方に何か
恩恵を与えるような措置はとれなかったのかとい
うことなんです、上だけ限度額を上げた、それ
はいいと思ふんです、保険で済ませ。そのかわ
りに、上が上がったから下の方の人は少し恩恵があ
ったと、こうなら、上げられた方も納得できるん
ですが、その辺の対策はとられなかったでござい
か、どうでしょう。

○政府委員(吉住俊彦君) ただいまの、限度額を
引き上げることによりまして、それだけ高所得者
の負担が大きくなるわけでございますから、先
ほど申し上げましたように、社会保険料はその集
団の中で配分するわけでありませぬから、高所得者
の負担が上げればそれがかなり薄まりますけれど
も、自動的に低所得者の負担は少なくなる。つま
り、一定の医療費の何割かをみんな持ち合うと
いうことでございますから、片一方が上がれば片
一方が下がる、こういうことで、間接的には言
つては低所得者の負担が軽くなるということば言

えるわけでございます。そのほかに従来から、こ
れは保険料の方も同じでございますが、低所得者
に對しましては、一定の基準をもちまして応益割
の一定割合を軽減するという仕組みを従来からと
つてきております。その減額の基準を今回二万円
引き上げることによりまして、その減額をしなけ
ばならない、こういうふうな考えでございませぬ。

○中野明君 僕の申し上げているのは、なぜそう
いうことを心配するかと申しますと、限度額を引
き上げたことによりまして、国庫の補助金が削られ
るんじゃないか、そうすると何もしないでいいこと
でございませぬ、その辺どうですか。

○説明員(阿部正俊君) 限度額の改定と申しま
すのは、自治省の方から御説明がございましたけれ
ども、その点ちょっと補足いたしますと、特に今
回の医療保険制度の改革の中で退職者医療制度と
いうふうなものがつくられる予定になってござい
まして、特にこの制度は、被用者保険と国民健康保
険との間の機能として財政調整的な機能を持つ
わけでございますので、そのためには負担関係の
物差しといひませぬ、というものが被用者保
険と国民健康保険との間である程度均衡がとれた
ものになっていないといひないというふうな事情
がありますことありまして、特に三十五万とい
うことになったというところをつけ加えしていた
でございませぬ。

それから、先生のお尋ねになりました国庫補助
との関係でございますけれども、今申し上げまし
た退職者医療制度の創設がございませぬ、これは
医療費が非常に高いクラスでございまして、しか
も保険料負担の方は、年金受給者等でございます
ので、その多額の保険料負担は行われていないと
いうことで、どちらかといひませぬ、国民健康保
険制度の中では財政的にはかなり持ち出しの多い
一つの集団でございます。この方々につきま
して、被用者保険サイドの方の負担で給付が行われ
るような仕掛けになりますので、国庫の本来とい
ひませぬ、自営業者等の方々の集団をとつて

みれば、それなりの財政的な改善が図られるとい
う効果をもたらすわけでございます。

○中野明君 いろいろ言われましたけれども、結
論として、国庫補助がそれだけ限度額が上がるこ
とによって少しは豊かになる、その分国庫補助は
助かりますと、そういうことですか。

○説明員(阿部正俊君) 繰り返しになりますけれ
ども、国庫補助の削減というのを、限度額の改定
を前提としていたしまして、財政効果があるのでそ
の分下げたというふうな関係にあるものではござい
ませぬ。ただ、個々の市町村の、先ほど自治省か
らも御答弁がございましたけれども、三十五万円
というのはいくらでも一つの上限でございます
ので、個々の市町村がどういふふうな限度額を設定
するかというところは定かではないわけございま
すけれども、しかもどの程度の上限に設定するか
というの、個々の市町村の医療費の状況だとか
財政状況に応じて決まってくる問題だと思ふん

○中野明君 最近何かマスコミが報じたところ
によりますと、一部の地方自治体で国庫補助の滞納を
理由に国民健康保険証を渡さなかったというよう
なことが大問題になっておったようですが、この
実情はどうなんでしょうか。

○説明員(阿部正俊君) 先生御指摘になられたの
は、多分新聞等で報ぜられた北海道の小樽市
の例ではないかというふうに思いますが、このケ
ースの実情を聞いてみますと、次のようなこと
でございます。

国民健康保険税の滞納というの、これは非常
に、ある意味ではゆゆしき問題だと思つておりま
す。保険といひませぬのは、やはり一〇〇%みんな
で出し合うから成り立つのが保険でございます
ので、いわば事情はともかく、結果としてある人は
納めていないというところであると保険といひませ
ぬ、本来成り立たないわけでございます。やはり一〇
〇%目指して収納というのが本来のあり方だと思

ございませぬけれども、制度的には国庫補助の合理
化というものと上限の改定というものは特段の関
係は持っていないというふうに理解してございま
す。

○中野明君 それで、私の主張したいのは、要す
るに低所得者という人たちに、何かせつかく限度
額が上がったんだから、この人たちに少しでも配
慮が欲しかったというのを言いたいわけです
が、国庫補助というの、料のところが、あるん
ですか、滞納の率というの、大体どれくらいにな
つていませぬ、金額と率をちょっと説明してくれ
ませぬ。

○説明員(阿部正俊君) 国民健康保険料、税、先
生御承知のように料という形で取つているところ
もあるんでございませぬけれども、両方合わせまし
て、五十六年度でちょっと申し上げさせていただきます
と、減免の分でございませぬけれども、調定
額が一兆五千億余でございまして、そのうち収納
額が一兆四千五百億、未収納額が八百三十億程度
でございませぬ。収納率が九四・五二%という数字が
出てございませぬ。

○中野明君 最近何かマスコミが報じたところ
によりますと、一部の地方自治体で国庫補助の滞納を
理由に国民健康保険証を渡さなかったというよう
なことが大問題になっておったようですが、この
実情はどうなんでしょうか。

○説明員(阿部正俊君) 先生御指摘になられたの
は、多分新聞等で報ぜられた北海道の小樽市
の例ではないかというふうに思いますが、このケ
ースの実情を聞いてみますと、次のようなこと
でございます。

うんでございますが、そんなこともありませんが、ただ、最近収納率というのが総体的に落ちてきておることも確かでございます。小樽市の例もかなり、九〇%前後に落ちてきているというふうな状況の中で、この収納対策というのが非常に国保の最大の課題だという実情はあったようでございます。ただ、事情を聞いてみますと、被保険者証の交付がなかったケースというものが相当あるわけでございますけれども、このすべてについて滞納だから渡さなかったのだという事実はございませぬ。ただ、被保険者証の更新なり交付という場合に、保険料が納められていない世帯につきましても右から左に自動的に被保険者証を郵送するというふうなことで、やはり資格確認があくまで不十分でございますので、そういう方々については一度市役所の方に出向いていただきまして、確認した上で被保険者証を交付しようというふうなやり方をとったということでございます。そういうふうな御来所をいただいた方々について、滞納されているケースについてはその席で国民健康保険制度の内容の、趣旨の御理解をいただくなり滞納の解消なりについて御協力を求めた、こういうふうなことでございます。

ただ、余り長期にわたりました被保険者証を交付しないという事は被保険者の受療の機会を閉ざすことにもつながりかねない面がございますので、小樽市の市役所の方でも、余り長期にわたる者については各個別に自宅を訪問いたしまして、確認した上で被保険者証の交付をやっておったというところでございます。

ただ、そういう場合でもお留守だったたり、どうしても確認できなかったケースというのが数十世帯最後まで残って、その方々については、大体一年ぐらゐ被保険者証の交付が結果としてなかったというふうな事になったわけでございますけれども、現在では、確認された方について被保険者証の交付がないというケースはすべて解消されておるといふふう聞いております。

○中野明君 極端な例なんでしょうけれども、一年間も確認作業が手聞取るといふことは、これは問題だと思いませんね。今後そういうことのないように、これは本当に大変な問題だと思えますので、確認作業その他について遺漏のないようにお願いをしたいと思います。

それでは、自動車税について質問をいたしますが、大臣もあちらこちらよく走っておられるので御存じでしょうけれども、東京とか大阪とかいう大都会を除いて、今の交通体系というのは、もうこれは自動車に頼らなければどうしようもない。もう四国の片隅に住んでいるわけですが、もう鉄道は通ってない、今あるのもやめようと言われてる。それで、バスは二時間に一本で終バスは八時ごろ、もう八時過ぎたら商店街もそれこそ火の消えたようなものですね。そういうような現状の中で自動車、特に軽自動車とかモーターバイクというのはもうこれは住民の足であり、生活の必需品ですね。生活の一部になっております。だからこれは、先ほど局長も免許税のときにおっしゃったように、大臣が就任になって、大衆課税はやめろと言われた免許税は引く込めましたというふうなお話なんです、明らかにこれは大衆課税です。間違いないですね。これをまた大幅に値上げをされるというのはいくらも筋が通らぬ話で、どうなんでしょうか。この辺の議論はどこまで――まず大衆課税と思っておられるのか、思っておられないのか、その辺から。

○政府委員(関根則之君) 自動車の、生活をする上での必需性につきましては、私どもも十分承知はしているところでございます。それから、大衆課税であるかどうかということでございますが、納税義務者の数が極めて多いという意味において、広く一般国民に御負担をお願いしている税である、そういう意味において一般国民大衆を相手にしている税だということは確かでございます。

ただ、大衆課税という言葉には、論理的な意味とはちよつと違った情動的な意味と申しますか、そういう意味がむしろ表へ出てきているような言葉でございます。まあ、あんなに税金と申しますか、ほとんど拒税力のない人まで無理やり取ってしまうというような感覚の受けとめ方のされる言葉でございますので、私どもはそういう意味での大衆課税とは考えておりません。

○中野明君 それで、この自動車はある程度私もわかりませんが、軽自動車とかあるのはミニバイクですか、そこはどのくらいなんでしょうか。前には、御案内のように、自転車税とそれから荷車税が廃止になりましたね。あの廃止になった理由は――理由と申しますか、廃止になったいきさつをちよつと説明してくれませんか。

○政府委員(関根則之君) 昭和三十三年だったかと思ひますが、自転車荷車税が廃止されたわけでございます。一口に申し上げまして、当時の理由といたしましては、極めて零細な税負担、課税であるというふうなことが主だった理由だったと思ひますが、反面、多少まあ地方財政も充実期でございまして、そういつたことも背景といたしまして、減税財源がほかを得られたというふうな、あのときには振りかえ措置をとっておりまして、たばこ消費税の税率を別途上げておりました。その補てん分といたしまして、そういうことができたということも一つの可能条件を形成していたのではなからうかと申す方が考へます。

○中野明君 徴収費用、これも理由の一つになつてなかつたんですか。

○政府委員(関根則之君) 当時、自転車はたしか二百円の税額だったと思ひますので、それに比べて徴収経費が割高になつてしまつと、税額に比べて非常に割高になる、そういう議論はございました。

○中野明君 当時の記録を見ますと、大臣の答弁で、奥野さんでしたか、徴税のために収入の二割ぐらゐが使われているということ、これが一つのやはり理由になつておつたように私読ませていただきました。

そういうことになりまして、現在、バイクは七百元ですか、この七百元に対して徴収の費用、徴収する費用はどのくらいかかっていますか。

○政府委員(関根則之君) 各団体によりましていろいろまちまちでございます。徴収経費の計算というのは、一人の職員がいろんな税目を持っていたりいたしますから、その費用配分等がなかなか難しゅうございまして、また、もちろん市によって給与水準等が違つて、職員の配置の仕方も違つていろいろ抽出調査等をやつて試算をいたしておりますが、結果としては、必ずしもきれいに御説明できるような数字は出てきておりません。

平均をとりまして八百円程度の数字が出てきておりますが、市によりましては、例えば小松市が三百四十七円でありまして、熊本の八代市が二百七十六円でありまして、その程度で上がつておる市もありません。

○中野明君 大体私の聞く範囲では、多いところはやつぱり一〇%を超えているところもあるようです。実際に私の住んでいる高知市では徴収費が一台に五百三十一円かかっております。これは五十七年です。五十八年度はもっとふえておるようです。もう大体こんなことで、現場の担当者、じくじたるものを感じております。率直に話をしてみても、果たしてという気持ちは持たして、言ひ出せないと言ふ、地方財政の現状から見て、しかし、いかになものかという考へ方を持っています。

こういう実情を見ましたときに、やはりいつまでもいつまでもそういうことを続けていけるものかどうか。地方税法の五条にもうたわれているとおりでありまして、ミニバイクですか、これはもう廃止する時期に来ているのではないだろうか。もうとてもこれがなかったら生活もできない、という、それこそ大衆課税になつておられますので、その辺、廃止するという方向で検討されるお気持ちがないかどうかです。大臣からも御答弁いただきたいんですが、どうでしょうか。

○政府委員(関根則之君) そういうお話は、実は地方団体の課税当局からも私も聞くことがあるわけでございます。

ただ、子細に検討をいたしておりますと、バイクの徴税費の算定の際の割り掛け方がちょっと強過ぎるんじゃないかと思われるような計算もいたしておりますので、まあまあ平均的には、私どもは十分徴税費を賄うに足る範囲内の収入があるというふうに考えているわけでございます。

そこで一方、必需品だからやめるべきではないかというところもございまして、確かに必需品につきましてはできるだけ税はかけたくないというのが基本的な考え方ではございますが、税というのは、地方財政が今こういふ厳しい状況ですから、いろいろ無理なところも御負担をお願いしているというふうなところもあるわけでございます。まして、例えば住居にも固定資産税を課税をしているというのはいまさらその一つの典型的な例ではないかという感じがいたしております。

また、ミニバイクはやっぱり自転車とはちょっと違っていて、資格を持っていない人しか乗れないというふうな限定性もございまして、それから購入価格等も、確かにスーパーで売っているようなミニバイクは三万円とか四万円ぐらいで買えるというふうなものもあるわけでございますけれども、五十cc平均をいたしますと大体十三万円ぐらいの数字も、私どもの方では出ておるわけでございます。多少のスピードも出ますから、道路損傷の点も自転車とはちょっとけた違いに大きいというところも言えると思っております。そういう関係、それからやはり田舎に行きますと、小さな税金ではございますが、それなりにやはり貴重な財源になっていくというふうな面もございまして、従来からの経緯もございまして、思い切ったそれじゃこの際やめてしまえというわけにはなかなかまいらない税であるというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(田川誠一君) 今税務局長が言ったとおりでございますけれども、自転車に似たような

な、ちょっとそれに毛の生えたようなものでございまして、地方財政の今後の状況を見まして、やはり一つの研究課題としてやっていたいかなければならない問題ではないだろうか、このように思っております。

○中野明君 先ほど局長も申されましたように、現場で徴税に当たっている人たちは非常にじくじたるものがあります。そういう声をやはり敏感に受けてあげるといふことも大事なことの一つであります。

現場には非常にまじめにやっている人がおられます。本当に細かいことなんです、限られた予算で——一例を挙げますと、大臣、老人福祉電話というのがございまして、それが結局今までは市役所の所有になっておりましたので、電話の基本料がいわゆる営業用ということで高い基本料を払っているわけなんです。ところが、実際使っているのは老人のひとり家庭で使っているわけですから、それでそれを住宅用にしていくことをやましく言ったんですが、法律改正が要るとか何とか言うてえらいやかましいことになりました。三年もかかったんですが、やっとそれがおさまりました。そうすると、現場の担当者がすごく喜んで、例えて言えば、一つの市で三百台老人電話があったその基本料で、一台七百円違いますから、それで新たにまた何十台かつつけられるということ、非常に喜んで礼を言われたことがあります。それほど現場の人は限られた予算で何とか住民にもっとサービスができないかということ、苦労している。そういう姿を見ますと、やはりバイクの税金七、八百円もらうのにもうほとんど徴税費用にかかってしまふ、こういう税金はどうなんだろうかと首をかしげている現場の人たちの声というものは、これは無視してはならぬと私は思うんです。

今、大臣が将来の研究課題とおっしゃっておりますので、どうかひとつその辺は、こういう税金について上げるといふんですが、これは据え置きぐらいにしてあげた方がいいんじゃないか。こんなものまで上げるといふのはどうかということ

なんです、この据え置きの問題はどうですか。

○政府委員(関根則之君) 御指摘をいただきましたように、今でも徴税経費との兼ね合いで税額が小さ過ぎるではないかというふうな話もあるわけでございますので、ひとつ御勘弁をいただきたいと思っております。

〔委員長退席、理事真鍋賢二君着席〕

○中野明君 据え置いたらやめにかかぬようになりませう。

それでは住民税に引き上げたいと思っております。住民税の課税最低限を引き上げることになったんですが、やはり生活保護を下回っております。まことにけしからぬことだと思っておりますが、この生活保護基準以上にするという目標は捨てていないでしようね。

○政府委員(関根則之君) 基本的な考え方としては、やはり生活保護基準を下回るような課税最低限の設定の仕方というのは私どもとしてはできるだけ避けたい、できることなら生活保護基準を上回るような課税最低限を設定していきたいという願望は持っております。

○中野明君 その願望を持っておられるのでしたら、今回、低所得者に対する配慮として非課税措置をとっておられます。ところが、今までは単年度限り、いわば時限立法的なものでございまして、それを今度は「当分の間」と、このようにおっしゃっているんですが、これは今の御答弁とちよつと一歩後退しているんじゃないかというふうな気がするんですが、なぜ「当分の間」というふうにされたんですか。

○政府委員(関根則之君) 先ほど申し上げましたように、願望としては持っておりますが、現在のようないくつかの地方財政の状況の中では、生活保護基準を上回るような課税最低限を設定し得るほどの減税財源の確保ができない。非常に悲しいことながら、やりたいけれどもできないという状況にあるわけなんです。

〔理事真鍋賢二君退席、委員長着席〕

そこで、しかしそれは言いましたも、課税最低

限を生活保護基準以下に設定した場合に、その課税最低限を上回った者からは住民税所得割をいただいていたというところ、そこに現実的な問題が生じますので、非課税措置というものを講じまして、生活保護基準程度の収入しかない人からは税金はいただきません、こういう仕組みをとっているわけでございます。それを五十六年度以降、各単年度の措置としてとってまいりましたが、今回の改正におきましては、思い切ったと申しますか、非課税限度額を二百万円に一応設定をすることといたしまして、これが昭和六十年年度におきましては給与所得控除の影響が出てまいりますので、二百二十万円に自動的になっております。ところが予定されているわけなんです。そうなりますと、単年度の措置ではなくて、複数年度にわたってこの非課税限度額が機能するということが言えるものでございまして、単年度限りの措置ではなしに「当分の間」ということで設定をさせていただいたということでございます。

○中野明君 とにかく生活保護基準を下回っているというところは、これはもう話にならぬということとはもう基本的な認識として持って、財政事情がやむを得ぬからこうなんだという御説明ですけれども、わかりますよ、財政事情が厳しいことは、ですけれども、やはりそこは一緒にするべきだと、それが整合性がとれているという考えをどこまでも堅持していただいて、一日も早くそのような状態にしていただきたい。これ要望しておきます。

じゃ時間が来ましたので、法人税に関する問題、一点だけお尋ねしますが、法人税の対象企業のうちで赤字の法人割合というものが非常に最近ふえているという報告のようですが、何か三割から五割に上がったというふうなことなんです、その理由はどうなんでしょう。

○政府委員(関根則之君) 赤字法人企業の割合は、昭和四十五年当時は約三割程度でございまして、最近は非常にふえてまいりまして、五十七年度の統計におきましては五三％の企業が

欠損を生じている、赤字であるということでございます。

○中野明君 それは何か特別に理由があるんでしようか。

○政府委員(閣内閣則之君) 格別私どもの確な理由というのを把握いたしておりませんけれども、まず法人数が急激に増加してきていますという問題が私に背景にあるのではないかと申します。小さな、いわゆる法人成りかと思いませんか。昔は個人企業としてやってきたものが法人成りをしてきています。そういう小さなもののが法人企業の割合というものが相当出てきておきますので、そういうものがベースにあるのではなからうか。もちろん景気の停滞等が影響をしていることも当然のことながらあらうと思えます。

○中野明君 それで、赤字法人ということになりますと、この赤字法人が支払う地方税というのは法人税と住民税の均等割だけということですね。非常に衆議院でも議論になったんじゃないかと思えますが、今回のこの程度の引き上げの状態果たしてこれいんだらうか。例えて言えば、資本金五十億円を超える法人はたつた百二十万円を今度三百万にするわけですか、それきりしか納めない、赤字だった場合、こんなことでいいんだらうかという素朴な疑問を持つわけです、外形課税とあわせて。

○政府委員(閣内閣則之君) 赤字法人に対します課税のあり方というのは、これは基本的に国税、地方税を通じて大問題であらうと思えます。したがって、そういう基本問題につきましては税制調査会におきましてもこれから取り組んでいただく必要はないか。今までも議論は実はしていただきました。しかし、問題が大きいだけになかなか簡単に結論が出せる問題ではないわけでございます。

そこで、今回の改正で均等割の引き上げをお願いをいたしておりますが、確かにこの引き上げの理由の一つには、赤字法人が非常にふえてきていて、それで赤字の場合にはほかの税をほとんど納

めないで、もちろん固定資産税等は納めていただいておりますが、収益に対する課税としてはほとんどはかにか何もない、これはやっぱり問題があるのではないかと、そういう観点から均等割はせめて少しふやしていただきた、こういう考え方がございましたが、これだけで赤字法人対策というものは地方税のサイドから解決したものと申すふうには私どもは全く思っておりません。もっと基本的な、全般を通じての考え方のもとに将来にわたって対策を講じていかなくちゃいけない。

その中で一つ考えられますことが外形標準課税、事業税の外形標準課税という問題でございます。今でも議論をいたしました。これからは分譲論をしていただきた、私どもとしてはそれが実現する方向で何とか解決策が講じられないか、今後研究を努力をしてみたいと考えております。

○中野明君 この問題についての大臣の御見解を伺って私の質問を終わりたいと思えます。

○國務大臣(田川誠一君) 今局長が言いましたように、私も同様に考えております。

○原田立君 経企庁来ていますか。――本日は河本長官が一緒に座ってらっしゃるお伺いしたいところなんですけれども、課長さんですから答弁が中途半端という言葉は失礼ですけれども、言えない面もあるだらうと思えます。そのときにはひとつ大臣の方も閣僚で同じレベルですから御答弁いただきたと思えます。

本年度の実質経済成長率三・四％はほぼ達成可能と、来年度は四・五％の目標を掲げておられるのでありますが、最近の景気動向を見ると、経企庁の月例経済報告あるいは大蔵省の法人企業統計あるいは日銀の企業短期経済観測調査――短観と言っていますが、それぞれ発表されている中身が、景気の回復あるいは向上、こういうふうな判断をしていただきた。で、僕はその点について、そう言えるようなところもあるかもしれないけれども、まだかすかな動きであって、こう大き

く、大きくというのでしようか、景気の回復は上向きだと、こう威張って言えるようなところはないんだらうと思うんですけれども、いかがですか。

○説明員(服藤取君) 我が国の景気は、昨年の二月ごろを底にいたしまして回復に転じたわけでございます。その先導役になりましたのが海外景気の回復を背景とした輸出の増加であったわけでございます。これがその後内需の拡大にも徐々に波及をいたしまして今日に至っているわけでございます。

現時点での景気の現状ということになりますと、先般、国民所得統計の速報が発表されましたけれども、そういったものの推移で見まして、地域とか業種によつてばらつきはございますが、総じて申し上げれば緩やかながら着実な回復過程を歩んでいるというふうに見ているわけでございます。

○原田立君 いわゆる内需拡大の景気回復に向かっているということも言えると思うんですね、やや。雇用者所得や消費支出の点についてはこれは伸び悩み、〇・四％増の微増です。それから、いわゆる完全失業率、これも二・七三％という、我が国においては高い方の部類です。こういうふうな実態から見ると、景気が上向いたということとはちょっと言にくいんじゃないか。

○説明員(服藤取君) 確かに経済のある特定の分野等を見ますと、先生御指摘のような点もあるわけでございます。所得の動きというものを、毎月勤労統計調査というのがございまして、これに出

ております現金給与総額の推移で見ますと、名目の動きでは五十八年九月以降大体二・三％前後、実質では一・〇％前後、いずれも前年同期に比べてでございます。伸びと申しております。緩やかな伸びを示しているというところも言えようかと思えます。

こういうふうな所得が動いているというふうなこともありまして、個人消費、これは月によりましてはいろいろ不規則な変動はしておりますが、

大きな傾向としてとらえますと、緩やかに増加しているというふうなことが言えるのではないかと申します。今後、景気回復が一層確かなものになるにつれて所得、個人消費とも着実に増加するのではないかと、いうふうな期待をしておるわけでございます。

また、お話しございました雇用情勢の点でございますが、おっしゃる通りに最近の失業率二・七三％というふうな高い水準にあるわけでございます。労働力需給といったものもお緩和した状態が続いているというふうなことが言えようかと思えます。しかしながら、そうした中でありまして、有効求人倍率などを見ますと、ここ数カ月、わずかながらあります。また、所定外労働時間などを見ても、前年同期に比べて二ケタの伸びというふうなところも出てきております。

これは景気がよくなるに連れて所定外労働時間、超過勤務というものがふえていくわけでございます。あるところまで来ますと物理的に超過する限界というものが参りまして、それがいざれば雇用者の増加というふうなものに結びついてくるわけでございます。現在のような景気の動向、回復過程、これが続いてまいりますれば、いずれは、徐々にではありますけれども、失業率の低下等に結びついていくものと期待しておるわけでございます。

○原田立君 行き詰まった財政を再建するには景気を浮揚させて税の自然増収を図るということが経企庁長官の主張であり、考え方のようでありますが、具体的にはいかなる政策、施策等をもって自然増収を図るのか。歳出の合理化だとか税体系の見直し、経済活力を拡大して税の自然増収を図るといふような三本柱を掲げているようであるが、特にその三本柱の経済活力を拡大して税の自然増収を図るといふことを基本に置いていると、こういう考え方を示しているわけでありませうけれども、これについてはいかがですか。

○説明員(服藤取君) 財政再建の問題でございますが、これは長期的な取り組み方といたしまして

は、いわゆる「展望と指針」で示されているとおりでございます。

まず歳入歳出両面にわたりまして厳しい見直しを行う。それを通じて財政改革に取り組みたいということ。それから、私どもの大臣が申し上げておきますように、税体系の見直しというののも一つのやり方でございます。さらに、円滑な財政再建を図るためには、我が国のすぐれた潜在的な活力というものを十分に引き出すということが大事ではないかと思っております。そのことによりまして、経済のインフレのない持続的な成長というものを図れば税収を安定的に確保できるような努力をしないか、またそういうことのためにいろいろ努力をしていくことが重要ではないかというふうに考えております。

当面的にはどうするかということでございますが、政府といたしましては、今これ数年ぶりで景気が回復過程にあるわけでございますから、この動きというものを注意深く眺めながら、国内の民間需要、これを中心としました景気の持続的な拡大というものを図ることを目的としまして、今後とも景気動向に応じて、適切でそしてまた機動的な経済運営に努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○原田立君 課長さん、あなたも余りほろを出さないような答弁の仕方をしていただいても、河本さんこういうふうにならざるを得ないわけですよ、景気浮揚を図って税収を上げていく。現実には、もう局長先頭になって、ばんばん増税を図っている。やっていると全然話が違わぬですよ。それで、局長にはまだ聞くけれども、大臣、河本さんのこういう考え方とあなたのお考えとはいかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 私も専門家じゃありませんから余り自信持って言えませんが、河本さんがおっしゃっている景気浮揚の考え方のうものは、ある面については私は賛成でございます。ただ、今回の財政を見ますと、やはり歳出の抑制、切り詰めというんですか、歳出カットとい

うのはやっぱり思い切つてやっつけていかなきやならぬ。そういうことと、それと景気回復のいろいろな活力を出していくための景気対策というものと、ある面ではやっばり矛盾するところがあると承知しております。ですから、そういう意味では、河本経企庁長官のおっしゃる、例えばよく国会なんかで取り上げられております思い切つた減税やるといふようなことについては必ずしも全面的に賛成できない面もありませんけれども、どちらかと言えども、やはり今企業の活力をつけていくあるいは購買力に刺激を与えていくというようなことは当然考えていかなければならない、まあこのように思っております。

○原田立君 所得税、住民税減税は行方が、その財源は減税以上の増税によって穴埋めされているのが今回の地方税法改正案の中身であります。今の景気回復の最大の課題である個人消費の拡大という点から今回の増税予算について一体どう見ているのか、また、個人消費の伸びは期待できるのかどうか、これひとつずつの点と、それから局長と、あと結論的に大臣からお聞きしたい。

○説明員(服部収君) 今回の税制改正、特に個人の消費に絡みますと税制改正が個人消費にどう影響を与えるかと考えるかという、まず第一点の御質問でございますけれども、酒税とか物産税などの増収、これはいづれにいたしましても物産の上昇にはね返ってくるわけでございますから、その分だけ実質可処分所得というものの伸びが抑えられるというところになるかと思っております。

しかしながら一方、所得税、住民税の減税というものが、こういった酒税とか物産税、いわゆる間接税の増収を上回る規模、倍近い規模で行われるわけでございますから、この減税というものは直接的には家計可処分所得の伸び、これを押し上げる効果を持つ。それが消費支出にはプラスの影響を持つのではないかとこのように考えます。

結局、いづれにいたしましても間接税の増収額というものが所得税、住民税の減税額の半分以上であるというふうなことでございますから、両者

を総合いたしますと、ネットの効果では個人消費に對しまして好影響を与えるというふうに見ておるわけでございます。

さらに、御質問の第二点の、今後の個人消費支出をどういうふうに見ているかという点でございますが、これにつきましては、生産が非常に順調なテンポでふえている、それから企業の収益というものも改善をしております、企業収益が改善しますと、いづれこれが従来例からいまして所得の増加に結びついてくるわけでございます。さらに、物産の安定、これも五十八年度二割前後というのには非常に超安定な状態であるわけですから、五十九年度におきましても、従来ものから比べますと非常に安定した状態が続くというふうに見込まれておりますので、それやこれが相ましまして、五十九年度の個人消費支出につきましても、緩やかな増加を今後とも続けていくのではないかとこのように見込んでおるわけでございます。

○政府委員(関根則之君) 住民税の減税について申し上げますと、昭和五十九年度では減税額は三千百二十九億になるわけでございます。その分、個人の所得課税というものが軽減されるわけでございますから、その実質の個人の所得というのは、手取りがその分だけふえていくということになると思っております。

一方、増収におきましては、直接個人に関する問題といたしましては、自動車関係税の御願いをいたしております増収額でございますが、これは千三百五十億でございます。減税額に対する割合としては四三・一％ということでございます。

四五・七％を法人関係税の増収ということでお願いをいたしておりますので、その意味から、住民税の減税額を九々個人所得に課税する税目増収を削っているということではございませんので、その差の部分というのは何らかの形で消費の拡大要因としてカウントしてもいいものではないかというふうな考えです。そういう意味におきまして、今回の減税が消費についてマイナスの効果を

持つということには考えておりません。

それから、基本的、長期的な問題といたしましては、やはり地方財政も国の財政もそうでございますけれども、これがしっかりしておりませんと、まさにこのままの状態を置いておきますと経済の足を引っ張ってしまうというふうな大変な状況に落ち込んでおるわけでございます。今やはり長期的に財政として考えていかなければならないのは、財政の立て直しを早くやっつて、経済的な政策的な面に財政が寄与し得るようなそういう体制をつくっていくということが必要なことであるというところでございまして、そういう意味から減税財源をある程度、別途他の税目によって補てんといたしますか、確保しなければいけないという状況にあるものというところにつきまして御理解をいただきたいと思っております。

○原田立君 大臣、今の関根局長の答弁は僕には非常に不満です。

もう一つつけ加えて、臨調の答申でも増税なき財政再建ということを言っているわけですよ。減税実施に伴う与野党間の合意事項でも増税はしないと、こう言っているわけですよ。にもかかわらず大蔵省における間接税の大幅引き上げ、今ここでやっているとこの地方税の引き上げ、これは明らかに、減税は確かにしたけれども減税の穴埋めは増税でしているんですよ。これは、こういう姿勢は明らかに今まで言ってきたことと逆なことであって、公約違反だと、答申無視だと、僕はこういうふうな感じをします。また、そういう意見も多くの国民の皆さんお持ちです。あわせて御答弁願いたいと思っております。

○国務大臣(田川誠一君) 増税なき財政再建という言葉だけ見ますと、今、原田さんおっしゃったように、また国民の皆さんがお考えになつておられるように、増税もやっていると聞かぬというふうな声になつてくるかもしれないけれども、臨調で言っている増税なき財政再建というのは、全体としての税負担の上昇をもたらすような税制上の新たな措置は基本的にはとらないという意味にも

とれるわけでございます。今回の減税を埋めるための増取措置というものは、税の負担率の上昇をもたらすものではないというふうなことから見ますと、おっしゃる通りに、増税なき財政再建には反しているという事は必ずしも言えないのではないかとおもうに思っております。

○原田立君 じゃ、具体的に言いますよ。

改正案では、今局長も言ったけれども、五十九年度、初年度は個人住民税の減税三千二百二十九億円、そして実質三百五十六億円の減取、六十一年になると一体どうなんでしょうか、あなたは六十一年の話し何にもしなかったけれども、六十一年は個人住民税の減税三千五百五十三億円、合計プラスマイナスすると六十一年度平年度は三百四十四億円の増取でしょう。これがずっと続いていくわけでしょう。明らかに増取じゃないですか。こういう今大臣も言っているように、低いところは上げたんだと、上へ上げるようなことは余りしないんだと、こう言っているんだけれども、今おたくの方でもらった資料からいっても、明らかに平年度は三百四十四億円の増取ですよ、いかがですか。

○政府委員(関根則之君) 両年度を通じて見ますと、わずかではあります。減取が立っておるということではあります。ただ、平年度三百四十四億円というところでございますが、確かに数字はそのとおりでございますが、この背景といえますか、計算の過程には、国税におきます法人税率の二年度限りの税率の引き上げの影響が昭和六十一年度で六百七十億実入っているわけでございます。もちろん二年度経過した後でどうするかという話についてはいろいろ議論はあると思いますが、現在御提案を申し上げている法律そのものは、あくまで二年度の間の時限法として、臨時の措置としてお願いをしておりますので、私ども税制を考える場合にそういう前提で物をお考えいただくわけでございます。したがって、この三百四十四億が将来永遠にずっと平年度化してつなげていくというふうには考えていないわけでございます。

○原田立君 そのいうインデキスは私は許さない。法人均等割の税率引き上げで確かに五十九年度三

一・九%、それから自動車税、軽自動車税については四二・一八%の増取、合計七四・一%になるわけでありまして、六十一年度では法人均等割は四七・五%、それから自動車税、軽自動車税は四五・一三%、合計九二・六、七%賦課している。明らかにこれは増税じゃないですか。

○政府委員(関根則之君) 昭和五十九年度と六十一年度とによって数字が違ってくるわけですが、平年度化したします昭和六十一年度におきまして、もちろん自動車関係税の引き上げの効果等が多少ふえてまいりますし、それから法人均等割の額につきましては五百億近く上昇をしております。しかし、それだけでは減税財源を充足することができませんので、別途国税の税制改正に伴うものが五百八十一億円入ってきておりますので、それがなにより逆に減税額に比べて三角が出てしまふ、こういうことになるわけですね。

それ、その法人税率の改正に伴うものというのは、あくまでも二年度の臨時的な税率改正ということになっておるといことを申し上げているわけでございます。

○原田立君 車の問題で聞くんですけれども、車、営業用と自家用とありますね。営業用も自家用も車においては変わりないわけですね。営業用はそれで利益を生み出していくというふうな問題もあるでしょう。それから自家用となると何か生活必需品的なものになっていくでしょう。

それで私が言いたいのは、今度の法律の上であらわれてきているのは、営業用のアップ分はほんのわずかなんですね。理由はわかるんです。営業用の方の関係でアップ幅をうんとしたならばそれだけ原価がまた高くなって利用者が減るといふような問題が出てくると思う。だから少しでもいいんだらうと思うけれども、じゃ、個人用の自動車はもう明らかに余分のものを持っているんだからばつとつけてもいいんじゃないかという理屈にはならぬと思うんです。それで、今この表を見てみると、営業用については百十万八千台あって、そして自家用車については三千三百四十四万

九千台ある。べらぼうな差があるわけですね。台数でいっても三・二%対九六・八%と、こういうふうになっている。税収見込み額では、営業用のが〇・五%のアップでありながら自家用車については九九・五%だと、全部合わせるんですよ。これは非常に不合理ではないですか。さっきあなた答弁している中で、こういうのをやるのは当然なんだ、当たり前なんだというふうな意味のことを言ったけれども、ちょっと言い過ぎじゃないのかというふうな僕に僕は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(関根則之君) 自動車税の税率の引き上げにつきましては、当然のことだから当たり前前だというふうな考えでいるわけではございません。もちろん税負担を引き上げるわけではございません。それから、私も申し上げておいては、納税者の方々にお願いを申し上げていると、そういう気持ちでいるわけではございません。

問題は、営業用のアップ率との兼ね合いの問題でございますが、営業用を低くしておいて自家用車はどんどん上げていいんだから自家用車の方に割り掛をしてそれ以上上げた、そういう考え方は実は私も持っておりません。やはり自動車税というのは定額税率でございますので、この前、昭和五十四年度に見直しをさせていただいた以来、現在の税率が設定されておるわけでございますが、その後における物価の上昇割合でありますとか、あるいは自動車購入価格の引き上げ率でありますとか、そういうものから判断をいたしまして、自動車については大体一五%ぐらいお願いをしたいということをお願いをしております。

その際に、営業用についてどうするかという議論が出てまいりまして、これは従来の改定の際には原則として据え置きという措置をとったこともあるわけでございます。過去二回ほど原則据え置きというやり方をしておりますが、しかしそれを今回も据え置きという議論も実はあったんですけれども、余りにも今回また据え置きをやりませ

と營自格差が広がり過ぎるといふ問題が生じます。やはり、確かに公共料金に多少反映する問題ではあります。多少とも少し御負担をお願いできないかという考え方がございまして、五%という税率をお願いをしておりますが、これは我々から考えますと、物価上昇等から考えれば、営業用にも実は一五%ぐらいのお願いをしたいところでございますが、そういう公共料金との兼ね合いを考えた上で五%程度にとどめさせていただいたということではございまして、それを下げた分を自家用車に乗せるということはいいたしていいわけではございません。

○原田立君 とにかく、あなたの言っていること、それからもらった資料なんかから見ると、非常に矛盾なんですよ。自家用は、台数は先ほど申し上げたとおりですけれども、改正法によって今回徴収されようとする税額が九千六百五十四億三千三百、自家用がね。それで、営業用の場合には二百一億七千五百万。これを率で見ますと、さっきも言ったように、自家用が九九・五%、営業用が〇・五%だ。非常に台数が違ふんですから、こういうものかと思うんですけど、それにしては自家用の車、あるいは軽自動車も全部含みますけれども、要するに昔の自転車あるいは原付自転車と同じみになっておるわけでしょう、自動車、軽自動車。

それで、もう一つ言いたいのは、原付自転車五十CC以下が千三百四十五万台あるわけですよ。現行は八十六億六千二百円の税を取っているんですけども、今度は改正すると百二十三億八千万円の増になるわけですよ。これはどこからどう見ても、減税だなんというより、要するに取れるところから取れ、大衆課税みたいな感じがして、昭和三十三年のときに自転車荷車税が免除になった。あれはあの理由の中に、郡さんが大臣だったんですけども、あの中に言っていますよ。要するに大衆課税的な要素を帯びてきたからこれはやりません。そのかわりたばこ税の方を二%です

とかと言っているんです。

○政府委員(関根則之君) 今回の納税環境の整備につきまして、それで大企業の方の問題が片づくとは考えておりません。あくまでも不公平は正といいますが、税の公平確保のために、申告の際にも必要な帳簿なりあるいは資料等の保存をお願いしたいということをお願いをしております。また、申告の際には、申告書の保存をお願いをしております。また、申告の際には、申告書の保存をお願いをしております。また、申告の際には、申告書の保存をお願いをしております。

○神谷信之助君 そうすると、今回の改正は、大企業的那种不正な行為に対する是正を求めるための改正ではないに、一般中小零細業者に規制を加えるという、そういう改正だということですね。

○政府委員(関根則之君) 資料の保存義務につきましては、これは今までそういう義務が課されていなかったのが中小企業の分野でございまして、そこに効果があらわれてくる、こう思います。しかし、例えば証拠申し出の順序の規定等につきましては、これは大企業まで全部含まれて今度の改正の影響を受けるわけでございまして、そういう意味においては、ただ単に中小企業だけを対象にした納税環境の整備の改正ではないと考えております。

○神谷信之助君 今おっしゃいましたから、その次の問題に具体的に入りますが、保存義務の問題ですね。これは今まで中小業者、零細業者なんかはつけていない、それに義務づけたんだと。なぜですか。

○政府委員(吉住俊彦君) お尋ねは、記録の保存義務の方だと理解いたしますが、確かに義務づけ

ではございますけれども、先日佐藤委員のお尋ねにもお答えいたしましたように、申告納税制度の根幹というのは、最後には申告書を書いていただくということにあるわけでございまして、その申告書を書くに際しまして何もなしでは書けない、これは当然でございます。やはり、それなりに基礎資料、月計表、日計表あるいはその基礎をなします個々の伝票、そういうものが背後にないと正しい申告書は書き得ないという意味で、当然、取引をなされる以上、そういう書類、帳簿、伝票、そういうものがある年限保存していただきたいという趣旨の改正でございます。

○神谷信之助君 今のは質問に答えてない。理由を聞いています。だから、正確な申告をする場合に、当然いろんな資料があるだろう、その資料に基づいて申告をなさっているだろう。だから、正確な申告をする上での潜在的な義務は今まであるわけだ。正確を期するためにいろんな資料に基づいて出してやる、それは当然だろう。今度はそれを法定化するんですね。義務を法定化する理由を聞いています。

○政府委員(吉住俊彦君) 確かに、おっしゃるような内在しているという点では確かでありませうけれども、従来からそういうことでございませうけれども、さらにそこを一步進めまして、やはりこの申告の裏づけになる資料を保存していただくことによりまして、税務調査に際しましてその正確性が担保されるというところに、今回改正の効果を期待しているわけでございませう。

○神谷信之助君 そうすると、記録を保存しておけば、税務調査の場合にその書類を見てちゃんと実額課税をする、そういうことになるというんですか。ちゃんとこれからはそれに基づいて実額課税をいたします、推計課税は入れません、そのつもりで義務化をお願いしたという意味ですか、今おっしゃったのは。

○政府委員(吉住俊彦君) そのような記録がございませうれば、事実上税務職員はそれを拝見いたしますして調査させていただくことにはなるかと思えます。ただ、青色申告のような法定された帳簿じやございませぬ。それぞれの取引に際しましては、その中には取引に余り関係ない、所得の計算に余り関係ないような資料もまじっていることもあるかと思えます。そういうことでございませぬので、拝見はいたしませんけれども、また、これケースはまちまちでございまして、拝見いたしましたもなおかつ全体像が明らかにならないというような場合も、それは否定できないと思えます。したがって、保存しておけば、そのまま課税が行われてそれで終わるということはないということとでございませぬ。

○神谷信之助君 あなた現場の実態を知らぬですよ。税務署の署員が来て、そういう資料なんか目も触れない。何ば資料があるうと目も触れない。自分のところの推計課税は正しいんだと勝手に押しつけてくる。青色申告の場合にもそうですよ。具体的に帳簿なんか見ないです、青色申告も。だから、これは別の意図があってそういうことを考えているんじゃないかと思うんですが、それは別にして、この条文で四十五條の四は都道府県民税の方、七十二條の五十五の三が事業税、三百十七條の八が市町村民税、これらはいずれも「自治省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に關して作成し、」云々とあります。この自治省令で何かの作成を規定するおつもりですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 条文には「業務に關して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する」ということでございませぬから、読み方としたしましては当然、業務に關して作成した帳簿及び書類というふうに読むことを期待して改正をお願いしているわけでございませぬ。

○神谷信之助君 「作成し、又は」だろう。作成した書類、帳簿……

○政府委員(吉住俊彦君) 解釈いたしましたしては、「つまり「帳簿」「書類」というのは「作成し

と「受領」とに、両方にかかるというふうに読むというので改正をお願いしているわけでございませぬが、そういう読み方のもとに自治省令では何を定めるかということもございませぬが、それは保存期間でございませぬとか保存の対象となる帳簿、書類の種類などを定めようというふうに思っております。

○神谷信之助君 今のあなたの「作成し、又は受領した帳簿」ですか、作成した——受領したとかとなるんじゃないでしょうか、日本語では。それは、その問題、別になります。

○政府委員(吉住俊彦君) この部分の改正規定は、御案内のように、明年の一月一日から適用するということをご予定いたしておりますので、もちろん省令は早くつくりたいと思えますが、その間かなりの準備期間もございませぬので、その間に準備をさせていただくということになるかと思えます。

○神谷信之助君 そうすると、省令の中身はまだ決まっていない、具体的には。

○政府委員(吉住俊彦君) 幸いにして法律を通していただきましたならば、すぐにつくりたい、こう思っております。ところが、岡山市の市議会で、この間の二月議会、これに三十一号議案として「個人市民税の納税義務のある個人事業所得者等は、取引に關して受領し、又は作成した記録及び書類の保存をするものとし、個人市民税について申告書に所得金額の計算過程を明らかにする書面の添付を求めることとする」という条例の改正案を提案した。この事実はどうですか。

私どももいたしましたし、ただいまおっしゃいましたようなケースは初耳でございますし、当方から、そういうふうな条例をつくれと、つくった方が適当であろうと言った覚えはございません。

○神谷信之助君 ところが、この議案の提案について総務委員会で、中央文書に基づいて税法改正の先取りをしたいと言っていて提案しています。あなたは今説明で、この法律が成立したら、それを進めていくための事務的な打ち合わせをなさっている。その場合、言うならば予想される省令の中身についてお話になっていくわけでしょう。だから、それに基づいて条例をつくっているんだ。しかし、私が先ほど質問したら、省令の中身は法律ができてから検討します。実際はそうじゃないに、もう議案にわざわざこういうふうな条件を交えていきますよという提案をやっている。これは一体どういうことなんでしょうか。国会の審議抜きで、事実上はほとんど実務的には進行している。ちょっと早まって議案に提案して見つかつたと、こういうことじゃないですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 打ち合わせを行つてはおりますが、その打ち合わせの段階におきましては、自治省令の中身はまだはっきりしたものとなつておりませんので、そういう指導と通知、お知らせをしたことはございません。

○神谷信之助君 これは実際には岡山の民主商工会から抗議をされて、そしてその後議連の理事会で撤回をされたんですよ。うっかりしてたら法律ができる前にもう条例改正が行われてしまう、こうなるんだ。

そこで、この岡山の市議会に提案をした中身ですが、この保存義務を課している趣旨は一体何かと言え、個人市民税について申告するときに所得金額の計算過程を明らかにする書面の添付を求めるのだと。申告に添付を求める、単なる保存じゃないんですよ。添付を求める、こういうように条例改正の案を出して、実はこの記録の保存義務というのは、そういう保存をさせて、そういうことに使おうというつもりなのかどうか、この

点はどうですか。
○政府委員(吉住俊彦君) 保存義務とは一応無関係のものでございます。ただ、地方団体の権能といたしまして申告書をお出し願うとき、申告書だけではなかなかわかりにくい。だから、物によりましてはあるいは添付を求めることがあるかも知れませんが、それは直接今回の保存義務とは関係がございません。

○神谷信之助君 そうすると、単なる保存義務じゃないに、それぞれの自治体ごとで申告するときに添付することを義務づける、要求するということあり得るといふ、こういうことですか。
○政府委員(吉住俊彦君) 現在の申告書の提出に当たりましては、例えば源泉徴収票の添付を實際業務上求めていることもございますし、そういう意味で、何もかも添付なしで出すのだということも申し上げているんじゃないかと、それは必要によりまして、申告書だけではわかりがたい、もう少し中身を説明していただきたいという意味で、それは添付を求めることがございます。ただ、それは直接この保存義務がない場合でもあり得ることでございますので、そういう意味でこの保存義務とは一応無関係のものであるというふうにお答えした次第でございます。

○神谷信之助君 そこに問題があるんですよ。内在的義務が今度法定化されると、それが立法の段階ではいろいろ御説明なさるけれども、それが今度実際に法律として成立したら、いろんなところでいろんな形でひとり歩きをする。だから、申告者が必要とあれば自分でつけて持っていくでしようし、その説明資料に基づいて説明をするでしよう。それを義務化するということは別の問題なんだ。

それから、今大蔵委員会でやっているあの所得税法の改正の中にも、確定申告書への資料添付義務というやつが出ています。所得税の場合にはそれがあつても、地方税の場合は添付の義務がないわけですよ。出されてないんだ、保存義務だけでしよう。添付の義務ではないわけだ。し

かし、向こうにはあるんだから条例でそんなさつてもよろしいということになっていけば、これはもう大体国税並みにやろうということになることは目に見えているんだ。この点はいかがですか。
○政府委員(吉住俊彦君) かなり技術的なことになるわけでございますが、申告書の様式は、これはまた自治省令で定めているわけでございます。その様式の中で、そういう必要な書類を添付しなさいということはお付記できる仕掛けになっております。

実際問題といたしましては、御案内のとおり、所得税の申告書をお出しになった方は住民税については申告書の提出を要しませんので、その意味では所得税と異なりまして、一度あつちへ出していただくには、うちはあえてそれは求めませんというところではございますけれども、理屈の上では、省令といたしまして、申告書の中で必要なのは添付していただきたいということが書ける仕組みにはなっているわけでございます。

○神谷信之助君 だから結局、実質的に帳簿の作成義務を課するようになっていくと。それやらなければ推計課税でやっちゃう、こういう危険が一層もう明らかになつてきていると思うんですよ。だから、領収書一枚なくなつたとか、あるいは長時間働いて疲労して、そして記録できなかったとか、あるいは間違えて書いたとかいうようなことで、それじゃおまえは証明する資料がないんだからと言つて当局側の推計課税、物差しで決めた税額を押しつける、そういう道具立てをつくつてしまふということになると思うんですが、この点はどうですか。

○政府委員(吉住俊彦君) そのような条文ができました場合に個々の運用をどうするか、あるいは運用全般にわたつてどういう基本的な立場で臨むかということに関する御質問であるかと思ひますけれども、ごく一般的に申し上げまして、権限を越えたような振舞いがないように、やはりそれは税務当局、課税庁側としても自戒していかなければならないでありまして、そのような行き過ぎがないように指導してまいらなければならぬものであろうと、そういうふうにご考慮しております。

○神谷信之助君 問題は、實際上、実際に執行される段階でどうなるのかということがわからないと、この法律を認めてよいかどうかというのはわからない。その中身は法律ができてからだと、実際どうなつていくのかというのは疑問点、問題点として残っているだけで、これでは本当に私は審議を進めることというのは非常に困難、できないというふうに思ふんですがね。

その次の問題に行きますが、「所得割を課されたもの(これに準ずる者として自治省令で定める者を含む。）」とありますが、この部分は、「準ずる者」というのはどういうことですか。
○政府委員(吉住俊彦君) ちょっとややこしい説明になるわけでございますが、その点わかりやすくするために平たく申し上げますので、多少不正確になることはお許しいただきたいと思ひます。

俗に赤字を出しますと、赤字は繰り越し控除の制度がございまして、翌年、翌々年と繰り越しができる。その結果、単年度の所得だけをみると、繰り越し納税義務が発生したとあるのに、赤字を繰り越して合算しますと、これ赤字でございますから納税義務が発生しない。ところが、その単年度単年度をとつてみますと同一程度の所得を得ていたと、その保存義務を課される人と同じ程度の所得を得ていたということがあるわけでございます。そのような純損失などの繰り越し控除を受けた方でありまして保存義務を課されるということとでバランスを図りたいと、こういうふうにご考慮しているわけでございます。

○神谷信之助君 ちょっともう少し具体的に聞きますが、国税の方は三百万ですか。
○政府委員(吉住俊彦君) はい。
○神谷信之助君 そういうことですか。
○政府委員(吉住俊彦君) ただいま御指摘をいただきました三百万円という基準は簡易な帳簿をつ

き過ぎがないように指導してまいらなければならぬものであろうと、そういうふうにご考慮しております。

○神谷信之助君 問題は、實際上、実際に執行される段階でどうなるのかということがわからないと、この法律を認めてよいかどうかというのはわからない。その中身は法律ができてからだと、実際どうなつていくのかというのは疑問点、問題点として残っているだけで、これでは本当に私は審議を進めることというのは非常に困難、できないというふうに思ふんですがね。

その次の問題に行きますが、「所得割を課されたもの(これに準ずる者として自治省令で定める者を含む。）」とありますが、この部分は、「準ずる者」というのはどういうことですか。
○政府委員(吉住俊彦君) ちょっとややこしい説明になるわけでございますが、その点わかりやすくするために平たく申し上げますので、多少不正確になることはお許しいただきたいと思ひます。

俗に赤字を出しますと、赤字は繰り越し控除の制度がございまして、翌年、翌々年と繰り越しができる。その結果、単年度の所得だけをみると、繰り越し納税義務が発生したとあるのに、赤字を繰り越して合算しますと、これ赤字でございますから納税義務が発生しない。ところが、その単年度単年度をとつてみますと同一程度の所得を得ていたと、その保存義務を課される人と同じ程度の所得を得ていたということがあるわけでございます。そのような純損失などの繰り越し控除を受けた方でありまして保存義務を課されるということとでバランスを図りたいと、こういうふうにご考慮しているわけでございます。

○神谷信之助君 ちょっともう少し具体的に聞きますが、国税の方は三百万ですか。
○政府委員(吉住俊彦君) はい。
○神谷信之助君 そういうことですか。
○政府委員(吉住俊彦君) ただいま御指摘をいただきました三百万円という基準は簡易な帳簿をつ

ける基準でございます、この点は地方税では規定をいたしておりません。

○神谷信之助君 国税では簡易な帳簿をつける義務、こうでしよう。それから、こっちの方でそれを押しなべて言う、保存義務を持つものという意味でいうと、住民税では幾ら、事業税では幾らということになりませんかという事。

○政府委員(吉住俊彦君) 個々の人々によって異なるわけでございますが、とにかく前々年中あるいは前年中に、平たく言えば所得があつて住民税なら住民税を課された人、それから事業税なら事業税を課された人という意味でございますので、それは先生おっしゃるのが、収入金額の方からいってどうかということであれば、これはもう人によってまちまちでございます。

○神谷信之助君 標準世帯四大家族でいったらどうなりませんか、住民税の場合です。

○政府委員(吉住俊彦君) これ事業所得者でございますから、端的に申しますと、改正法で申しますと二十六万円掛ける四ということになりまして、それ以上の所得を持つていた人、前々年中、前年中、失礼しました。二十六万は新しい規定でございます、それぞれの年の控除額で計算をしていただければ結構かと思ひます。

○神谷信之助君 それじゃ、こういう聞き方しなうか。

地方税の、保存義務を課せられる者というのは一体どのぐらいの人数になりますか。

○政府委員(吉住俊彦君) この人数の点は、そのように区分した統計を実は持つておりませんので、はつきりしたことは申し上げかねるわけでございますが、いわゆる事業所得者等という範疇に入る方々、しかも所得税の方は所得税で義務がかかっておりますので、そういったしますと所得税の失格者が中心になると思ひますが、所得税失格者は七十六万人程度でございます。

○神谷信之助君 だから、例えば具体的に言いますと、お年寄り夫婦二人で内職で生活なさつていると、こうなりますと、今度の案でいけば非課税

限度額が二十九万の掛ける二プラス九万だから六十七万でしよう。すると六十七万を超える夫婦二人で内職の収入があつたらそれは記録保存義務がある、こういうふうになるわけですか。

○政府委員(吉住俊彦君) ただいま収入とおっしゃいましたが、恐らく所得の意味であらうと思ひますが、おっしゃるとおりでございます。

○神谷信之助君 だから、こういう人たちにまで記録の保存義務を課して、そして、いやおまえ内職だけじゃないだらう、ほかに所得あるだらうとかどうだと言つて詰めることが一体税の公平になるのかね。片一方では何億という脱税をやつて、それは野放しで手がつけられない。そういうのが一体税の公正なかどうかということ。これ大臣どうお考えになりますか。大臣、これは政治の問題です、技術の問題じゃない。

○委員長(大河原太一郎君) 税務局長、まずお答え願ひます。

○政府委員(関根則之君) 大企業の方につきましても、これは主として国税が当たるわけでございますが、税務調査についてはこれからも力を入れて、できるだけ実調率などを上げていくということを通じて所得の正確な捕捉をしたいということでございます。

また、中小企業の、今お示しの老夫婦だけであつて、自分より事業をやる上であつたいろいろな取引関係の記録をしばらく持つていていただきたい、そこへしまつておいていただきたい、こういう義務でございますので、それほど大きな義務を課するということではない、というふうに私も考へております。

○國務大臣(田川誠一君) 私、公正という言葉を使ひましたのは、例えば給与所得者なんかの徴税が非常に正確になつていふという意味と比較して申し上げたわけでございます、今、神谷さんがおっしゃつた大企業云々のことは、またこれは別の問題でございます、やはり給与所得者と一般の申告納税、一般事業をやつていらつしやる方々

との関係、バランスを見ますと、もう少し正確にやつた方がよろしいのではないかと。これは単に納税者に厳しくするというのではなくて、また記録の保存によつて、徴税側に錯誤があつたというふうな場合にも一つの証拠的な資料にもなるのではないかと、こういう意味のことを申し上げたわけでございます。

○神谷信之助君 今言ひたいのは、本当にわずかな収入で暮らして立てている人たちにまで記録の保存義務を課して、取引なさつたら資料あるんでしよう、集めて残しておいてくださいよ、一枚でもなくしたらえらいことになるということになるのでしよう。記録を残すというのはそう簡単なものじゃないんだ。我々記録を残すといつたつて、日記なかなかつけられませんか。いろんな資料があつたつて、そうなかなか一枚もなくなさないで残すといふことはできやせん。だから、個人でやろうとしてもなかなか困難な問題です。だから、そんなところにもまだ義務を課さなくつても、もっとランク上げて上のところで作るといふ方法もあるでしよう。なぜ、そういう零細な営業なさつて、あるいは内職をやつていふようなところにもまでそういう義務をつけなきゃならぬのかという問題言つていふんです。ただ、それは時間がありませんか次へ行きます。

次、立証責任の問題です。この時期おくれの問題ですが、ここで「遅滞なく」といふのは一体どれぐらいを指すんですか、あるいはその判断はだれがするんですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 通常、法令用語といひまして「遅滞なく」といふ言葉を使う場合には、当事者の事情の許す限り、できる限り早くといふ意味で使うようでございます。ほかに、速やかにですとか直ちにとか、似たような言葉がございますが、「遅滞なく」と申しますと、ただいま申し上げたような意味で使う場合が多く、つまり当事者の側において正当なあるいは合理的な理由がありましておけるといふことは許されるといふ意味合いをも含んでいるというふうに理解いた

しております。結局、今回のこの地方税法の改正規定と民事訴訟法の規定がリンクするわけでございます、民事訴訟法百三十九条によりまして、時期におくれた攻撃または防御の方法として考えられるかどうか、あるいは却下されるかどうかというふうに結びついていくわけでございます、遅滞なく」と申しても、それは訴訟の審理状況、事件の状況によつてまちまちでございます、最終的には裁判官の判断にゆだねられるべきものというふうに理解しております。

○神谷信之助君 今度、十九条の十四の、訴訟にかかわる規定を創設するといふことは、これは裁判官が判断をする上に新しい拘束を行うといふことにはなりません。

○政府委員(吉住俊彦君) 裁判官は法の適用を使命といたしておりますので、その法律にのつて適用するといふことでございますので、法律が變つてくれば、拘束と申します、それを法律の趣旨に従つてやつていくという意味合いでは従来とは異なつてくる、これは一般論として当然でございます。ただ、今少しお示しをいたしたように、民事訴訟法百三十九条には、故意、過失があつたかどうかとか、あるいは訴訟の判決が遅延せしめると認められるかどうかとか、あるいは却下することを得てございますから、できるという意味で、しなくてもいい、してもいい、こういうことに相なるわけでありまして、その範囲におきましては、依然として裁判官の最終的な判断によつて事が進んでいくという意味では拘束はされない、びつしやり拘束はされないといふふうに考へております。

○神谷信之助君 拘束されなやつくる必要はない、だから民事訴訟法の百三十九条で、あるわけだ。故意なり何なりと判断をすれば却下をすることはできる。だから、それがあつてから、民事訴訟法の百三十九条だけならばその条文に基づいた判断を裁判官がやる。ただ、今度地方税法の新しい規定があれば、その規定に基づいて、被告側が事実について主張した場合に原告側が遅滞なく事実

の主張と論証をせよいかぬ、証拠を出さなきゃいかぬと、もしなければ却下されることになりまますよと、こうなる。だから、そういう故意とか、ここで幾つか理由が民法百三十九条にあるが、それ以外の理由がつけ加わるわけでしょう。裁判長に当然これに反すると却下される。そうすると、いままでの税金訴訟で、民法百三十九条でそうしてやってきた税金訴訟が、新たにこの条文を加えることによって、証拠の提出がおくられたという理由で却下される。これは、どんだんそういう状況が、そういう結果が生まれることは予想されると思うんだが、どうですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 結論的には、条文が改正されました以上、従来のやり方と変わることはいふまでもなく、却下することができるといふことで却下される場合は出てまいると存じます。

○神谷信之助君 それが大問題なんです。申告納税制度のもとでは、納税者の申告によって税額が確定するというのが大原則なんです。だから、確定申告を出したその納税者に対して税務当局が、いやおまえの収入はもつとあり、したがって税金をもつと払うべきだという決定をした。そうしたら、そのことを決定をした課税庁側がそのことを証明する資料を出す、証拠を出さなきゃならぬ。したがって、立証責任が課税庁側にあると言ふことができる。これがいままでの民法百三十九条を含めた訴訟指揮になつてきているわけですね。

ところが今回の規定は、税務当局の主張が合理的なものでどうかという判断をする以前に納税者側から反対の主張と証拠の提出を行えと、こうなる。そうしたら、課税庁側が二百方なら二百方という税金の更正決定を行ったその根拠が明らかにならないのに、その反論の証拠を出せ、主張せよと言つて、もうだめ。何を根拠にやっているのかわからぬので、課税庁側の主張が間違っているという論証はできない。そうすれば、主張もできないあるいは証拠も提出しない、だから却下、敗

訴。裁判負けしてしまう。税金裁判をもうしたらいかぬということになる。そういう危険を招く問題だと思ふのだけれども、どうですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 立証責任の転換をめぐる問題は、いろいろ議論があったところでございませぬけれども、一般的に納税義務者に立証責任を負わすべきであるという議論、それに対しては慎重でなければならぬという議論、いろいろございませぬ。昨年の十一月の税調の中期答申を若干引用させていただきますが、現段階におきまして……

○神谷信之助君 そういう原告側に立証責任を負わすべきだという議論もあります。それは知っています。

問題は、国民が主権者であり、その国民がみづからの資料なり何なり、帳簿なりその他に基づいて申告をする。これは正しいものという前提に立って自主申告納税者は申告できるわけだ。それに対して、間違っていますよと言つて、課税者側は、間違っているという主張の根拠を持って更正決定するわけだ。そうじゃなしに、原告の側がまず立証しなければいけませんよという態度は、大体虚偽の申告をするという前提に立っているのですよ。お上が税金を決めて税金を取り上げるといふ、そういうかつての思想に立っている。だから、今までの自主申告納税制度はそれである。

しかも、私はもう時間がないから言いますが、民法百三十九条というものが、故意に裁判を遅延したり混乱させたりするにたいしてもうだめと、こういふのでしょ、本来、ところがこの問題は、故意に遅延するいかんにかかわらず、証拠を出すのをおくれたらけしからぬ。現実裁判の事態、最近はどうなつていふかという、遅延するのは課税庁側なんです、引き延ばしているのは、更正決定をした税額、その証拠を一つ言つと、その根拠を言つと、それに対して原告側が反証を挙げてその主張は成り立たぬということも明らかにする、そうするとまた次の主張をするわ

けです。ずるずる引き延ばす。実際、原告側はどうかという、更正決定受けて、とりあえず借金をしてでも払つて、そして裁判やつて早く決着をつけて、ちゃんと正しく税金は戻してもらおう、だが、利子もふえるのだから、裁判延ばしたら延ばしただけ原告側は、逆に言つたら損な実態というのが現在の税金裁判の実態です。遅延をわざわざさせているのはだれかと言つたら、課税庁側です。

それを、税調答申にもあるように、何か原告側が、納税者側が故意におくられて引き延ばしているかのような、そういう主張も一部あつて、幾つか理由挙げていますが、そういう理由も知っています。だからということ、こういうことが行われてきているのですが、これはまさに、何と申しますか、これから推計課税をどんどん行ひ、そして最後は、それに対して不服だといって仮に裁判を行つても原告側が不利になる。当事者対等主義をそれで覆す。大体、権力持っている者と一国民とが裁判争うというは大変なことなんです。よ。だから、従来の裁判における裁判長の訴訟指揮というものは、私がさつき言つたようなのが大体、慣行になつてきているんですね。それを覆すというわけですから、これはまさに推計課税やられて文句を言つたつて、裁判でやろうといつたつて税金裁判成り立たぬようにしてしまふ。こういうような重大な問題を私は含んでいると思ふんです。

そこでもう時間ありませんから、この問題の最後に、大臣、こういう立証責任の現実的な転換を行つた規定を、法制審議会とかあるいは法曹の三者協議にかけることもなしに、行政庁が一方的に今回の法改正をするということは、私は問題だというふうに思ふんですが、これは別に日切れとは関係ないですからね。もう時間ないから言いますけれども、大蔵委員会でもそういうように言っていますからね。きょうやらなきゃこれでもうにもならぬという、裁判が混乱するということもな問題でもない。そういう問題ですから、また、

日本弁護士連合会の方も強い意見を持っているわけですから、あるいはその他のいろんな団体が反対意見を持っているんですから、これは国民の裁判受ける権利、これにかかわる重大な問題だし、納税者が本当に納得をして、そして納税をしていくというそういう環境をつくる、そういう意味での納税環境の整備をつくる上でも、私はもう一遍これは分離をして、そして事前の論議を十分行つた上、国会に出直すというふうになさなければいかぬ。この点について、ひとつこの問題の最後としてお聞きをしておきたいと思ひます。大臣。

○國務大臣(田川誠一君) せつかくの御意見でございますけれども、御承知のように、既にこの地方税の改正法案は、税制調査会初め関係の諸団体の意見も十分お聞きしながらこの案をつくつて、国会にお諮りしておりますのでございまして、どうぞひとつ御理解をさせていただきますようにお願いを申し上げ次第でございます。

○神谷信之助君 税調初めいろんなところの意見を聞いておつしやるが、聞いてる側の、意見を聞いた人の側というのはどういふ側かといつたら、税金を取る側ですよ。税金を取られる側に聞いたことはない。そして、これらの問題の紛争が起つたときに、その衝に当たる法曹界の代表なんかの意見は聞いてない。税金を取る方の側だけ意見聞いて、そして提出している、というのは、これは私は重大な問題だし、田川自治大臣の時代にそういう国民の権利をゆがめるような、そういう悪法をつくつたというこの批判は、これは避けることができないだろうということを申し上げておきます。

その次、時間ありませんから減税の問題、それから増税の問題、これに移ります。これは、先ほどから同僚議員もつとおっしゃつていましたけれども、一口に言つて、減税をなさつたけれども、実際上はそれ以上の増税ではないのか。逆に、聞き方を変えて言つと、今回行われた住民税の減税規模、これを五十九年度が三千六百四十二億円、これは去年の六百億を含めて、

それから六十年度は三千七十一億円と、こういふことだし、それから増税は、五十九年度が二千四百四十一億円、六十年度は三千九百五十三億円。だから、六十年度が平年度だというようにさつきもおっしゃっていましたが、結局増税の方が多いというところになっていきますね。この理由については、先ほど税務局長もいろいろ、るるお話しになってましたけれども、しかし国民の側から言ったら、減税をこれだけして逆に増税はこれだけ余計にしますと、こうなっているんですね。

そこで大臣、お聞きするんですけれども、与党の当時の幹事長が胸を張って、景気浮揚に役立つ大型減税と、こうおっしゃったのです。こういう抽象的なお答えですから、私どもはそれは信用するわけにはいかぬ。一体、財源をどうするかというのにはつきりしない。これだけ減税やるけれども、片一方で増税しますよと、差し引き増収にならぬといかぬといふことは税調会長もしばしば言っていました、私どもの予算委員会で、実際に。だから、差し引き税がふえるような、収入が減るような、そんな減税やつてもらって国民はたまつたものじゃないというように、去年の暮れにもやりました。だから、そういう減税とは名ばかり、言うならば看板倒れというか、羊頭狗肉というか、インチキ減税でこれをやられたというように思うのですけれども、やっぱり大臣、これでも政治的には減税だ——理屈の問題じゃないですよ、国民の感情、政治の面ではやっぱり減税だと。政治家である田川さんは、どうお考えになりますか。

○国務大臣(田川誠一君) 国、地方を通じて、この厳しい財政状況の中から、今回国会にお諮りしております減税案というものは相当思い切った減税ではないかというふうに思っております。もちろん、これを埋める財源についての方法はいろいろと考へ方がございますけれども、地方税におきましては、できるだけ低所得者に御迷惑のかわらない、御負担のできるだけかからないように、また個々に御負担がかからないようなことを配慮し

て、お諮りしておりますような案になったのでございまして、減税規模につきましても従来にない大きな規模である、もちろん国民の側からすれば減税が多ければ多いほど、これにこしたことはありませんけれども、今の地方財政の現況から見ますれば、相当思い切った減税の規模である、このように認識をしております。

○神谷信之助君 今、低所得者層には十分配慮したやり方を……

○国務大臣(田川誠一君) 十分とは言いません。……しかし、実際、二つほど例を挙げますと、例えば低所得者の負担は、言うなれば最低税率の引き上げで上がるわけですよ。それで片一方、増税の方を見ると、これは例えば自動車、軽自動車の税の引き上げのように大衆課税で、こつちの方は、先ほど議論があつたように、がばつと上がつてきておる。中小企業者に対しては法人住民税の均等割が引き上げられて、これも負担がふえる。こうなっています。だから、総合的に見ますと、弱い者いじめなんです。例えば自家用の自動車千五百ccを持って居る人は、今度は千円自動車税上がる。ところがこれは、いわゆる非課税世帯、税金の払えない人でも車を持っているんだから、これは九々五千円の増税です、減税がないんだから。もともと税金払うだけの力がないんだから。独身者でいいますと、年収五百万円以下の人は、減税分は帳消しになって増税になるんですよ。これは自動車一台だけの、自動車税だけの話でそのようになるんですよ。

あるいはまた、こういうふうになりますね。五十八年度の収入、勤労者のその所得に対して今年度住民税徴収をする、こうなりますが、五十八年度の民間給与のベースアップは全国平均で約四割ぐらいでしょう。したがって、去年五十八年度年収、当初五百万円の人が四割アップになったら五百二十万円になる。そうしますと、五十八年度の住民税は、所得割の方は十八万七千九百円。ところが四割のベースアップが昨年あつたために税

金は、減税があるにもかかわらず、実際上税金の方は十九万一千九百二十円と、去年に比べて増税になるんですよ。だから、低所得者の方にできるだけ、十分とは言わぬけれども、配慮をしたとおっしゃるけれども、実際見てみるとそうなんです。だから、住民税減税したと言ふけれども、去年払った住民税よりこつちの方がふえるわけですよ。それは収入がふえますからね。収入がそのままだつたら、それは減税だと言へるでしょうが、収入がそのままで生活できるはずはない、生きていく値打ちないんだから。だから実際上、個人生活からいふならば、今度の減税というのはインチキ減税だというふうに思わざるを得ない、こういふように思ふんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 計算の根拠は後ほど税務局長から説明いたしますけれども、神谷さんがおっしゃつた御認識と私どもの認識とは多少違つてございまして、今回の減税に対する財源処置につきましても、先ほど申し上げましたように配慮をしたつもりでございまして、例えば法人均等割の税率のアップにいたしまして、御指摘の自動車におきましても、先ほど申し上げましたように上げましたように、自動車税は五十四年からずつと据え置かれて、財源の処置ということももちろんありますけれども、もうそろそろいろいろな情勢の中にこれを再検討しなきゃならぬと、こういう定額の税を少し見直してあげるような処置をとつたわけでございます。そういうことを配慮したということも指して私が先ほど申し上げたようなわけでございます。おっしゃるような、減税をした、そしてその減税をしたことによつて、国民の負担がその財源処置によつてふえたというようなことではないと私は信じておるのでござい

ます。

あと、税務局長から答弁させます。

○神谷信之助君 いや、結構です。

結局、大臣、そういう答弁しなきゃならぬとい

うことは、減税財源を新たな税に転換するとい

いますか、それで埋め合わせをする、地方税だけじゃないに、国税の減税まで含めましてね。そういうところに私は問題があると思ふんですよ。だから、これは改めて言うまでもありませんが、我が党は既に衆議院で予算の組み替え要求をいたしましたように、軍事費を一兆二千億円削るとか大企業に対する特権的な減免税にメスを入れるとか、あるいは海外の経済協力にメスを入れるとか、やっぱり、いままでの歴代の自民党内閣では聖域になつて居るところにメスを入れなければ、それ抜きにして同じ中でやれば、こつちを減らせばこつちがふえる、そういうことにしかならない。特に軍事費なんかは、兵器なんかあれでしよ、どんどん日進月歩しますから、アメリカで次の新しい兵器が開発されたら、今まで使つてきたやつは日本に売りにくるわけだ。そうしないと兵器工場は困りますからね。飛行機も全部中古です。それで次の兵器に交代してくる。だから、そういう一番最大の浪費がそのまま残されて、そしてこういうことが国民の方に回つてこないからこういう問題が起こるんですよ。これは見解の相違とおっしゃるだけけれども、しかし私はその方向をとらない限り、何ぼ低所得者に何とかと言つても、結局は片一方では増税にならざるを得ない。減税してもらつたというの、去年納めた税金よりこつちは減つたと、そういう実感が持てなくてどうして減税と言へるかというのが国民の感情だということを申し上げておきます。

時間がありませんからその次の問題に移りますが、法人税の均等割の問題です。これは二年連続のアップになっていきますね。だからこれは中小企業にとっては大変厳しいものになってきています。しかも、あれを見てもみますと、資本金一千万円以下の従業員五十人以上というところで五十七年度に比べると十三倍にも上がる、こういう状況です。だから、そういう中小企業にとっては大きな負担がふえるけれども、大企業の方は資本金五十億円以上で従業員数が百人以上というこの

クラスでは、五十七年度に比べてわずか三・七五倍です。だから、定額の均等割なんだけれども、これを見ても二回、これで二年連続の均等割の引き上げが中小零細企業には負担が大きくて、大企業の方には痛くもかゆくもない程度なんです。こういう点について、これは始まりからそうですか、これはやっぱりそういう状況がずっと続いてきているという点は、これはいかなるものかと思えますが、どうですか。

○政府委員(関根則之) 確かに、昨年の引き上げ率を設定をいたしたときに、大企業の引き上げにつきまして率を落としまして設定をいたしましたから、今年度、昭和五十九年の、今お願いしております定額の引き上げ率は、小企業から大企業まですべて同じ率でお願いをしているわけでございますけれども、五十七年、五十九年を比較しますと、今お話のあったような傾向は出ています。問題は、絶対額が、昭和五十一年度以降、相当均等割を上げてまいっておりますので、大きな企業につきましては相当な額になっております。わずかとはいへませんが、三百万を超えるような額になるわけでございますので、特に支店数等の多い企業については実質的に相当大きな負担になるという問題もあつたわけでございます。そういう点を考慮して今回の税率設定をお願いしているわけでございます。

○神谷信之助君 これは昭和二十九年から六百万で始まって、その後ずっと何回か改正してきましたね。特に当委員会でも何回もそういう問題が議論になって、初めは一千万円未満と一千万円を超えるという二ランクだったけれども、例のあの四十九年から五十二年にかけての大企業の横暴に対する怒りというか、世論が高くなる中で、ここでランクが一億円以上、十億円以上、五十億円以上というランクになったんでしょ。それで今現在にきているだけども、支店がずつと多いところもあつて大変な負担だと言つても、支店が多ければそれだけもうけるためにつくっているん

で、損するためにつくっているんじゃないんで、だから大きな負担だと言つてわけにはいかぬと私は思う。この点は私は、従来からの経過もあるし、今後ともひとつ考えてもらいたいというように思ふんです。

きょうは、特にちょっと問題にしたいと思ふのは、生産森林組合の問題なんです。時間の関係もあるんで林野庁からは来てもらいませんでしたが、林野庁を呼んでいろいろ聞いてみますと、この生産森林組合というのは非常にうまくいっているところもありません。困難なところもある。非常に格差が広いですね。

生産森林組合というのは、もう御承知のように、先祖伝来の山に入会権を持っていて、薪にしたりいろんな雑木林みたいな形で、あれでしょ。しかし、薪、炭つくったりするののもう振るわなくなつて、それで林業振興政策の一つとして、三十五、六年ごろからですか、生産森林組合をつくっていくという方向になつたと思ふんですよ。そうしないと山をどんだん勝手にそれぞれが分割をして売つてしまえば、これはもう林業が破壊される。林業をやるには一定の面積を持った山地が必要なんです。林地が必要なんです。だからそういう山林の崩壊を防ぐために生産森林組合をまずつくつてきたという歴史的経緯があります。

これに対していろんな補助制度や、同時にまた、税の減免制度も行つてきているという経過をたどつてきているんですが、ただ、早くつくつたところだと、もう二十年を超えますから、ぼつぼつ立木として売つていけることになつていすね。遅いところはそうもいかないし、杉なんかでは二、三十年程度よりも五十年以上あるいは百年近く持つていければ、うんと銘木になつて値が高くなりますね。だから、そういういろんな経営の差が出てくる。したがって、杉やその他を中心にしたところでは、まだまだ立木として販売をするまでに至らない。そういう赤字の生産森林組合というのが半分以上、圧倒的に多いですね、大体。

松山なんか持つてマツタケなんかとれるところは、これは収入がありますよ。だから、早くやつて、ぼつぼつ年間に何本かずつ立木を切つて、そして植えていくという、そういうところへ来ていてるところもある。だからこれは千差万別なんです。

しかし、現実に見ますと、これは京都の和知町の、ある生産森林組合の貸借対照表と損益計算書ですが、出資額が四千七百二十八万です。出資額が四千七百二十八万です。しかし、出資額といつても現金を出したわけではなく、先祖伝来の山を出資額に充てられているだけですから、それで出資額となります。あとは結局公租公課を払う。若干の間伐を売つて、その収入で公租公課を払うということ。この場合は、五十八年の二月までのあれですが、六万二千元、年間利益が黒字になつていまして、ところが、前年の借金があつて、四万五千円で、差し引き一万六千四百六十六円です。ここではないまでも二万円か、均等割が、今度十二万円、二万円が六倍になつていまして、そうすると、一万六千円のやつと黒字が出たやつが今度はもう赤字に転落をしていくわけですね。こういう状況がある。これはまだ黒字の方ですけども、間伐売らなければもうはいかない。そうすると、その量で違つてきます。間伐をどれだけするかは後の樹木の育成にも関係がありますから、好きほうだいにやるというわけにもいかぬしという問題もあるでしょう。だからそういうもいかな。

そういうことで、実際に生産森林組合の方では、現場へ行ってみると、もうかなわぬと言つておられます。それで都市化が進んでくるんだし、森はかなわぬと。実際に事務所があるわけじゃない、専務さんは一人いるけれども、これは世話役をやつておられるだけで、あとはもう皆それぞれ別の仕事をやつておる、こういうことですから、もうこれ以上赤字で、税を払うために金を出し合つて借金したりしなければならぬなんていつたら分けてしまおうかということにもなりかねない、そういう

う状況が生まれている生産森林組合というのもある。しかし、日本の林業をやはり守らなければならぬ、そのために今日までも国としても一定の投資もやつてきた。御承知のように、林業というのはいくら見てもすぐ経済効果が上がるわけじゃない。だから、今はそういうことでつづけていこうというわけにはいかぬという現実ではないかというように思ふんです。

そこで、単刀直入に申し上げますが、減免条例、都道府県民税も市町村の住民税の場合も、減免のあります、特別の事情がある場合というのが、これの乱用はできないにしても、そういうそれだけの生産森林組合の実態を一番よく知っているのは都道府県であり市町村である現場の方ですね。だから、そういう実態に応じてそれぞれが、これは条例に基づき減免措置をする弾力的運用を行う、そういうことが必要ではないか。これは野放図にするわけにはいかぬ、いろいろな均衡を失するわけにはいかぬと思つて、画一的な形で生産森林組合に対してはどういうわけにはいかな。もうかつている生産森林組合もあるし、そうでないところもあるし、実際に二人なら二人で中心になつてその山を支えているというところもあるし、全員がほとんど面顔見切れないというそういう状況の中で年に十日なり二十日なり労働力率仕して、とにかく先祖伝来の山を守つていくという生産森林組合もある。千差万別とまでいかにいけれども、相当いろいろな実態が違つていまして、こういう問題については、先ほど言った減免のあの条項を、それぞれの実態に応じて都道府県、市町村において弾力的に運用するというのが可能ではないのか、あるいは何かそういう方法を考へてみる必要があるんじゃないかというように思ふんです。この点、ひとつお答えいただきたい。

○政府委員(関根則之) 均等割というのは、収益が上がっているか否かにかかわらず御負担をお願いする税でございますので、実際には赤字を出して大変苦しい企業なり、今御指摘のありました生産森林組合等、大変御負担が難しい面もあるう

と思います。ただ、そういう性格の税として、いわゆる企業活動と地域における地方公共団体の行政サービスの受益との関係に着目して、べた一律でお願ひしている税でございますから、税の性格から、ひとつ御理解をいただきます。税の性格が、今お話のありました、そうはいっても個別の問題で対応する方法もあるではないかというお話でございますが、お話ありましたように、地方税法に基づきまして、災害その他特別の事情がある場合には減免することができるといふ規定もあるわけでございます。もちろん、条例に基づきまして地方公共団体の長が課税権者として具体的な判断をしていくわけでございますが、そういった一般的な原則に則って、災害その他特別の事情がある場合には減免措置というものも講じられるものというふうに考えます。

○神谷信之助君 それでは、その点はひとつよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

最後に大臣、日本の民主主義の土台の重要な一つは、私は地方自治だと思ひます。その点は同感だと思ふんです。だから、地方自治を確立すること、地方自治を守るとか擁護するとかいうことはよく言われるんですけども、しかしそれには私はやはり財源が伴わないと、これは絵にかいたもちになる。そのそれぞれの個々の地方自治体が自分の固有の財源として自主的に使える金といえ、この地方税による収入と交付税収入ですね。それからあとはいろいろありますが、大きく言つてそれでしよう。ところが、その中心である地方税の決定がきょう三月三十一日にあるんですよ。私の地元の京都府民も京都府民も、これは審議に直接は参加していない。本来は、京都府民が払う税金は京都府議会で決めなきゃならぬ。京都府民が払う税金は京都府議会で決めればよい。それは市民の代表、府民の代表。ところが、実際はそうじゃないわけですよ。もう微に入り細に至るまで決めますから、後はそれにのぞらえた条例をつくり、あるいは当面必要な範囲内で専断事項として処理をされているんですよ。僕は、これが非常に

大きな問題だと思ふんですよ。京都府なら京都府で、こういう仕事をやります、そのためには、これだけの仕事をやるんだから費用がかかる、その費用はひとつ税金の税金でやりましようか、どういふ形、どういふ税金をやりましようかというのを自分たちで決めて、そしてその仕事をやっていけば、これはまさに地方自治が確立をするという状況になると思ふんですよ。と、野放しというわけじゃないですよ。

だから、国の方で決める地方税法というのは、地方税はこういう税目です、それからその課税対象はどれがどうです、課税範囲はどうなんですか、そして標準税率はこうですよと一定の基準を示して、それに基づいて、それぞれの自治体が住民の要求にこたえるための財源をどう確保するか、それはそれぞれの地域の住民が議論しながら決めていく、その形が議会だと思ふんですよ。ところが、もうそれ抜きでこうなりまうから、地方税の納税意識というの、持てという方が無理なんです、自分が決めていないのだから。それは、そこから選出された神谷が議論に参加しておるじゃないかと言われればそれまでです。そうじゃない、本当は、もつと実際にその京都府でどういふ仕事をやる、そのためにどういふ金が必要、それじゃひとつ税金をこれだけ出そう、そして別に交付税という財源調整あるいは財源保障機能を持った制度、これによってどれだけの財源が来る、これは国の補助事業としてやりましよう、足らぬものはこれだけあるんだけれども、これだけひとつ持つと、うじゃないかというのが本来だと思ふんですよ。僕は、この点を解決しないと、そこにメスを入れないと、本当に地方自治の確立はないと思ふんですよ。逆に、今の制度ですと、親の方がチャンバラ好きで、おもちの鉄砲を打ちよる、飛行機ばかり買つてもんだから、逆にこっちは赤字になってしりぬぐいをさせられる、こんなばか話はないというのが今日の私は姿だと思ふんですよ。この点について大臣の所見をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(田川誠一君) 地方の財政基盤を強化していくには、地方の自主財源というものを充実していかねければならないという点については、全く同感でございます。地方税をどういふふうにして、住民意識と相まって税目を定めていくかということは、国と地方との関係もございまして、一概に私どもだけでこれを決めるわけにはまいませんので、広く、これから大きな問題として解決をしていかねければならない宿題であると私は思っております。

ただ、一般的に将来の地方行政をこう見てまいりますと、国会やあるいは地方行政に關係のある人たちの地方自治に対する関心度と一般の国民の地方自治に対する関心度というのは随分開きがあるんじゃないかと思ふんですよ。ですから私は、これからの地方行政、地方自治を進展させていくには、国民の地方自治に対する理解度というものをもつと広げていかねければならないと思ふんですよ。それは簡単なことじゃないと思ひます。ですから、そういう意味で、地方自治に対する国民の理解度という、こういう運動といふ必要が、非常に長い運動を続けていく必要がある。今いろいろ論議しているのは、大体会会とかあるいは地方行政に關係のある団体で、地方自治がいかに重要なのであるかということが論議されている。しかし、国民一般はどうも地方自治に対してまだまだ理解度がそれほど高くないというふうには見ておるんですよ。そういう点を留意しつつこれから地方自治に対処してまいりたい、このように思っております。

○神谷信之助君 もう時間ありませんから、最後だけ一言言ひますが、今申し上げたように、例えば地方税というもののぎりぎり決着を国会で決めてしまふという制度、仕組みになつておるといふのは、逆に言うと、地方自治というの、あるいは自治体というのはまだ赤ん坊で任し切るわけにいかぬという思想があるんですよ。だから、その考え方を、お上の方で決めてやるからその範囲内でやりなさい、こういう考え方が根底にあるところに、おっしゃる通りに、地方自治の意識を植えていくとかどうとかいっても、なかなか困難なことだ、人間の意識変革というのはいくら一定の経験が必要とします、そういう経験なしにお上で決めてもらいます、なかなか地方自治の意識というのが育つわけはないという点を、ちよつと申し添えまして、もう時間ですから私は終わります。

○委員長(大河原太郎君) 委員の異動について御報告いたします。
上田稔君が委員を辞任され、その補欠として海江田鶴造君が選任されました。

○三治重信君 まず第一に、大臣にちよつと地方の行革について特にお願ひいたしますが、決心を聞きたいわけなんです、今、国の方は、定員の削減や機構改革の方面に今国会で随分かかっております。地方についてはそういう行政改革についての法案は出てこないわけなんです、国ともにも地方も行政改革をやっていく必要があると思ふんですよ。殊に政府のやる事業、国全体でやる行政の三分の二は地方がやるというふうには書いてあるんですよ。国民に対する行政の実質上、大体三分の二は地方がやっていると、そういうことか、そういうことか、国が三分の一しか全体としてやらないで、行政改革をずつと進めていこうというのに、地方の行政改革について関係法案一つも出ないんだ、これを行政指導だけでやっていくのかどうか。また、それを年次別にどういふふうな行政改革をやるうとしておるのか。そういうふうなことについて、ひとつ御意思を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(田川誠一君) 地方自治体の行政改革は、地方自治体がそれぞれの立場でやっていかねければならないと思ひますけれども、御指摘のように、国と地方との關係はいろいろな面で結びつかれておりますから、やはり国が地方の行政改革をやりやすいようにやつてもらわないと、なかなか実施できないと思ふんですよ。

御承知のように、国の行政の中に縦割り行政が

非常に強きこぶりついでありますから、地方でこれを簡素化しようと思つても、国の機関委任事務あるいは必置規制その他によってなかなか簡素化できない面も随分あると思つて、ですから、そういう面でも地方の行革を進める上には、それぞれ地方団体が独自でやらなければならぬと同時に、国が地方の行革をやりたいようにもつと配慮をしてやらなければ、なかなか地方の行革も推進ができておけるといふふうに見ているわけでござい

ます。
○三治重信君 国が許認可事項やそれからいろいろ定員の配置、そういうようなものを各法律で引張つていく、それを改革しなければということ、これは我々の方も、許認可事務の整理や行政改革をやる上についての国の方については鞭撻をしてみたい、地方独自でやれる問題とする、やはり給与の不均衡は正すね。まあ退職金は半分直つたかも知れませんが、こういうようなものに対する是正措置、これは聞くところによると、地方交付税の特交の配慮とか、それから起債の許認可についての手かげんをやるというふうなことが言われているんですが、そういう地方でやる基本的な給与ベースの是正とか何かというふうな問題についての是正措置についての裏づけというんですか、何か年計画というふうなことにしている方が、これが一番最初じゃないかと思つて、それがどうなんですか。

○國務大臣(田川誠一君) 三治さん御指摘の、国の公務員よりも大幅に給与を上げた退職金を非常にたくさん出しているというふうなそういう例から、もう少し規律を正して行政改革を進めていかなければならぬという御意見は同感でござい、私に就任してまだ三カ月に足りませんが、自治省は地方の給与の適正化ということにつきましてかなり広いいろいろな面から検討をしておりますし、情勢も把握しているところでございまして、これは制裁処置ということではなく、やはり非常に国家公務員より高い給与を出しているような地方団

体の財政力は非常に裕福であるという認定に立つて対応をしておるわけでございまして、決して中央から地方に対して制裁処置を講ずるということではなく指導しているつもりでございまして。随分、地方団体も自治省の行政指導に協力をして、おられて、一般的にはいい傾向に行つておる、私には見ておるのでございまして。

○三治重信君 大臣のおっしゃる通りに、私も今回初めて、せんだつても地方の行政視察に行つたんですが、県は県なりに行政改革の推進本部とか行政改革のプランをつくつておるわけなんです、どうもそれにしては形だけでなまぬるな感じがするわけなんです。そこへ、何と申すんですか、余り中央府が強力な指導というのは官治行政の強化みたいにとられるかも知れぬけれども、行政改革というのは天の声だと思つておるんですよ。だから、そういうものについて、行政改革というのは天の声なんだからそれをやるように、やはり県知事なり市長なりが議会の協力を得てやり、いよいよに基本的な線を示していった方がいい。そういう問題だと思つておるんですよ。そういう意味において、やはり行政改革が、形だけは機関をつくつたり何か年計画というのをつくつておるような感じでも、まだどうも腰が入つていないというふうな感じがする。したがって、ひとつ行政改革について本気に取り組む姿勢というものを教目なりアウトラインを示して、そしてやつてもらうという姿勢を示すということが必要だと思つておるんです、そういうことがもう行われているのか、またこれからやるかとするのか、まあそれは言わぬで、じつと見ているということなのか、どうなんですか。

○國務大臣(田川誠一君) これは手をこまねいておるわけではございませんで、国、地方を通ずる行政改革は至上課題として私どもいろんな面でも検討をしておるわけでございまして、三治さん御指摘のような考え方で今後とも処してまいりたいと思つております。例えば高給与の問題にいたしまし

ても、私自身は非常に厳しい態度で臨んでいるつもりでございまして、今後地方の行政改革を推進するためにはかなり思い切つた態度をとつていかなくてはならぬ、これを推進することはできないと、御指摘のように私も思つておるわけでござい

ます。
それから、やはり行政改革を推進していくには先頭に立つ人がみずから率先してやつていかなければ、陣頭指揮でやつていかなければこれできないことではございまして、特に、都道府県におきましては知事さんの政治姿勢が随分影響があると思つておるんです。中には随分私どもびくつきするほどやつていらつしやる県もあるように聞いておりますが、そういう面は私もひとつ叱咤激励して、やつていくように今後も努力をしてみたいと思つ

ておるんです。
○三治重信君 自治省の具体的な指導なり裏づけの地方交付税法の審議のときに譲りまして、自治省のやれる行政措置のことについてはそういうことに譲りたいと思つておるんです。

そこで、地方税の具体的なことなんです、自動車税を今度値上げするについては、前に決めたときから見ると、自動車そのものの値段も上がつておるし物価も上がつておるからその客体の値上げについて比例的に上げるんだ、こういう一通りの説明で済む。そうすると、自動車税というものはそもそもいかなるものと、自動車税というものをどういふふうにかかっているか。自動車そのものの値段が上がつたから、前のときには五十万円の値段のものについて一%かけていた、最近では百万円になつたので、一%になつたから、一%かけるためにそれを倍にするんだ、こういう説明になるんです。そうするとそれは、自動車税そのものは何のために、何の目的で自動車というものに税金をかけるのか、ちよつと疑問に感ぜざるを得ぬ。自動車税というものは何のためにかけるんだと私が言う意味は固定資産税との関係なんです。物の値段が上がるときのかけた率と同じように上げていくんだということになれば、これはどうしても固定資産税も、土地の値段

は自動車の値段以上が上がつておるわけなんだから、上げぬとこれは理屈が合はぬじゃないか。だから自動車税というものはそもそも何だということ。

○政府委員(関根則之君) 自動車税のそもそもの性格は何だということになりますと、私どもは、やはり一つには資産保有というものに着目して課税する税ですと、資産的な性格の一面にありまして道路を損傷させる、道路維持補修のために金がかかる、そういう道路損傷負担的な性格を持つものですよと、こういう説明をしてきておられて、現在においてもそういう考え方が、一応この物の考え方の基本としては成立するものといふふうにかかっている次第でござい

ます。
ただしかし、そうはいひましても、これは定額で課税をいたしておるわけでございまして、固定資産税のように一律一定の率で、常時値段が上がれば自動的に税金の方も上がっていくという性格のものにはなつていないわけでございます。しかし、一定の期間を置まして物価なり取得価格なりというものがほどほどに上がつてまいりました場合には、逆にそのまま税額をいつまでも据え置いておきますと実質的な負担率も下がつていってしまふという問題が生じるわけでござい

ますので、適当な期間経過後に、いろいろな物価水準、所得水準も関係があるでしょうし、国民の生産活動、そういったものとも当然関連が出てくるでしょう。直接的には自動車の購入価格等との関連を考えた方が手直しをさせていただきます。こういう考え方で来ておるわけでございまして、固定資産税は率で決まっておりますので、これは一々税率の手直しをする必要はございませんで、率さえそのまま維持をさせていただきますと、土地が上がりあるいは建物の建設費が上がつてくるに従いまして税負担が上がつてくると、こういう形になつてきまして、前と後ろとで税負担のバランスというものは自動的にとられてくると、こうい

う性格のもので、税率を適当な期間で上げなければならぬという必要性はないものというふうに考えております。

○三治重信君　そうすると、値段が上がったなんという、固定資産税の方の率が決まってきたから、客体の値上げのやつは何回やっているのか。それ以後、今回かけるまでに、固定資産税は。

○政府委員(関根則之君)　固定資産税の現在の税率が設定されましたのは昭和三十年であったと思っております。その後約二十年経過をいたしておりますので、三年ごとに評価がえをやっておりまして、七回ほどの評価がえに基づきまして根拠の価格が上がってきていますから、実質的な負担額というものは七回値上げがなされておるといふことになると思っております。

○三治重信君　それから、自動車税は道路を利用することによって税金をかけるというふうなお話があった。そうすると、自動車重量税との関係はどうなるのか。

○政府委員(関根則之君)　自動車重量税は国の税金でございます。構成をいたしましては一般的な普通税という構成をしておりますが、実際の運用におきましては八割程度が道路目的の財源として使用されておる、そういう性格であるわけです。一方、地方税の方の自動車税は普通税でございます。特に道路の建設のためにという目的を限定された税としては考えていないわけでございます。しかし、当然地方の一般財源でございますから、その使い方は自由でございます。すなわち、道路建設等の財源につきまして、道路特定財源、地方の場合には四割程度しかございませぬので、その残りは一般財源なり起債なり、起債の場合にはその償還財源として一般財源が必要でございます。それから、そういったようなものに充てられている部分もあるわけでございます。そういう目的の違ひと思っております。

○三治重信君　自動車重量税が目的税だというのはちよつとおかしいと思ふんです。具体的に全部

自動車道路の建設や補修のために自動車重量税は全部使われているのか。それでした、それにしてもその自動車税というのは一般税で、自動車重量税というのは目的税だ、だから一般税としても、道路使っているから自動車税をかける、それからまた自動車重量税として、これは道路を使うから特別道路財源としてやるというの、どうも二重のような気がする。自動車税と重量税とは二重になるんじゃないですか。

○政府委員(関根則之君)　先ほどもお答えを申し上げたつもりでございますが、重量税というものは、税の立て方としては普通税として立てられていると思っております。ただ、実際の運用につきましては、これは国税でございますから私が答弁能力を持っていないかどうかが問題がありますが、八割程度のは道路目的の財源として使われるという原則が何か立てられているようにございます。ただ、実際にここ数年、ややオーバーフローしている、道路目的の財源がオーバーフローしているというふうな問題等もございまして、貸し借りの問題も起こっているようにございます。

ただ、そういうことを申し上げたわけでございますけれども、二重に課税されているのではないかと、そういうふうな趣旨のお話でございますが、やはり国は国の行政目的がございまして、その財源を調達するためにその一環として自動車重量税をいたしている。別途、地方は地方で地方道の整備もございまして、またその道路以外のいろいろな行政目的を持っておるわけでございますから、そういう立場から税金の御負担をお願いをされているというところでございまして、同じ自動車に課税をされるという、二つの方面から課税をされるという意味では二重に税金がかけられているということ、は言えるかもしれませんが、それぞれの違った目的、それぞれの用途を別にして課税をされているものでございまして、そういうことがあるからといって直ちにその税について問題があるというふうに私どもは認識をしていないわけでございます。

○三治重信君　じゃ、自動車重量税で譲与税が出るから直接ここで伺いしておきますが、この中で、譲与税についての交付のやり方について若干改正になったというんですが、これ年間もらう金額は全然変わらないわけでしょう。

○政府委員(関根則之君)　地方へ配分いたします総額につきましては異同は全くございません。譲与の時期と時期ごとに譲与する額を少し手直しをいたしておるといふことでございます。

○三治重信君　自動車税について文句を言うのは、余りにも自動車について一から十までたくさんあって、増税になるときになると必ず自動車税が出てくるわけだから、これはちよつと文句を言いたくなるわけなんです、余り、何というか、安易な税の取り立てだと、こういうふうな思わざるを得ない、こういう気持ちからやるわけなんです。

そこで大臣、もう一つまた立てようとして挙げたのに、自動車免許税を地方税でやろうとする。これは今、女の人でもお嫁に行く道具としてみんな自動車免許取ってから行くということで、ペーパーの多いわけですよ。お嫁に行くために自動車免許も取っていないやいなやいな。自動車を持っていない人が免許を取っているわけでも何でもない。これは若い者の一つのステータスシンボルとして持っているものであって、そんなものに地方税の恒久財源として新しく立てるなんというものは完全におかしいし、それから、免許取るときに結局免許取得税なり切りかえ税として、これは印紙税のように、手数料的なものとか考えられないものを地方税として取るという構想そのものがどういふことなのか、おかしいと思ふんだが、それはどうですか。

○政府委員(関根則之君)　現在、手数料として警察の方でいただいておりますのは、直接その運転免許証を発行するのに必要な経費に見合分だけだというふうな私どもは承知をいたしております。いわゆる財政負担的な意味での、財源調達という意味での税負担はお願いをしていないわけ

でございます。

自動車運転免許税につきましては、五十九年度の税制改正に当たりまして審議の項目としては御審議をいただいたわけでございますが、結果的になお検討すべき問題があるということで、具体的な御提案は申し上げていないわけでございます。しかし、どういふ所もその考え方なんだということでございますが、自動車免許税を考えるとすれば、やはり運転免許を取得することによりまして運転をするという利益が本人には発生するわけでございますので、そういう利益が発生する点と、一方におきましては、やはり確かにお嫁入り道具としてペーパードライブしなすまっておく運転免許取得者も多いとは思いますが、まあ一般的には運転免許を取った人は何らかの形で運転すると、運転をするということになればやはり交通事故をたまたま起こすこともあるでしょうし、交通の取り締まりの対象にもなる、あるいは道路の安全施設もそのために必要になってくるというふうな行政経費も最近ばかりにならなくなつてきておりました、交通安全対策なりあるいは交通取り締まりに要する経費というのは最近都道府県で大体三千億ぐらい全体でかかっている、そういうこともございまして、そういう面から考えまして、自動車運転免許を取得する方に何ほどの税負担をお願いしてもいいんではなからうかというところが税を仕組む上で考えられたので、検討課題としてお願いをしたというところでございます。

なお、もちろんこれにつきましてはいろいろと検討すべき事項がございまして、私どもとしては今直ちにこれができる、そんなふうな簡単に考えているものではないと思ふ。

○三治重信君　これはひとつぜひそんな発想はやめてもらいたい。運転免許を取れば運転免許税、自動車買えば自動車取得税、それから自動車税、自動車重量税、それから走ればガソリン税、ガソリン税、軽油を使えば軽油取引税と、自動車運転者から取る。もう物を持つこと

てはまた別の面で、同じ都道府県の区域内において指定都市その他の市で別の税体系、税制をしくというこはいかなものかという全く税ブローの論議もあって、なかなか結論が出ないで今日に至っているんだと理解しております。

しかし、財政需要の面では、行政権能の特例に於いて需要が普通の市町村と違ったものがあるわけでありまして、先ほど税務局長からも御答弁申し上げましたように、地方交付税の算定上は、いわゆる行政権能差というものを相当充実した形で措置をしております。その結果として、現在、指定都市がいずれも地方交付税の交付団体になつていくことではないかと思つております。

この点、このような財政需要を地方交付税の算定を通じて補正係数によつて措置することがいいのか、独立税で措置するのがいいのか、この議論に戻つてくるのだと思つておられますけれども、これらについては非常に長い歴史がありまして、税制上なかなかメリット、デメリットありまして、結論が出ないで今日に至つておられる。しかし、行政改革の面からするならば、いずれにしても行政が一元的に効率的にできるようなしななければいけない。そういう意味で、私どもは交付税の算定あるいは地方債の配分その他の面で、指定都市については相当の特殊性について配慮してきておられるつもりでありますし、今後もそういう基本的な考え方で対処していきたい、このように考えております。

○三治重信君 今の御答弁は余り承服しかねるわけなんです。大都市というものは財源もあれば、そこから国税も一生懸命取り上げておられるんだから、そいつをまた自治省を通じて交付税で金をやらなくちゃ財政がきぬようなのは、何のために大都市指定都市制度をついたのか。指定都市をついたというものは、国から別に独立してちゃんと地方行政ができるためではないかと思つておられるからいいんです、そういう問題意識を持っていてということだけ、ひとつよく覚えておいてもらいたいと思う。

どうも地方交付税というものが、基本的な面は地方交付税の審議のときにやるけれども、とにかく地方交付税というものがほんのわずかししか行かない。不交付団体は、県だと東京都だけだ、地方だとはんの二けたぐらいいし不交付団体がない。そうすると、自治省が交付税で金が足りるの足らぬのというふうなことを全部面倒を見なければならぬというの、何か非常に事務が重複過ぎるというふうな感じを持つわけですが、大都市制度というものについて行革の俎上でひとつ考えてみたいと思つております。

それから、話があつちこち飛んで申しわけないんですが、超過課税というものについて、何と明が載つておられるわけなんだが、この中でやはり一番目につくのが道府県民の法人税割、それから市町村の法人均等割についての超過課税をやつておられるのが非常に目につくわけなんです、今度、法人税なんかを二・五倍にしていくという、こういう超過課税との関係はどうなるんですか。

○政府委員(関根則之君) 今回の法人均等割の税率設定に当たりまして、表でお示しをいたしております。一千万以下で五十人以下のところにつきましては均等割二万円を五万円に上げましたけれども、これはあくまでも標準税率として示してありますのでございまして、それを超過をいたしまして、課税を条例で定めることによりまして設定することができるとございまして、その幅につきましては、二割増しという限度を設けておいて、二割増しの範囲内におきまして各地方公共団体の実情に応じて自主的な税率の決定を行うことができ、こういう形にしているわけでございます。

○三治重信君 超過課税の基準はそれでいいんですか。今そうやって超過課税をやつておられるので、そこへ今度は、今度の法律で二倍半にまでしていいといったときには二倍半の中へ入っちゃうだらう、超過課税が。そうすると、そのやつはまたその上へ、二倍半やつた上にまた超過課税をやるといふことなの、そのままやる……。

○政府委員(関根則之君) 現在、超過課税をやつておられますが、今度の標準税率の引き上げ幅が相当大幅でございますので、超過課税をやつておりましたも、今回改めた後の標準税率以上の税率で設定しては市町村はないわけでございます。したがって、標準税率でいきましても、今までであった税率よりもすべてが上へ行くわけでございます。その上へ行った標準税率につきまして、一・二倍の範囲内におきまして必要があれば税率を設定することができ、超過課税を行うことができる、こういう仕組みになるわけでございます。

○三治重信君 だから、その仕組みはいいですが、それで、仕組みはそれでいいんだが、法人税を二倍半にして、さらに超過課税は制度としてあるから、超過課税をやつておられるところは上にさらに法人税の超過課税をしていいぞ、こういうことですか。

○政府委員(関根則之君) 端的に申し上げまして、そういうことでございます。○三治重信君 そういうことをやらぬと今度の増税の分が全部純増にならぬから、法人税の超過課税をやつておられるところは、法人税の均等割を二倍半にしてさらさらにその上に超過課税をやらぬと二倍半やつただけの税金は入らぬから、これはもうやむを得ぬ、超過課税は従来どおりやらすんだということか。そこでならすという考え方は全然ないのか。

○政府委員(関根則之君) 超過課税の問題と今回の税制改正に伴う増収額とは直接関係ないとして我々は考えておりません。と申しますのは、すべて減税に伴う減収額でありますとかあるいはその財源を確保するための税制改正による制度改正増減というのは標準税率ベースでやっておりますので、標準税率で今までもやっております。今改正後でも標準税率で税率を設定した場合には十分十分と申しますか、ほとんどの減収をカバーすることができるとあらう、こういう想定でやっております。超過課税まで含めて減収の減収額を補てんするという考え方には立っていないわけでございます。

○三治重信君 よくわからぬが、どうもそうすると、法人税二倍半上げて、さらに超過課税をやつておられるところはみんな超過課税やらぬと収入確保ができぬような説明になるような気がするんだが、むしろ自治省の方とすれば、超過課税をやつておられるところは、法人税割を今度は二倍半上げるんだから、超過課税はやめなさいというふうな線が出るのかと思つていたら、どうもそうでもないよ。それでいいの、そういう理解で。

○政府委員(関根則之君) 私どもの方で増減収額を判断をいたしますのは、今までも各地方団体ににおきまして標準税率で課税がなされておりましたものということを前提に、その減税によりまして減収が生ずるそれを補てんするためには標準税率の二倍半の引き上げが必要である、こういう判断をしておられるだけでございまして、そういう基礎的な、基本的な物の考え方とは全然別に、いわゆる地方団体の課税自主権の範囲内におきまして、できるだけ地方団体の実情に応じて税率については自主的決定ができるようにする、そういう意味で超過課税制度というものは残つておられるわけなんです。したがって、そういう意味での超過課税制度というのは今回の改正後の法人均等割につきましても残しておかざるを得ないということでも残つておられることでございます。

○三治重信君 今度、住民税や事業税の帳簿の証拠書類を保存することを義務づける規定が新しく設けられたわけなんです、それについて自治省の省令で中身は決めるという事になつておられるんだが、その中で、保存期間についてなんか、何というのですか、今はコンピュータなんかで会計帳簿をやつていくという格好になつてくると思つておられる。だから、証拠書類を残せといつても帳面とか何かというものがなくなつて全部コンピュータでやるような場合の規定の仕方とか、そういうのが省令でいくだらうと思つておられるけれども、そういうものの保存期間というものがどの範囲で決められるのか、ひとつ……。

それから、申告制度をやる場合の記帳義務、これは国税と同じ範囲か、それとも国税よりか下の—何か国税は三百万円以上とかいっただけでも、国税よりか下の百万円とか二百万円以上に記帳義務を事業税について課していくのか、その点どういうふうか……。

○政府委員(吉住俊彦) まず第一に期間の問題でございますが、現在、青色申告者について、やはり同じような記録の保存義務がございまして、それは七年というふうに定めてございまして、そういうものとのバランスからいいますと、それよりは短い年限を決めたいというふうに思っておりますが、これは国税の方と歩調を合わせなければならぬという問題もございまして、大体そういう方向で私どもは進めたいというところでござい

ます。それから今、先生のおっしゃいました記帳義務、所得税の場合には所得三百万以上というその種の記帳義務は地方税法にはございせん。規定するつもりはございせん。

それからコンピュータを使った場合はどうかというところでございますが、それは取引に關しましてコンピュータで打ち出した伝票がございませば、それは対象になるという方向で考えたいと思ひます。ただ、テープがどうなるかとカードがどうなるかというのは、これはちょっとポスターラインで、これから十分検討させていただきたいと思ひます。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

本案の修正について、神谷信之助君から発言を求められておりますので、これを許します。神谷君。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、我が党提出の地方税法等の一部を改正する法律案

に対する修正案について、その提案理由と概要を御説明いたします。

御承知のとおり、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案は、四年ぶりに住民税の課税最低限を引き上げ、約三千億円の減税を実施することとしていますが、これは国民の強い減税要求にこたえるものとは言えせん。

まず第一に、減税といひながら、他方では大衆課税である自動車税、軽自動車税、あるいは中小企業に相対的に負担の重い法人住民税均等割の二年連続の引き上げなどで、二十年來最大規模の大増税を行っていることとあります。

第二は、住民税減税そのものも、これまでの減税見送りによる実質増税を償えない不十分な規模にとどまっております。それは、課税最低限の引き上げを行ったにもかかわらず、依然として生活保護基準額を下回り、そのために非課税限度制度を存続させていることからも明らかであります。また、市町村住民税所得割の最低税率の引き上げなども、低所得者層への負担を強化するもので容認できるものではありません。

第三に、「納税環境の整備」と称して、憲法の民主主義に根差した申告納税制度の抜本的改善を図っていることとあります。これは、中小零細業者への徴税強化を目的としたものであり、特に帳簿、書類の保存の義務づけや課税処分取消訴訟における原告側に対する一方的な制限などは、申告納税制度を根本から覆すものであり、直ちに撤回すべきものであります。

このような問題点を持つ政府案を修正して、住民税減税の規模を拡大するとともに、抱き合わせ増税を中止して国民の減税要求に真にこたえる、提案理由であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、基礎控除、配偶者控除、扶養控除を各三万円引き上げ、二十九万円といたしてあります。また、老人扶養控除等についても所要の引き

上げを行っております。これらにより、減税規模は政府案よりさらに三千億円増加し、約六千億円となる見込みであります。なお、三控除の引き上げにより、給与所得者の標準四人世帯の課税最低限は二百七十九万円となります。

第二に、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除についてそれぞれ三万円引き上げ、二十七万円にするのと、特別障害者控除も三万円引き上げ、二十九万円とすることとしてあります。

第三に、市町村住民税所得割の最低税率は二%に据え置くとともに、税率適用区分も現行どおりといたしてあります。

第四に、賦課制限率の引き下げは行わず、現行の八〇%に据え置くこととしてあります。

第五に、自動車税、軽自動車税の引き上げは行わないこととしてあります。

第六に、法人住民税均等割については、資本金一億円以下の中小企業についてのみ現行どおり据え置くこととしてあります。

第七に、納税環境の整備に關する部分の改正は行わないこととし、関連事項である第十九条の十四、第二十条の十一、第四十五条の四、第七十二条の四十六などの改正規定をすべて削除いたしてあります。

なお、本修正に關して必要となる新たな財源は、我が党の予算組みかえ提案を実施すれば十分に生み出すことが可能であります。

以上が本修正案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原太一郎君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

初めとする縮小均衡化政策は、国民生活はもとより、自治体間の財政関係にも多くのひずみ、矛盾をもたらしております。とりわけ、昭和五十九年度に至っては、臨調答申の言う「自立・自助」を、何らの基盤整備を行うこともなく、自治体間の財政制度にストレートに持ち込んでおることから、それは地方自治の発展を大きく阻害するものとなっております。

すなわち、政府の地方税制改正は、基本的思想の全くないままに取りやすいところから税を取り立て、声の大きいものには優遇し、あげくの果ては、地方自治の基礎となる市町村の財政について、これを全く軽視しているところに最大の特徴があります。

以下、具体的な反対理由を申し上げます。第一は、税制改正の基本的思想の問題であります。三千百三十億円の減税に対し、当初はこれをはるかに上回る五千七百七十億円の増税案を公表したあげく、世論の強い批判に遭ってこれを圧縮せざるを得なくなり、二千七百二十億円の増税にとどまる結果となっております。この間、自治省が提案した増税内容と縮小の経緯には、税制改正に対する思想的な裏づけは皆無に等しいのであります。

第二は、市町村の減収補てんの問題であります。国税重視、地方税軽視という国の態度は、市町村において九百四十八億円の減収を全く補てんしていかないことに端的に示されております。

第三は、極めて不公平ともいふべき個人住民税の減税内容の問題であります。減税規模が我が党を初めとする国民的要求とは隔たったものであることは申し上げるまでもありませんが、これと並んで、今回の改正内容は、最低税率の〇・五%引き上げ、賦課制限率の引き下げなど、低所得者の負担強化、高所得者優遇の典型的改正案と言えます。この点では、皮肉にも無思想の改正内容においてただ一つ思想のある改正といふべきであります。

第四は、申告納税にかかわる記帳義務等、納税

環境の整備の問題であります。このような改正は、税務行政を権力化し、申告納税制度の根幹を揺るがすばかりか、訴訟手続変更は裁判の対等性をも損ねるものであって、全く不要の改正であります。

この他、自動車税、とりわけ個人取得の定額課税の引き上げなど、税を取りやすいところから取り立てる点では、今回の改正は際立った内容を持っておりません。

しかも他方では、法人税率の引き上げに対し、地方税における法人課税の強化を放置したことから、その配分割合は低下する一方となり、産業用電気税、新聞、一般放送事業など及び社会保険診療報酬に対する非課税措置等の特例措置を放置するなど、地方税制改正に求められている今日の課題からはほど遠いものと言わざるを得ません。

この際、政府は、地方税源の充実、不公平税制の是正、安定的税収確保のため、指摘したような改革を行うことはもとより、法人事業税における外形標準課税の導入を図るなど地方自治の基盤たる税源の充実強化を図るべきであり、それらを強く主張し、私の反対討論とします。

なお、共産党の修正案は、多くの点で共通認識を持ちますが、若干整合性の点と法人課税の見直し等について触れていないので同意することができません。

以上であります。
○真鍋賢二君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案に賛成、修正案に反対の意を表するものであります。

政府案は、個人住民税について課税最低限度額を引き上げること等により負担の軽減を図ること、地方財政の現状を考慮し、法人住民税の均等割及び自動車税等における税率の適正化並びに納税環境の整備を図ること等を主な内容とするものであります。

現在、個人の所得に対する税負担の軽減を求め、要請は強いものがあります。政府案は、

この国民の要請にこたえ、所得税の減税とは別途、非常に苦しい地方の財政状況にもかかわらず、最大限の努力をいたし、個人の住民税において三千百億円余の大幅減税をえて実施しようとするものであります。私は政府の決断を高く評価するものであります。

もとより、地方行政は教育、福祉、環境整備など住民の日常生活に欠かすことのできない大切な仕事を執行しております。減税によってこれらの行政水準が低下することは許されません。今回の政府案はこの点にも留意し、地方行政の運営に支障を来さないよう適切な措置を講じておるのであります。

政府案は、国民負担の軽減と地方財政の状況を配慮したもので、現時点では極めて妥当な措置と考えるものであります。

以上の理由により、私は、政府原案に賛成し、修正案に反対いたします。
○原田立君 私は、公明党・国民会議を代表して、たゞいま議題となっている地方税法等の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

地方財政は、昭和五十年以来、毎年大幅な財源不足を続け、借金は交付税特別会計が十一兆五千億円、地方債を合わせると五十四兆円にも達する膨大な借金となり、財政運営は極めて厳しい状況下にあります。五十九年度についても一兆五千億円の財源不足額が見込まれております。しかも、五十九年度以降は交付税特別会計の借入れをやめ、その大半を地方債で賄うことになり、ますます借金体質の度を深めております。

増税なき財政再建の確立、地方財政の健全化、借金体質の脱却という点からも、交付税率の拡大、交付税の大幅な増額等の特例措置を早急に検討実施すべきであります。

以下、地方税に関する具体的問題について指摘したい。
まず第一に減税規模についてであります。減税の実施については、景気浮揚に役立つ相当規模の

減税を行うとの合意にもかかわらず、初年度三千六百億円、平年度で三千億円にとどまっています。また、減税分をすべて増税で穴埋めをしていくではありませんか。減税どころか実質増税であり、景気浮揚には全く役立っておりません。だから、現在大切なことは、景気浮揚を図り税の自然増収をすることこそ先決ではないでしょうか。そのためにも大幅な減税を実施すべきであります。

第二に、減税に伴う財源についてであります。改正案では、減税の穴埋め財源として自動車税、軽自動車税の引き上げで初年度千三百二十億円、四二・二％、平年度で千四百二十三億円、四五・一％と、約半分近くを自動車税の引き上げで賄っております。また、減税による不足分を税の引き上げで対処しているが、初年度は三百五十六億円の減収になっているもの、平年度は逆に三百十四億円の増収となり、明らかに増収以外の何物でもありません。自動車税は調整として、調整に名をかりた大衆課税であり、取りやすいものから取るという政府の姿勢は断じて容認できるものではありません。また、自家用車と営業用車の引き上げ率が自家用一五％に対して営業用五％と、大幅な差を設けております。一体いかなる理由、基準でこのような差を設けたのか、ますます格差は拡大するばかりであります。しかも、営業用では車の台数三・二％に対して税額では〇・五％、自家用車等は九九・五％を負担することになります。今後はこのようなへんは避けるべきであると思えます。明確なる負担基準を示すと同時に早急なる改善を強く求めます。

第三に、課税最低限の引き上げについてであります。改正案では、基礎控除等の引き上げで課税最低限を現行の百五十八万四千円から百八十八万八千円、六十年からは百九十一万二千円に引き上げることになっていますが、生活保護基準額百九十三万八千円にも達していません。政府は、生活保護基準額との関係で、やむなく非課税措置をとり対応しているにすぎません。しかも、あく

までも「当分の間」という仮の措置であります。一時的、その場しのぎ的な措置ではなく、低所得者層に対する配慮として課税最低限の引き上げを再検討するとともに、少なくとも生活保護基準額を完全に上回る引き上げをすべきであります。

第四に、法人住民税についてであります。法人住民税については均等割税率を一律二・五倍引き上げていますが、中小零細企業に対する配慮が足りないという点であります。五十八年度の引き上げ率を見ると、資本金一千万円以下の小企業の場合、県民税は二倍、市町村民税は二倍と六倍との大幅な引き上げに対して、資本金五十億円超の大企業では一・五倍であります。このような経過を無視して一律二・五倍の引き上げを行うことは、小企業、零細企業への過酷な仕打ちとしか考えられません。改定を強く求めます。

最後に、電気税の非課税措置及び三公社の特例措置についてであります。近年、電気税に関する非課税措置については、二品目にとどまっております。今回も人工軽量骨材の一品目であり、しかし、七十七品目の中には、多くの品目で検討してもしかるべきものもあります。この際、残り品目について整理合理化の基準を根本的に見直すべきであると思っております。また、三公社に対する特例措置については、国の財源難を理由に四千八百億円を国庫納付金として徴収、五十九年度でも二千億円を納付予定しています。三公社の市町村納付金は地方の固定資産税に相当するものであります。地方財政逼迫の折でもあり、再建中の国鉄を除き、電電公社、専売公社の二分の一の特例措置は廃止し、全額地方財源に充当すべきことを主張し、なお、共産党提案の修正案にも反対の意思を表明して、私の反対討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案に対する日本共産党の修正案に賛成、政府原案に反対の討論を行います。

まず、政府原案に対する反対理由の第一は、政府の本格減税との宣伝にもかかわらず、実際は大幅

な増税との抱き合わせ減税となっていることであり、それは、減税規模三千七百二十億円に対し増税は三千九百五十三億円と大きく上回り、ここ十年来の最大規模の増税となっていることを見ても明らかです。これでは減税どころか増税ではありませぬか。しかも、増税の大部分は一般国民の犠牲によって進められようとしています。市町村民税所得割の最低税率の引き上げ、中小企業に比較的負担の重い法人住民税均等割の二年連続大幅引き上げ、大衆課税である自動車税、軽自動車税の税率の引き上げなどは国民の負担を一層重くするものにはほかなりませぬ。ところが、政府はその一方で超高額所得者には数百万円単位の減税となる賦課制限率の引き下げを行おうとしています。これでは不公平税制の是正どころか拡大ではありませぬか。減税の財源確保のためにも、不公平税制の是正のためにも大企業や資産家優遇の税制こそ見直すべきであります。

反対理由の第二は、住民税減税そのものも、この数年間の減税見送りを償うにはほど遠い規模にとどまっています。このことは、各種控除の引き上げ幅が少ないために依然として課税最低限は生活保護基準を下回り、ことしも非課税限度額を設けざるを得なくなっていることにならわれています。その上、見過ごすことのできないうのは、この非課税限度額を今年度限りではなく、「当分の間」と規定して制度化しようとしていることでもあります。これでは来年度以降の減税見送りや生活保護基準以下の課税最低限をも認めることになるではありませんか。我が党はこのようなことを断じて認めることはできないのであります。

反対理由の第三は、納税制度の改善の問題であります。この改正案の中には、納税者に対する帳簿や書類の保存の義務づけ、訴訟における立証責任の事実上の納税者への転換、官公署、政府関係機関の協力など、納税制度の基本にかかわるような改善が盛り込まれています。政府は、税制調査会の中期答申や国税への右へならえをその理由に

上げていますが、このような改善は戦後の納税制度の中核である申告納税制度、すなわち憲法の主権在民に沿って国民が自分で税金を計算し確定することを基本とする納税制度に天下一課税を持ち込むものにはほかなりませぬ。しかも、このような重大な改定を法制審議会や法曹関係団体との事前協議もなしに国会に提案し、日切れ法案と抱き合わせて、慎重な審議の時間的保障にも欠けるなど、手続においても民主主義を否定するものとなっています。こうした改定は一日を争うものではありません。当然、日切れ法案と分離すべきものであります。

次に我が党の修正案であります。六千億円の住民税減税の実施、自動車税など増税の取りやめ、納税制度の改善の削除を内容とするものであり、これが実現すれば、国税の減税と相まって国民の消費を刺激し、景気回復に大きく役立つことを確信するものであります。

以上、政府原案に反対、日本共産党の修正案に賛成の態度を明らかにして討論を終わります。
○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております地方税法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、個人住民税の減税規模が不十分なことでもあります。政府は、基礎控除等の諸控除の四万円引き上げを中心とする課税最低限の引き上げにより、平年度約三千億円の住民税減税を行うこととしております。この減税規模は、昭和五十五年以来の減税の見送りの中で、実質可処分所得の伸び悩みから税負担の軽減を切実に求めてきた国民の声に明らかに反するものであります。国民のこのような要求にこたえるためには、少なくとも四千億円で以上の住民税減税を断行すべきであります。

反対の第二の理由は、住民税減税を実施する見返りとして、政府は、その財源を法人住民税均等割の引き上げ、自動車税、軽自動車税の引き上げなどの増税に求めていることでもあります。さら

に、市町村民税所得割の税制改正により、適用課税所得を三十万円以下から二十万円以下に改め、最低税率を二〇から二・五％に引き上げることなどにより、約一千億円の増税を行うこととしたこととあります。減税財源は、増税によってではなく、第一義的には、歳出の徹底的な抑制、行政改革の断行にこそ求めるべきであります。政府は、増税を実施する前に、地方公共団体に対し、高額の給与、退職金の是正、事務事業の徹底的な見直し、地方公務員の大規模削減などの行政改革の断行を強く求めるべきであります。

反対の第三の理由は、減税財源を仮に増税に求めるとしても、地方税法の見直しを行うのではなく、財政のつじつまを合わせるために、取りやすいつまから取るという政府の安易な姿勢に對してであります。特に、今や大衆課税となっている自動車税、軽自動車税を引き上げるとは国民の負担増を強いるものであり、問題です。政府は、同じ資産税でありながらも、自動車税の税率が三倍近く引き上げられているのに比べ、固定資産税の税率が当初より低くなっている現実を注視すべきであります。

取りやすいつまから取るという政府の姿勢は、地方税法のひずみを拡大するものであり、改めるべきであります。最後に、共産党の修正案には反対であります。以上で討論を終わります。
○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより地方税法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷信之助君提出の修正案の採決を行います。
〔賛成者挙手〕
本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大河原太一郎君) 少数と認めます。よって、神谷信之助君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案の採決を行います。
〔賛成者挙手〕
本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、志古裕君から発言を求められておりますので、これを許します。志古君。

○志古裕君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。
地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項について、善処すべきである。
一、国、地方間における租税配分を抜本的に再検討し、地方自治体の一般財源の強化を図ること。
一、個人住民税については、引き続き低所得者層の負担の軽減に努めること。

一、法人事業税の外形標準課税については、財源確保の安定化等に資するためその実現に努めること。
一、地方税の非課税等特別措置については、税負担の公平を確保するため、積極的に整理合理化に努めること。

一、事業所税については、都市施設の整備の必要性等を考慮し、課税団体の範囲の適正化に努めること。
一、生活環境施設及び市町村道を整備するため、税源配分の見直しにより、一般財源の強化を図ること。

一、帳簿・書類の保存義務、課税処分取消訴

訟における証拠の提出規制等いわゆる「納税環境の整備」の規定の実施については、申告納税制度の趣旨に則り指導を旨とし、納税者の過大な負担となることがないように配慮し、適正な運用に努めること。

右決議する。
以上であります。
何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(大河原太一郎君) ただいまの志吉裕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原太一郎君) 全会一致と認めます。よって、志吉裕君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田川自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田川自治大臣。

○国務大臣(田川誠一君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(大河原太一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田川自治大臣。

○国務大臣(田川誠一君) ただいま議題となりました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年の消防施設強化促進法の制定により、国庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところであります。昭和四十九年度には、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設の整備にかかるとし、昭和五十八年度まで特例措置を講じてきたところであります。しかしながら、昭和五十九年度以降においても、なお相当数の人口急増市町村の存在が予想されますので、これら市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、国庫補助率の特例措置を延長する必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村における消防施設の整備にかかるとし、昭和五十八年度まで特例措置を引き続き昭和六十三年まで講ずることといたします。同時に、政令で定める市町村について、この補助率を七分の三以内とする特例を定めることといたしております。

以上が、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原太一郎君) 委員の異動について御報告いたします。

中野明君が委員を辞任され、その補欠として服部信吾君が選任されました。

○委員長(大河原太一郎君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○委員(志吉裕君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原太一郎君) 速記起こして。

○志吉裕君 きょうは余り時間もないんであれですが、自治大臣は役人の経験ありますか。

○国務大臣(田川誠一君) ありません。

○志吉裕君 それは大変いいことだと思っております。自治省の役人はそれでも少しはましなんですけれども、一般に、国の役人は自治省のことをわかっていないように思っています。やっぱり発想法が、お上がある地方があるという発想が強いんです。ですから、これから自治大臣、どれぐらいつ任期間おられるのかわからぬけれども、思い切った方でもありまして、しかも連立の片一方を担いでおる責任者ですから、これは大いに——こしばらく、いわば役人答弁というのをあなたも随分お聞きになったと思うんですけれども、なかなか踏み出すというところはできない人種なんです。これ、そういう意味で、自治大臣でおられるうちに、大胆に提起するものは提起していただくという機会をこの機会に要望しておきたい。何かを残してもいい。

そこで、こう言う私もちょっと矛盾があるんだが、これは社会党の方針というよりは一般的に、私は、自治省が例えば消防強化のかさ上げのような補助金の仕事はしないでもいいんじゃないかという感じがするんです。

ちよっと財政当局に聞きますが、自治省は補助金というのはどれくらい持っていますか、自治省所管の補助金総額どのくらいになっていますか。

○政府委員(矢野浩一君) とさの御質問で、ちよっと資料手元に持ち合わせておりませんが、自治省所管の補助金はほとんどが消防関係でございます。そのほかに、行政局関係で田園都市中核施設あるいは公営企業関係等、若干の補助金等を持っておりまして、全部加えまして恐らく二百億程度であろうかと記憶いたしました。

○志吉裕君 とつびな質問をしましたのは、いわゆる補助金の整理縮小と財源配分のやり直しと

か、いわば分権を推進するためにそれが不可欠だと。やっぱりお金のあつたは一番強いんで、権限だけもらって何にもならないわけですから、そういう意味では、財源のありようということとはしばしばこども議論をいたします。そういうことを言うているなら、いっそのこと、自治省がそう言うているんだから、まず自治省にある補助金から丸裸になってその分の財源の移転をやったらどうか。財源の移転もできないで丸裸になったんでは自治省全体で損しますけれども、しかしそれぐらいのことは大臣、やっぱり積極的に提起をしいって、財源の振りかえをする。そうすれば一応自主財源で、あと交付税か何かで特定の地域の財政需要を見ていけばいいわけですから、そういうありようを追求するというのが実は私の持論なんです。現行制度、環境も整わぬのにそれやれば損するばかりですが、そうかといって、どこか踏み出さないとそいつはなかなかいかないという意味で、私は、このかさ上げ措置そのものは自治省のためにはなりませんが、しかしこういう措置は、いつまでも親元に何か面見してもらおうというふうなシステムというのは、基本的には余り私自身好きじゃないんですが、大臣、その見解はどうですか。

○国務大臣(田川誠一君) 基本的には私も賛成でございます。私も不勉強でまだ自信持ってお答えはできませんけれども、消防に対する補助金も奨励の意味で補助をしているわけで、基本的には、地方交付税で大体見ているわけでございまして、思想としては市町村が自主的にやれるような、そういうふうな仕組みになっております。環境が整いますれば、できるだけ地方が独自にいろいろなることをやっていると、これが好ましいと思っております。

○志吉裕君 一応基本的な問題意識だけは提起をしておきます。

しかし、与えられた条件のもとではあつた方がいいというまことに矛盾した話になるわけですが、そこで今度の法案は従来のものの延長ですが、行革絡みの御時世で何か少しくわすかに値切っ

て、値切り効果がどれくらいあるのかわからぬぐらゐの値切り方ですが、ちょっとそこへ入る前に、今、いわば消防力の基準、この物差しに比べてどの程度のレベルにおるんですか、全国的な状況で。

○政府委員(砂子田隆君) 消防力の基準に關しましては三年ごとに調べておまして、ちょうどこのしが消防力の全国の基準の調査をする年になっております。

そこで、三年前の消防力の基準の調査結果から申しますと、それは五十六年の四月一日現在ですが、消防ポンプ自動車で八七・九％、小型動力ポンプで六七・九％、はしご自動車で五七・七％、化学消防ポンプ自動車で五四・〇％、救急車で九・五％、消防水利で六五・九％となっております。職員数につきましては、現有車両というところでございまして、それを有効に操作するに必要な人員から申しますと七七・九％、約八割充當されておるといふ状況でございまして、

○志苦裕君 今伺ったところは、主な物差しでいうと水利が一番悪いのですか。

○政府委員(砂子田隆君) 一番悪いのはむしろ化学消防ポンプ車でございまして、それが五四・〇％でございまして、ただ、この化学消防ポンプの自動車につきましては、石油コンビナート地域におきますような科学的な必要な消防というものは九割方充當されておまして、そのほかの地域における化学消防車がなかなか充當されないという状況の中で五四・〇ということになっております。

お話がございました消防水利の問題ですが、これは基本的にいろんな問題ございしますが、この消防の中にあります消防施設の補助金百二十八億ぐらい五十九年度で、今予算御審議を願っておりますが、その大半が実はこの消防水利と申しますか、防火水槽が必要だということ、大変その希望が多いものであります。これは消防水利自身が、少なくとも消防ポンプ車が参ったときに四十立方メートルぐらいの水が即座に放出できるような態勢にもっていきまないと、消火能力が大変

落ちるものから、そういう意味での消防水利の議論をしていきますと、どうもまだ六五・九％ぐらゐいしかなってないという状況であります。

○志苦裕君 それで、この法案自体は、一遍に急速に人口がふえているところはお金がかかるだろうからという上で上積みをするんですが、いわゆるここで言う人口急増の地域とそうでない地域と違いますか、まあ都会と田舎と言った方がいいのか、例えば人口急増地域ではどういふものが一番よく充足されておって、一番悪いのか。それから、ちょっとこれに郷の方へ行くとどういふものがよくてどういふものが悪いのか、何かそういう特徴でございましてか。

○政府委員(砂子田隆君) どうも人口急増地域だから特別にこういふものが特に足りないんだというところは余りございせん、一般的な市町村における消防の基準に対する考え方というものは、大体なべて市町村は同じような傾向にあるといふふうに申し上げて差し支えないだらうと思っております。

○志苦裕君 これは、個々に見ますとどれぐらゐになるのかな。ならして見ると七、八割というところなのか。金目ですとどうなるかわかりませんが、これあれですか。よく言われる話ですが、一番新しい数字でいいんですが、交付税で需要を見込んだものと実際に消防力の充當の経費に充てた分との開きはどれぐらゐになっていまして、毎年。

○政府委員(砂子田隆君) 今お話がございましたように、消防費にかかります財源というのは市町村の独自の財源でおやりになるということになっておりますから、交付税の措置によってその拡充が図られてきているわけでありまして、

五十七年度の決算で見ますと、消防費に充當されました一般財源というのは七千七百六億でございまして、この額に對しまして、消防費にかかります基準財政需要額で計算いたしますと八千七百六十三億充當いたしていることになっております。結果的に申しますと八七・九％、比率からも

そのぐらゐのものだというふうな理解をいたしておられます。この比率は、ここ二、三年の間、大体同じぐらゐで推移をいたしております。

○志苦裕君 これは、消防をやっている者からすれば、むしろ見込んだよりも逆に一〇〇を上回るぐらゐ、一般財源何に使ってもいいわけですが、やってほしいと思うだろうし、そうでないほかの分野からすれば、そこを削ってでもほかの公共事業なんか回したいとかいうようなことなんです、財政ずらつと見て消防の方に、しかも先ほど言いましたように、消防というのは直接、命にストリートにつながっておるわけで、少々道はできなくたってしばらく不便なれば済むだけけれども、こつちの方は下手すりゃ命を落とすやうな方の方に力を入れぬかなというふうな全般的に考えてもいいことなだけけれども、何となくそういうふうな振り分けにならないというのはどの辺に原因があると思ふんですか。

○政府委員(砂子田隆君) これは決算全体を見てみないとわかりませんが、恐らく市町村の中でどういふ事業が優先的に行われるかということの取捨選択はなされているのだと思っております。ただ、私も実は市町村におまして、いろいろな経験から申しますと、市町村というのどうも国の補助金が先につく方に充當するというのが大変多いございまして、そのためには消防の補助金は、御案内のとおり、全体でもことしお願いをしているのは百六十六億ぐらゐの補助金であります、きわめて小さい。そういうことがございまして、やはり一般財源でそれのあとをぬぐうといたしましても、割合にそれが充當率が低くなるというの

が一般的な傾向じゃなからうかと思っております。

○志苦裕君 私もそう思いますね。どこの県でもそうです、市町村でもそうです、やっぱり財源配分を優先的に考えるのは、国の補助金がつくかつかないかで、まあ十円あれば百円分の仕事ができるんだというこの論理で自治体をこしばらく

運営をしていっていると思ふますね。それ結果、もともと自分の固有事務でイの一番目、二番目に責任を負わなければならぬ仕事の方が少しずつ後回しになっていくという自治体行政のゆがみが、私は消防にあらわれてるんじゃないかと、こういう感じもします。これはまたそれぞれ自治体固有の判断のことではあるけれども、やはり生命、財産、安全というものについては、もう少し重みを置く価値観というものをせつかく指導してほしいと、このように思っています。

そこで、今度政令事項になります、指定要件。これは従来五年刻みで見たのを三年刻みで見たことによつて、それは五年刻みなら年率二％へもっていけば二、五の十だ、三だから二、三が六と、これは算術は合うんですが、これ何か特別に、五年で刻んで見る場合と三年で刻んで見る場合に一長一短どつかあるんじゃないか。私も何か判断つかないですけども、これ何ですかね。

○政府委員(砂子田隆君) どうしてこれを三年にするかという議論が当然の問題として提起をされておるわけですが、今、日本の国全体の人口の増加というのを見てみますと、このところは年率大体〇・七％ぐらゐになっておるわけでありまして、それを一％と考へましても、人口急増というものはその倍ぐらゐで二％かなというところで今やっておりますが、そういうふうには実は人口自身が余り動かなかくなっている、ふえなくなっているという状態を見ますと、むしろ短い期間でやる方が実際に合うのではなからうか。五年という長い期間で見るともむしろ三年で見るとの方が実際に合います。そうだと感じました。実は三年にいたしております。

御案内のとおり、義務教育施設も、実はこれは三年になっておるわけでありまして、そういういろいろな事情を考慮いたしましてこうなりました。現実には、じゃこれを三年と五年でどう違うだろうかということ算定して見ますと、今までどおり形で指定をしますと、五十九年度の指定と

うな指定をしますと百八十ぐらになります。正確には百八十一なのですが、そういう形になりますから、むしろやはり三年にしたら方が実態に合っているかなという気がいたしております。

○志苦裕君 わかりやすく言って、損か得か考えてみよう、もう方から見てですね。もう方から見て損か得か考えてみようということになる、細かい刻みの方が得だと、五年だと、ふえたら減っちゃったというふうな、そういう数字が出るかどうかかわからぬが、ちょっと私はそれ判断がつかぬので、ちょっと人口動態が、今も言いますように年率で全国平均で〇・七ぐらい、それを二〇％というんだから、それが急増なんですよ、が、ちょっと済みませんけれども、私も人口動態がわからぬ。なるほど感じとしては、最近人口の移動、集中、過疎というものがかつてのように急激ではない。緩やかに来たとかUターン現象もあるとか、いろいろなことも言っているようですが、ちょっと指定団体の数で推移を言ってみてくれますか、いつごろは幾らくらいだったか、いつごろは幾らくらいという何かが適当なくくりをとっていいですか。

○政府委員(砂子田隆君) 人口急増のために補助金を出しておりますが、その推移を見てみますと、五十四年度は二百四十三でございまして。それが五十五年度には二百二十四、五十六年度には二百七、五十七年度には百九十五、五十八年度では百九十、こういうことになっております。

○志苦裕君 それで、これでいくと五十九年に百八十一。大体十ずつ減っているんですね、これは。最初は二十ぐらい。それでいくと、五年ぐらいたつと、大体もうこういう仕組みは要らぬという判断ですか。

○政府委員(砂子田隆君) この法案が、まあ五年後に日本の市町村がどういふ状態になっているかというのがありますし、そういう点では、市町村におきます人口急増の分布図あるいは状態、それがどういふふうになるかというのが一つの問題です、さらには消防力がどのぐら整備され

ているだろうか、そういうところでのぐらになるだろうかというのがやはり一つの問題になりますから、そういう点を見ながら、この法律が六十四年度に参りましたときにもう一度判断をしてみなきゃいかぬと思っております。

○志苦裕君 感じとしては五年ぐらいで廃止かなという感じですか、どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) これはちょっとわかりづらいのですが、今の例え五十九年度にこれから指定しようというところを見てみますと、千葉でありますとか埼玉でありますとか神奈川県でありますとか、そういう大都市の周辺に非常に大きな分布をなしておるわけですから、あながちこの五年後に今度はどういふ社会動態があるのかというの、ちょっと今のところ予測しかねますので、五年後にいいのか悪いのかということについては即断をいたしかねるところであります。

○志苦裕君 時間もないのでこればかりやっておれませんので、それはその辺を伺っておく程度にしましょう。

この機会に要望をいたしておきますが、例の臨調答申にもかかわって、消防に関するいろいろな許認可事務のようなものの整理といいますが、そういうものも行われておりますが、どんなものが検討のテーマになっているのか。私は、要望としては、整理合理化、簡素化ももちろん大事ですが、手を抜いたために人間の命にかかわったということは、これは大事なことでありますから、これはやっぱり慎重な対応をしてもらいたい、こういう感じですが、いかがですか。

○政府委員(砂子田隆君) おっしゃられているとおりだと私も思っております。

いま臨調答申の中で私たちがこれから措置をしないやいなや問題の中に、御存じのように、許認可の整理統合、合理化の問題がございますし、特殊法人の整理合理化という問題もございまして、事務的な意味での文書をどうするか簡素化するというような話は、これはそれなりに私たちができることはやりたいと思っておりますが、特

殊法人のようなものになってまいりますと、今お話がありました、消防の器具というのには実際はつけてしましますと試すことができない。冷蔵庫でありますとか何かのように毎日使っているかどうかだと判断ができない、そういうこともありまして、検査機能でありますとかそういうことにつきましましては、もう少し関係の機関との間で協議をして決めていきたい。閣議でもやはりこれは六十年末までに法案を出すようにということもございまして、一応そういう格好の中で進めていきたいと思っております。

そのほかのいろいろな、例えば保安四法の関係で各局にまたがる問題でありますとか、これは今検討の委員会をつくっております、逐次その中で解決をしていきたいというふうに思っております。

○志苦裕君 大臣、この点は私も、要りもしない手続を残したり、また許可認可を与えるために余計な人間を置いたり、そういう検査をするような団体に自治省の余った人間の行き場所をつくったりという、そのことを別に賛成しているんじゃないんですよ。賛成しているんじゃないんですよ。しかしちょっとしたことややっぱり安全にかかわる、人命にかかわる問題は、そういうものでは測定ができないという分野も多いので、これはやっぱり大臣もよく目を配ってほしいと思っております、いかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 御指摘のとおりでございます。警察とか消防とか国民の生命、財産を守る仕事については十分慎重にやっています。かなければならない、このように思っております。

○志苦裕君 次に、消防職場の問題は、消防職員、団員の安全衛生の問題に少し触れますが、私も幾つか今、事例を持ってきています、それを述べておる時間はないようなので、やっぱり注意はしてらっしゃるが、あつちで火事があった、地下鉄が爆発をした、煙に巻かれたというふうなことで、ずっと事故は続いております、非常に気の毒だし、残念だと思っております、前からよく議

論しているんですが、これ決まりつきませんか、危険職種の指定問題は。

○政府委員(砂子田隆君) 労安法の適用をどういふふうにするかという問題がやはりございまして、今おっしゃられましたように、消防自身が国民の生命なり財産というものを守るといふ見地から、災害現場で危険が予想されるようなところで現実職務の遂行をいたしておるわけでして、一般の民間の事業とはやはり異なっている形態の中にあるようにも思いますし、警察における体制がどうか、非常に似ているということを再三ここでも申し上げておるんだと思いますが、そういうものとの間でどういふふうな措置をしていけばいいの、かという問題がございまして、直ちにこれをどういふふうにするかということをお答えをすることはできないのであります。

どちらにいたしましても、消防職員の安全というのは大変大事な問題でございまして、そういう問題がありますたびに、あるいは前にお話を申し上げたことがあるかもしませんが、安全管理体制というのをどうするかというのを考えまして、まさに安全管理体制の一例を示しながら各消防本部の独自の整備計画に期待をいたしているところでございます。

○志苦裕君 それで、五十六年、特に官庁の事故でしたか、あれ以来、ここでも安全問題について論議がひとしきり重ねられて、皆さんの方でそれなりの研究会のようなものをつくって、手元にもいただいておりますが、いわば安全管理に関する一応枠組みは皆さんの方からお示し通った。しかし、私の見るところでは、ありがたい通達やモデルはもらったけれども、現場は余りよくやらない、率直に言うて。しかし、抑えてくるといふ上下関係でもないもので、現場が怠けているといえればそれは怠けているだけの話だし。だけれども、やっぱりいざというときに命を犠牲にするのは実際にこの消防職員なんですね。しかし、消防の職場はその辺の一般の職場と違って、割合に上意下達の方が強くて、命を粉にする職員の意

見は何となく出にくいというふうな、昔から伝わっている職場の秩序も災いをしていっているんだと思うんだけど。

皆さんの方がいろいろこの研究会で安全管理規程をおつくりになったので、私もずっと読んでみますと、法の適用があるかないかの違いだけであって、法の適用があるかないかとやっていますね。前書きに、例えば安全規則の安全管理規程のように、これは何々法第何条に該当があるのでと書いているのと言っていないのの違いだけだ。ま

くら言葉に法律を置いているかどうかの違いだけでしょう。そこまでやっぱり気を配ってきておるんだから、それならいっそのこと危険職に指定をして、少し監督官庁が変わったりしますけれども、これはやっぱりいいじゃないかなというふうに思うんです。これは前にも、労働省からも来てもらって、前の長官のときでしたか、やったんだけれども、私はこの機会にもう一度、皆さんここまで踏み込んでいろいろな規程を出しているんだから、危険職種と指定をして法の適用をさせるというところを考えた方がいいと思えますよ。

そこで、なぜ私そう言うかという点、法律の適用がないんだが、あるのと似たようなことをしていると言っているだけども、適用があるのとないのでは、やっぱり微妙な違いがあるところに出てきているわけですね。ですから、労安法に基づくものであるというところが消極的に触れられておるが、積極的に解さないというこの規程の性格になつているところに私も不満が残るわけですね。この点で二つだけ言いますが、一つは、職員の見聴取の義務といいますが、意見聴取の仕組みがそう積極的でないという点の一つの特徴です。

もう一つは、書いてあると言えは書いてあるんだけれども、当局の安全配慮義務、訓示規定としてはあります。訓示規定としてはあるけれども、当局の安全配慮義務というふうなものももう一つ明確でない。このところをもうちょっと明確にしておいてくれた方が現場は安心するのではないかと思いますね。極めて客観的に見て、ああこれ

仕事のためにけがした、犠牲になったんだがなと思っても、なかなか公務災害の認定を受けるには手間がかかったりしてしましてやきもきする結果もあることなどから見て、職員の意見聴取の問題と当局の安全配慮義務、この二つの点を皆さんがおつくりになってお示しになった規程に関して意見を述べながら見解を聞きたいんですが、いかがですか。

○政府委員(砂子田隆君) 消防は、御案内のとおり災害の現場におきましてやはり部隊活動をおるわけでありまして。そういう点から申しますと、やはり指揮者が常に職員の安全について配慮をしていくというのが私は大変大事なことだと思われ、そのほかに、指揮者以外に安全責任者というのをつくってもなかなか二元的になつてうまくいかないだろうというところも考えられるわけでもあります。私たちが今各公共団体に示しておりました消防の安全規程をさらになるとおわかりいただけると思いますが、そういう意味で安全関係者会議を開いてそういうところの所屬長あるいは消防長が指定する者が出てきているような議論をして、皆さんの意見をまとめながら、そういう会議で話をして安全対策をつくっていくというの、私はこの中でやはりやっていけるだろうと思っております。そういうのは、先ほど申し上げましたように、どちらにしても消防というものの一つの特異性というところから出ているわけですね。そういうことがうまくいこうという安全者会議において吸収されるということを私たちは願っております。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、安全に対する配慮というのはどんな場合でも大変大事なことをごいまして、特に消防の本部長であられる——この中では総括安全責任者が、消防の次長がやることになっておられますが、そういう人たちの配慮というものは、やはり大変私はこれからの消防行政を進めていく上にとつて、なくてはならない大事な一つの考え方もあります。

ら、そういう点をやはりこの中に盛り込んでおるつもりであります。

○志苦裕君 いや、それはあなたは盛り込んでおるつもりだろうけれども、私が読むとだめなんで申し上げておるんですが、職員の意見聴取のところを見ますと、拳手もしくは回覧でやれというんでしょ。あなた、偉い人が見ている前で拳手せいと言ったって、ちょっと不満があったってそれは別の手を挙げますわ。そういうことなども含めて、職員が相互間に果たして話ができるか。なるほど消防が部隊行動をするということは皆さんがしばしば繰り返しておるんですが、職員の間には十分な意思疎通、コミュニケーションがあったからといって部隊活動がとれないわけでもないんです。ある国には警察さえも軍隊さえも団結権あるんですから、それはそれなりに自己規律というふうなものを持つわけだし、社会的責任も負うわけだから、そのその辺のところを絶えず心配をして、どうもこの安全規程——この危険職種の指定も何となく決る、あるいは意見聴取等々の諸問題についても何となく決るというふうなのは、私は根柢は一つだと思えるだけども、きょうは問題の指摘だけにとどめておきます。

ただ、私は、これだけは御注意なすってください。それは、ああいう部隊活動をしておるんだから、親方が立派で、諸君の命はもたらした、おれが一切責任持つ、けが一つさせないというふうなことを言ったって、事故が起きますと、おまえ悪かったんじやないかとこう言うわけですね、現にそういうケースたくさんある。一切それはおれが悪かったんだと、おれが配慮が足らなかつたとなかなか言う人は少ないんだ。そのときになると逃げ腰になつて、あいつはどなかバンドの仕方が悪かつたんじやないかと、とめ金が悪かつたんじやないかとか言うわけですね。でありますから、やっぱりそれは職員のそういう自分の命にかかわることですから、創造性が発揮できるような環境がよいと思つておるんです。

ますね。なまじつづいたことが職員の自己責任、規程どおりやっていたなかつたんじゃないかという自己責任の追及の道具にこういう新しい規程が使われるという面もないわけじゃないんで、これのねらいとするところは、結局突き詰めて言えば安全にあるわけですから、その辺の点は、本来のあり方と離れていわば管理面だけで——管理というのは安全管理じゃなくて労務管理です。そつちの方にだけ、人事管理、職員管理にだけこれがなっていないような配慮を強く求めたいと思つておるが、よろしいですか。

○政府委員(砂子田隆君) お話のように、私たちが先ほど申し上げましたこの規程自身につきましては、先ほどから申し上げておきますように、あくまでも職員の安全をどうするかということのためにつくられたものでありまして、職員の管理を強めるということのために設けたわけではありませんで、その点は十分に私たちの方も考えたと思つております。

○志苦裕君 事前にお示ししておいたんだけれども、埼玉県伊奈町のいわば消防職員の宣誓書なるもの、これについての皆さんの見解、所見はどうですか。

○政府委員(砂子田隆君) 実は、いただきましたこの宣誓書を見させていただきましたが、この中身自身を見てみましても、私たちが別の特異なものだと実は思っていないわけですね、御案内のとおり地公法の三十一条で、職員というのには条例の定めるところで服務の宣誓をしなければならぬと、こう書いてございます。そういう規定がございまして、その宣誓の方法は条例に任せるといふことになつておられますが、消防職員の場合には、特に消防業務というものは、先ほどからお話申し上げておきますとおり、生命、身体、財産というのを災害から守るといふ、そういう精神のものがやはり特殊性と申しますか、そういうことを十分に考えてみなければいけませんし、職員自身もそういう自覚の上に立つてやはり行動していただく

たいと、こう思うわけでありませぬ。そのために前に通達を出しまして、一般職員と異なるような職務宣誓を行うということもこれはあり得るんだという事で書いておりました、警察におきましても大体これと類似の宣誓をしているわけでございますから、この点については余り問題がないのではないかとおもうに思っております。

○志苦格君 問題があるから指摘しているんで、問題のない頭の方がどうかしているんで、私も昔県庁の役人でしたから、これに似た宣誓をいたしましたよ。それはどういふ宣誓かという文章です。命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、何々の任務を自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に云々という様な、大体そういうことですよ。ところがここに入っておるのは、「その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず」というんで、わかりやすく言うと、悪い仲間にならずにということなんだ。この消防職員といえども結社の自由があるんで、このことはこの委員会でも、法制局長官も出まして、ただ問題になりますのは地公法で言うところの当局との団体交渉の地位に立つというところ、これはないと言っておしやうといる。だから、あるようにしようじゃないかといろいろ議論もしていますけれども、そのことは一応現行法があることは承知をしておる。その問題を除けば、結社の自由があるんで、それは「消防職務に優先して従うことを要求する」という文句を入れなければ、結社の自由、憲法違反になるものだからそういう文章をわざわざ入れておるんで、あなた世の中に、消防職員が懇親会でも何でもいい、つくるとする、それがわざわざどんなことがあっても、ジャンと鐘が鳴ろうとも、それよりもこのグループの方針の方が優先するんで、火を消しに行っちゃいかぬんで、そんなばかばかしい規約を持った団体をつくるわけはない、これは。

きょうは時間があと一分しかないんで、これは

私は今後少しづつこく取り上げていきたいと思うんで、ただ、あなたのところがつくったんじゃない、まさかあなたのところかひな形を出したんじゃないでしようね。

○政府委員(砂子田隆君) これは実は大分昔のものでございまして、一般的なモデルの形として都道府県に消防庁が出したものであります。ただ、これは御案内だと思いますが、実は警察と全く同じ文章になっておりまして、例えば警察の方につきましても、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体または組織に加入せず、何物にもとられず、不偏不党と、こう書いてあります。大体それと形を一にしているものなのであります。それはやはりどちらかと申し上げますと、先ほどからも申し上げておりますように、消防職員自身の一つは職務の特殊性から来ている問題だと私は思っておりますので、今のところはこれで問題がないのではないかと思っております。

○志苦格君 だから、皆さんがこういうものを指示した後にこの議会でも委員会でもいろいろ議論になって、昔からさだまと言えどもそうなんだけれども、結社の自由はある。例えば消防協の問題をひとつ念頭に置いて言え、皆さんの方もその後ILOへ追加情報を送って、消防協に入ったことと自体が何らかのベナルティの対象にならないという情報まで送るようには事態は変わっておるんだから、私はそういう背景を指摘をして、いまだにこういふばかばかしいことをやっておることについて問題を提起をしたわけで、時間が来たからやめますが、最後にただ一つでいいですが、ここで私も私は機会さえあれば一言で言いますが、どうですか、例の消防職員の団結権問題、皆さんの今までの答弁では、結論を得るための検討を促進すると、そういう追加情報をILOに送り、この委員会でも御答弁をいただいているんですが、何か促進されていますか。

○政府委員(砂子田隆君) 追加情報を送りました後で、御案内のとおり、国内における公務員問題の協議会におきまして、それぞれの関係団体の意見を

を聴取して現在まで来ております。この問題は、大変古くから難しい問題でございまして、私たちも誠意を持ってこれに当たっていききたいというふうにも思っております。

○原田立君 火災は大変怖い話でありまして、その発生は極力とめていかなきゃならぬと思うんで、

〔委員長退席、理事真鍋賢二君着席〕

ところで、ごく一般論から言いますと、マル適カードというのがありますね、ホテルやなんかにある。あれは非常に信用度が落ちてしまつて、皆さん方も大変お困りなんだろうと思うけれども、現状はどうですか。

○政府委員(砂子田隆君) マル適の問題にしましては、御案内のとおり、昭和五十五年の十一月に川治で発生いたしました火災を契機といたしまして、五十六年度からマル適制度をやっておるわけでありまして、五十八年の九月の末現在で、旅館、ホテルにしましては七・七・一の交付率であります。ただ、おっしゃられておりますように、最近そういうマル適があつても火災が起きるじゃないかという議論がございまして、この問題は私の方でもいろいろ大変心配をしております。いろいろと調べておられますと、むしろそれは運用がございまして、例えば警報装置の電源を切つておくとか、そういうことをするためにせつかくの避難ができないという様なことがございまして、人命上はまさに避難が一番大事なのにそれに対応できないという状態が生まれてきておる。そういう点で、ある意味では大変困つた現象だと思つておりました。これに對しましては各消防長さん方に、そういうことがないように十分に査察するようになつておることを私の方で申し上げておきます。

○原田立君 そういうのはもう嚴重におきゅうを握えてやらなきゃいけないと思つておられますか。

○政府委員(砂子田隆君) 各消防の本部においてそれぞれそういう措置をとっておるといふふうに

私たちが考えております。

○原田立君 考えてますじゃなくて、実際実情を掌握していただきたいと思うんで。

それから、雑居ビルの火災発生というのは、毎回大きな火災の発生は雑居ビルなんです。この改善方の指導は十分なさつておるだろうと思つておられますか、状況はどうですか。

○政府委員(砂子田隆君) 雑居ビルにしましては、今お話がございましたように、大変私たちも心配をいたしているわけでありまして、防火管理者がそれぞれ異なつておつて共同防火管理ができないということもあつたり、いろんなことをしまして運用上困つておられます。そういう点で、最近、複合の用途の防火対象物にしまして危険度の評価基準というものを今検討を進めておりました。

〔理事真鍋賢二君退席、委員長着席〕

それができ上がりましたら、マニュアルをつくつて各消防の方にお示しをしたいと思いますと思つております。

○原田立君 現行法でも、例えば非常階段なんかには物を置いちゃいけないとか、もつと通路幅をきちつとっておかなくちゃいけないとかなつておるわけですね。ところが、実際に避難通路なんかはもう荷物がかつちやになつておる、こういうのをしばしば耳にするわけです。これはやっぱり直さなくちゃいけないと思つておる。これはもう緊急かつ敏速にやらなくちゃいけないと思つておられますか、いかがですか。

○政府委員(砂子田隆君) おっしゃっているとおりだと思つております。

○原田立君 それなら、それ即時に実行してくだ

さいよ。

それから私は、消防職員やあるいは消防団員の

人たちが一生懸命やつておるの十分承知して

おるんで、ところが、福岡で起きた事件で、ちよ

つと不用意な発言だというのが実は一件あつた

んです。場所等を余り言うたあれですから申し上げ

させんけれども、一たん火災が鎮火したと認定

した、ところが埋もれ火があつた、またばつと燃

焼

つ

つ

えちゃって、それで消防車の出動があった。そのときに、まだ危ないから残っていてもいいかと思ったんだと、こういうふうには言いたくない。ええ、ないところはどうしようもないじゃないかというふうにはその指揮者が言ったというんです。それが新聞にも出ましたですね。ちょっとひんしゅくを買っているわけなんですけれども、こんなような不用意な発言、一生懸命やっているがこんな発言をしてひんしゅくを買うなんて、これはもう本当に損な話です。よくそういうところはきちっと指導してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) まさにそのとおりだと思います。十分指導していきたいと思っております。

○原田立君 下部の中ですから、たまには出るんだらうと思えますけれども、非常に私は残念に思うんです。そういうことのないようにしていきたい。

それから、これは大臣にもお伺いするんですけども、消防関係予算でありますけれども、自治省の今回五十九年度の予算は一七・五%の伸びになつてはいるんですけども、消防庁はマイナス五・七%、これはマイナス五・七%ということも、もう消防力が充実しちゃって予算が少なくなつても構わないんだと、こういうことが理由なのか、あるいはまた、緊縮財政の折だから自治大臣もやむを得ずこういうふうには減額したのか。片一方は一七・五%プラスですよ。消防庁は五・七%マイナスですよ。これはちょっと問題じゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) 消防の予算につきましてはマイナスになりましたのは、御案内のとおり、現在の国の財政が大変厳しいという中で補助金を削減をする。特に、御案内のとおり、消防庁の予算というのは大部分九割までが補助金でございます。しかも内容が奨励的補助金だということでございます。しかし、現実にはいろいろの、先ほ

どから申し上げておりますように、消防庁自身も現実にはまだまだ十分どころにまで行っていないというのには事実でございます。そういうものを早く到達させなきゃならぬという観点から申し上げますと、やはり余り大きな削減というものはしない方がいいんだと思っておりますが、こういう厳しい情勢でありますので、やむを得なかつたと思っております。

ただ、こういうものの中でもやはり若干張りをつけなきゃいかぬのだからと、そう考えまして、補助金の中でも特に重要な点についてはむしろ増加をする、公共団体とのいろんな話し合いの中で、その辺のところは少し要望を落としておいても公共団体に迷惑をかけないというのは若干切ると、そういう形の中で操作をいたしまして、一応一割削減の中でも補助金についてはその程度の六・二%の減でとどめたというのが実態でございます。

いづれにいたしましても、市町村におきます消防の行政がこれによって遅滞をするということがないように十分配慮をしていきたいと思っております。

○国務大臣(田川誠一君) 今、消防庁長官が言ったとおりでございますが、国の方針に従いまして、補助金の整理合理化をしなければならぬという趣旨からこういう金額的には減るようになっていきました。しかし、これは決して消防を軽視しているというものではございませんで、今も説明がありましたように、十分消防の充実に配慮をしてやりましたつもりでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○原田立君 大臣、そう言いますけれども、自治省本予算が一七・五%プラスですよ。消防庁は五・七%のマイナスですよ。二割も違うんです。これはちょっと問題だと僕は思うんです。それから、消防庁長官、あなたの説明の中でちょっと聞き損なつただけけれども、大震災対策に必要な経費、これは六・八%減ですよ。それから消防施設等整備費補助に必要な経費、これは

六・二%減ですよ。それから、その他の経費を含めて消防庁合計が結局的に五・七%減。大震災対策に必要な経費とか消防施設等整備補助に必要な経費、これはこんな減額でいいんですか。

○政府委員(砂子田隆君) もともと予算というのは多々ますます弁すでございまして、大変だければいいというのは通常なのだと思いますが、先ほど申し上げましたこういう国の財政状況のためにこういうふうにはせざるを得なかつたと思っております。ただ、この大震災の中にも、先生御案内のとおり、一般的な分はともかくといたしまして、強化分については、ことしで、五十九年度でこの期限法の期限が来るものから、強化地域についてはともかく高めたいということで、これは若干伸ばしてございまして。

それから、無線のようなものがございますが、これは特に災害がありましたときの住民の避難でありますとか情報の収集でありますとか、そういうことがありますから、むしろ市町村の無線については二・三%ほど伸ばしたつもりでございます。さらに、昨年のいろいろの災害を見てみまして、林野火災が大変多かつたということもございまして、来年度は林野火災についても相当伸ばしてございまして、もちろん、これはヘリ基地でもつくって、その中で十分な消防対策に充てようというところを考へておるわけでありまして、若干重点的防の少ない予算の中ではありますが、若干重点的に緊急性の高いものに重点配分をしながら全体的な予算を組んだというのが実態でございます。

○原田立君 私が中身で言おうと思つたことを先にお話があつたんですけども、消防防災無線通信施設整備費、これが全体では一〇・二・八%ということなんですけども、県分が六・八%、市町村分が二・三・三%、こういうふうには片っ方は高い伸びになつてはいるし、県の方はがくつと少ないけど、これは一体どういう理由なのか。また、特殊災害用消防施設等整備費補助金でありますけれども、今もあなたからお話があつたように、全体では一〇・三・六%であります。林野火災が一五六・五%

これに対して石油コンビナート分は五〇・三%と少ないんですね。どうしてこういうふうな差があるんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 無線の方の県分と市町村分に関しまして、お話しのとおり県分を落としてございまして、県の方の施設整備というのは、現在おかれておるといふよりも、ほとんど三十九都道府県の中では無線ができておるわけでありまして、これは都道府県と市町村とを結ぶ無線であります。で、国と都道府県とを結ぶ無線は、これは完全に各県にはできておまして、都道府県が市町村との間で結ぶ無線、これが実はできてないところが今、七県あるわけです。七県のうち、今度の予算では、一県はともかくやらせようと思つております。ですから、残り六県はまだそういうことにならないんですが、そういうところの県の言い分というのは、どちらかといひますと、警察無線で大体今のところは間に合うという感じでありまして、あるいは災害というものがこしはばらくないというところの安心感から来ているものではないかというふうに思っています。

それから、市町村分をふやしましたのは、先ほど申し上げましたように、昨年の日本海中部地震のときの避難の問題、情報の提供の問題、いろいろございました。あるいは山陰の豪雨がございまして、島根県の三隅町というところが、無線があつたために被害地におつた住民の方々がその無線によって全部救出されて、みんなが避難できた。そういう点から考えますと、むしろ市町村の無線というのを大幅に整備していかなくちゃならぬだろう。市役所の役場と個人の家あるいは集落、そういうものとの間で無線を強化していくことがこれからの住民の生命というのを守る上には大変大事だという観点から市町村を伸ばしたわけでありまして。

それから、特殊災害の方の問題は、林野分につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年の十三件にわたります林野の同時多発の火災がございました。これにヘリコプターを飛ばせようと

ようなシステムにしておかなければだめだろう、しかもそれを察知した消防が入るときには、やはりちゃんと命綱、そういうものも完全に点検をしながら、みんながうまく消火に当たれるような方法をとってあげなければいけないだろうと思っております。

特に、今お話がございましたように、地下街では一たん火災が起きますと内部に煙が当然に充満をしていくわけでありまして、そういう中にいる人たちがパニックを起こすこともありまして、そういう点で、よく情報の連絡をしてあげて、住民の退避をまず一番先に考えなきゃならぬというのも一つの教訓であろうと思っております。

それから、これから地下街というものにつきましましては、相当の配慮をしながら、本当に公益上やむを得ないというものはやはりつくるべきではないんだ、こう思っております。余りこういうものができ過ぎて、実際避難をするときになかなか避難できないということも多いわけですから、最近では運輸省、建設省、警察との間でいろんなことが議論されて、むしろ不必要に地下街をつくるのをやめようということまで考えておられるわけでありまして、どっちにしましてもそういう訓練の問題、警報の問題、伝達の問題、防火センタ！との連絡の問題、消防に対するいち早い伝達の体制、そういうことが大変大事なことだと思っております。

○神谷信之助君 もう最後ですが、超高層ビルを建てる場合、あなたがおっしゃるように、一定の容積制限などありますから、それからまた経済性の問題もあるから、一定の高さ以上には高くない。しかし、大体、現在までのところは十一階ぐらいのところ辺で消防計画というか、消防体制ができる、そういうぐらゐのやつが、ほとんど高いのできてくるというときに、それなりに消防の方は対応せにゃいかぬ、財政的負担も要るわけですね。ですから、できてから、先ほど言いましたように、これからガラスを爆破するもの研究しよるかというんじやなしに、研究されて、でき

てもちゃんと安全に処理ができるということならいいけれども、できてからどうのこうのと言っていて研究をせんらぬというのは若干本末転倒しているんじゃないか。だから、超高層ビルの建設等に当たって消防側の意見というふうなもの、あるいはそれに対して必要な体制、またその財源、これは火災保険の体制、税金をつけたらどうかという議論もやりましたが、そういうもの、あるいは建築する者に対して一定のものを負担をしてもらうとかいうようなことも考えられるか、そういうことも含めてちょっと検討していかないと、どんどん建てられるわ、後から追いかけてるわ、消防何してやったんやと怒られるわと、私はたまったもんじやないと思うんですが、この辺いかがですか。

○政府委員(砂子田隆吉) 御案内のとおり、今一番はしご車で長いのが四十六メートルでございますから、十五階までしかはしご車は伸びないことになっていて、それ以上になりますと、いろんなことでむしろ危険でしょうから、なかなかできないということがあります。そういうこともありまして、十五階以上のところについては附室をつくらせるという仕掛けによって、住民を安全に特別な避難階段の方に誘導して、そこからおろさせるということを高層ビルでは考えておられるわけではあります。

今考えておりますのは、ワンフロア作戦といいますが、火事が起きたらそのワンフロアで完全に消しとめるというための防火区画を完全につくって、その中でおさめてしまおう、そういうことを、そういう高い建物を見まして、基本として今やっているわけでありまして、このワンフロアの作戦といえるのは、むしろ低くても、ホテルでも適用されるわけでありまして、超高層ビルになればなるほど、やはりワンフロアでおさえてしまわなければいかぬ。そういう訓練を現実に東京消防庁などはやっているわけでありまして、そういうことを通じて、それに必要な資金と申しますか、そういうものがあれば、それに対応するようになこと

をしていかなければいかぬと思っておりますが、これはまた消防だけの問題ではございませんで、建築基準法の問題その他もいろいろございまして、よく話し合いをしながら、その中で解決をしていきたいと思っております。

○三治重信君 ごく簡単にお尋ねをいたしますが、今度の改正案で、五十九年から六十三年までの時限立法みたいになっているんですが、六十二年以降は、いわゆる補助金の整理とかいうようなことからいって、やめるというふうなことで了承していいわけですか。

○政府委員(砂子田隆吉) 人口急増市町村に對します消防施設の整備の財政上の特例措置という問題につきましては、市町村自身が、特に人口急増のところで消防設備だけではなくて、いろんな点で整備をしなければならぬ問題が出てくるわけがあります。そういう点から考えますと、五十九年度以降においてもなおかつ相当数の人口急増市町村が出てくるわけでありまして、この法案が通りました後で、六十三年までの五年間だということの中で、その六十二年になってみまして、その次をどうしようかというのには、やはりそのときの市町村の人口急増の実態あるいは消防力というものを考えましたときの整備の状況、そういうものを考えながらその時点で考えていきたいと思っております。

○三治重信君 この防火基準の適格表示制度ですね。これは五十六年から始めたようなんですけれども、さらに五十八年度から劇場や百貨店や映画館、スーパー等にも拡大された。その実施を見ても、「適」マークという、こういうふうなもの効果というものはどういふふうに評価しているんですか。

○政府委員(砂子田隆吉) 御案内のとおり、川治のプリンスホテルの火災がありましたから、住民に安全に泊まっていただけのようにという最低基準の二十四項目というのをつくって、「適」マークの交付をいたしているわけでありまして、旅館、ホテルにつきましては七七％ほどに交付をしてお

りますが、現在、お話のように、劇場でありますとか公会堂でありますとか百貨店でありますとか、そういうところにももう少し拡大をして、そういう住民の安全を図っていかなきゃならぬということをおっしゃっています。

そういう点で、五十八年度以来この指導をしてまいったわけですが、五十八年の十二月の末日で見ますと、三四・一％と低いわけでありまして、しかし私は、こういう「適」マークというのは、ある意味では住民の方々が、この「適」マークがあるかないかということによって、この建物の中では正されるべきものがあるのではないだろうかということを考えていただく、そういうための一つの情報公開みたいなものでございまして、それらに従いながら、住民の方々はこういう安全基準でいいかどうかということをお考えいただく、消防機関の方は、そういう施設上非常に足りない部分があるならどしどしとやはり是正措置をしていく、そういうことのために使われるという意味で効果があるだろうと思っております。

○三治重信君 臨調なんかで、許可認可の整理合理化等で指摘されておりますように、石油化学プラント等に対する保安四法の規制による許可認可の統合というの、実行上の問題、これは協議するといふふうになっているんですが、これは実際問題として、工場、事業場の方では災害が起るたびに、それぞれ役割ごとに取締法だの安全衛生の取り締まりだの災害防止だ、こういうようなことで、一々別々にやられちゃ大変だということがあるわけなんです、こういうものの関係行政機関の協議はその後どうなっておりますか。

○政府委員(砂子田隆吉) 臨時行政調査会の方からいろいろ御指摘がございまして、今、自治省と通産省と労働省と、それに行政管理局が合わさって、保安四法に係る許可認可について検討を進めております。局長レベルから成ります保安四法関係の許可事務合理化連絡協議会というものと、関係課長のレベルから成ります検討委員会を設置いたしました、現在、鋭意検討を重ねており

ます。今のところ一昨日、第三回の検討委員会をやっておりますが、逐次この検討委員会を開きながら、対策を決めていきたいと思っております。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

本案の修正について、神谷信之助君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。神谷君。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対する修正案に関し、その内容と提案理由を御説明いたします。

修正案の内容は、人口急増市町村の消防施設に対する国庫補助率の特例措置を、政令で定める市町村についても例外扱いとせず、従来通り適用するというものであります。

質疑の中でも明らかにしたように、国民の生命と財産を火災等から守る消防施設の整備の現状は、最小限度の基準を定めた「消防力の基準」さえも満たしてはおりません。

臨調行革のもとで消防施設等整備費は、昭和五十六年度をピークに年々減らされており、来年度予算は最高時と比べて二割近くの大規模削減を余儀なくされているのであります。予算が一・四倍に増額された昭和五十三年度から五十五年度にかけての「消防力の基準」の充足率の引き上げがわずかに二、三割であったことを考えれば、二割近い予算の削減は、いつになれば基準に達するのを見通しさえ立たない現状であります。

特に、補助率が引き下げられる市町村の消防施設整備の状況は、他の市町村に比べて進んでいるとは言えず、項目によっては全国平均を下回っているところもあつたのであります。この上、現行制度より補助率を引き下げるとは、基準の充足をいよいよ困難にするものと言わなければなりません。

人口急増市町村の財政負担を軽減し、消防施設整備を促進するという特例措置の趣旨に照らしても、現行制度のままの延長こそ火災から国民を守る最小限の条件であることは申し上げるまでもありません。

何とぞ慎重審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原太一郎君) ただいまの神谷君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。田川自治大臣。

○國務大臣(田川誠一君) ただいまの消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としては賛成いたしかねます。

○委員長(大河原太一郎君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に反対、我が党提出の修正案に賛成の討論を行います。

政府原案に反対する理由は、人口急増市町村の消防施設に対する国庫補助率の特例措置の適用期限延長は当然としても、一部市町村の補助率引き下げという改悪を行おうとしていることであり、これによる国庫負担軽減額は、わずか三千七千円であり、

昭和五十八年版消防白書によれば、昭和五十七年中における火災による損害の額は千四百九十億七千三百万円、死者千八百四十九人、負傷者八千七百二十二人となっております。

言うまでもなく、消防の任務は、火災等の災害から国民の生命、財産を守ることであり、このためにわずかな金額を惜しむことがあつてはならないものであります。消防白書の現状は、政府案のよくな国庫補助の削減ではなく、逆に補助率の引

き上げなど、消防施設強化促進のための予算措置が必要であることを示しています。

政府案は、臨調の第一次答申における「補助負担率の地域特例については、終期到来時には廃止を含め抜本的な見直しを行うとともに、財政再建期間中現行の高上げ率を引き下げる」を忠実に実行したものであり、将来、かさ上げそのものを廃止する布石となるものであり、到底我が党の容認し得ないところであります。

我が党の修正案は、政府案における補助率の引き下げをやめ、せめて現状を維持させようとするものであり、人口急増市町村の要望にかなうものであります。

以上で、修正案に対する賛成、政府原案反対の討論を終わります。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もなければ、討論は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷信之助君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原太一郎君) 少数と認めます。よって、神谷君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案と御可決すべきものと決定いたしました。

この際、真鍋賢二君から発言を求められておりますので、これを許します。真鍋君。

○真鍋賢二君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社

会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、消防体制の整備と消防力の増強を図るため、次の諸点について善処すべきである。

一、市町村の消防力整備年次計画の作成等により「消防力の基準」がでる限り速やかに達成されるよう指導するとともに、消防財政を充実するため、自主財源の増強、国庫補助の拡充及び良質な地方債資金の確保を図ること。

一、地震による被害の防止と軽減を図るため、情報の収集・伝達体制の確立、自主防災体制の整備等を促進するほか、大震災対策等震災対策については、総合対策の整備に努め、所要財源の確保を図ること。

一、火災予防上必要があると認める場合等における消防機関の行政措置命令については、適時適切に行えるよう関係法令について検討すること。

一、石油プラント等に対する保安四法の許認可事務の整理合理化に当たっては、国民の生命・財産の安全の確保に支障を来たさないよう行うこと。

一、防火管理を業務内容とするものの防火管理上の位置付けを明確化するとともに、業務委託者の教育体制の整備、情報伝達システム、機器の改善等火災発生に対する即応体制の整備等について指導の万全を期すること。

一、消防職・団員の処遇の改善を図るため、消防職員の勤務体制の改善、職場環境の整備、人員の確保等に努めるとともに、消防団員の公務災害補償の充実、若年団員の確保等に努めること。

なお、消防職員の団結権については、他の公共部門の労働基本権問題とあわせて誠意をもって検討すること。

改め、同条第三項の改正規定中「二十九万三千円」を「三十二万三千円」に、「三十万円」を「三十三万円」に改め、同条第四項の改正規定中「三十万三千円」を「三十三万三千円」に、「三十一万円」を「三十四万円」に改める。

第二条中第三十七條の三第一項の改正規定を削る。

第二条のうち第三百十四條の二第一項第十号及び第十一号の改正規定中「二十五万三千円」を「二十八万三千円」に、「二十六万円」を「二十九万円」に、「二十六万三千円」を「二十九万九千円」に、「二十七万円」を「三十万円」に改め、同条第二項の改正規定中「二十五万三千円」を「二十八万三千円」に、「二十六万円」を「二十九万九千円」に改め、同条第三項の改正規定中「二十九万九千円」を「三十二万三千円」に、「三十万円」を「三十三万三千円」に改め、同条第四項の改正規定中「三十万三千円」を「三十三万三千円」に改める。

第一条中第三百十四條の三第一項の表の改正規定、第三百十四條の八第一項の改正規定及び第三百二十八條の三の表の改正規定を削る。

第二条のうち附則第六條第七項の改正規定中「第六條第七項」を「第六條第六項」に改める。

第二条中附則第三十三條の三第三項第五号及び第三十五條第五項の改正規定を削る。

第二条のうち別表第一及び別表第二の改正規定中「及び別表第二」を削り、別表第二を削る。

附則第一条第一号中「附則第十六條」を「附則第十一條」に改め、同条第二号中「第三百二十八條の三」及び「及び別表第二」を削り、「並びに附則第八條第一項及び第十三條第一項」を「及び附則第五條第一項」に改め、同条第三号中「第三百二十八條の三」及び「及び別表第二」を削り、「附則第八條第二項及び第十三條第二項」を「附則第五條第二項及び第九條」に改める。

附則第十一条を削り、附則第十二條を附則第八條とする。

附則第十三條第一項を削り、同条第二項中「同法第三百二十八條の三及び別表第二」の規定を除く。削り、同項を附則第九條とし、附則第十四條を附則第十條とする。

附則第十五條を削り、附則第十六條を附則第十四條とし、附則第十七條から第二十八條までを五條ずつ繰り上げる。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対する修正案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項の改正規定中「改め、「二分の一」の下に「政令で定める市町村に対するものにあつては、七分の三」を加える」を「改める」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、昭和五十九年度約三千万円の見込みである。

三月二十九日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

三月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、料理飲食等消費税の増税反対等に関する請願(第八五二号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(第八九九号)

一、重度障害者の固定資産税非課税に関する請願(第九〇〇号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(第九七三号)

一、重度障害者の固定資産税非課税に関する請願(第九七四号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第一〇九八号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(第一〇九九号)

一、重度障害者の固定資産税非課税に関する請願(第一一〇〇号)

第八五二号 昭和五十九年三月十六日受理
料理飲食等消費税の増税反対等に関する請願
請願者 大阪市南区千日前一ノ八 高木津 弥子 外千八百名
紹介議員 近藤 忠孝君

第八九九号 昭和五十九年三月十六日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君

一、普通自動車運転免許証のうち身体障害者だけを対象に設けられている重量制限(一・二トン、一・五トン)の制度を廃止すること。

二、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限を現在の四キロメートルから八キロメートル程度に改正すること。

理由

(一)身体障害者が取得した普通自動車運転免許証には、実地運転試験に合格した時の使用自動車によつて一・二トン、一・五トンなどの条件が付されている。身体障害者は、好んで標準車以外の自動車によつて実地試験を受験したのではなく、現実には標準車(身体障害者用に改造した練習車)が自動車教習所に準備されなかつたためにやむをえず

標準車以外の試験車によつて受験したのである。実地試験合格の判定基準は、自動車重量の大小によつて変わるものではないし、普通自動車(総重量八トン未満、最大積載量五トン未満、定員十人以下の自動車)で大型特殊自動車、自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車(五十CC以下)以外のものの範囲内で自動車の排気量(馬力)や自動車の大きさによつて変わるものでもない。現に普通自動車運転免許証所持者が実地試験受験時に用いた標準車の三倍から四倍の排気量がある外国車や二倍から三倍の重量又は大きさの貨物自動車(トラック)を運転できることからこの考え方により、重量制限付の普通自動車運転免許証所持の身体障害者は、本人所有自動車の車検整備や定期検査をして故障箇所修理などの期間の代車を求めることは不可能であり、仲間とドライブするときの運転交替もできないし、疲労度の少ない上級自動車(パワーステアリング装置等を装備したもの)を使用できるようにするためには途中で二回から三回運転免許証の制限(限定)を解除してその都度自動車を買い替えなければならぬ。身体障害者の家計は、健常者と比べ非常に厳しいものであり、排気量の大きい自動車は就職の機会に恵まれることを考慮し、普通自動車運転免許証に付される重量制限を廃止すべきである。(二)肢体不自由の障害者にとつて、移動の自由の獲得はもつとも切実な課題の一つである。基本的に、障害者の移動の自由は、電車・バス等の公共交通機関の整備と体系化によつて保障されるべきであるが、電車・バス等が利用可能なものとなるためには、駅施設へのエレベーター、スロープ等の設置やリフトバスの路線化など物的改善が必要である。こうした観点から、各地域の主要駅から段階的に設備改善をするよう望むものである。また、もつとも移動の困難な障害者のための電動車いすは、本来有効な機器であるにもかかわらず、電動車いすとそれを使用する障害者に対する十分な認識がないままに、まだ的確な規程や制度がつけられていない

とはいえない状況にある。特に、おおよそ四キロメートル程度と定められた速度制限は、使用者の使用実態に即しているとはいえない。電動車いすの必要性及び安全性を配慮した妥当な速度規程を定めるよう望むものである。

第九〇〇号 昭和五十九年三月十六日受理

重度障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 千葉市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

我々の多くは負傷前所有していた土地に建造してあつた家を車いすで生活しやすいように改造して住んでいるが、受傷後の生活費は微額な年金だけで、受傷前の収入と対比すると極めて貧しく生活を大きく圧迫している。これを、緩和するため、土地・家屋の固定資産税を非課税にすれば、生活の圧迫感がなくなつて経済面における耐乏生活からいくらかでも逃れることができる。また、改造して住んでいる受傷前の古い家が腐朽してやむをえず新築を余儀なくされる場合もあるが、新築費は親族からの借金によるので、新築後長期間にわたつて借金の返済に迫られる。このようなとき土地・家屋の固定資産税を非課税にすれば物心両面にわたつて救われる。ついで、重度身体障害者が居住する土地・家屋の固定資産税を非課税にされたい。

第九七二号 昭和五十九年三月十九日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、地震、火災などの場合における避難体制を確立すること。
二、寒冷地に住む脊髄損傷者の住宅の屋根の除雪費を支給するか又は除雪する者を派遣すること。

昭和五十九年四月十九日印刷

理由

(一)車いす使用者であるため、緊急非常事態が発生した場合、機転がきかないので生命の危機を感じる。例えば、近隣に火災が発生した場合はただ慌てるばかりで、どうして避難すればよいかしどろもどろになる。日本は地震列島であるといわれているが、いつ巨大地震がどこで発生するかは予知できないので、非常な脅威にさらされている。こうした脅威を排除するために、各都市の町を単位として弱者である重度身体障害者と高齢者のリストを作成し、少なくとも町に一箇所緊急非常事態発生の場合における弱者の避難場所を設け、避難補助と誘導を兼ねた誘導班を編成し、弱者が巨大地震や近隣の火災発生の場合には速やかに、しかも円滑に避難ができるような体制を確立する必要がある。(二)我々は、下半身不随で歩行不能であるから、冬季に、屋根の上に多量に雪が積もつてもそれを除くことができない。また、屋根の上を積雪多量のまま放置しておくと家屋が崩壊して死亡することになる。そのため健常者を雇つて屋根の上の除雪をしてもらうが、冬季間のこうした除雪に要する費用は多額にのぼり、腰り費と重なつて生活を大きく圧迫している。寒冷地に住む脊髄損傷者に除雪費を支給するか、積雪の都度、除雪する者を派遣するよう望むものである。

第九七三号 昭和五十九年三月十九日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第九七四号 昭和五十九年三月十九日受理

重度障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

昭和五十九年四月二十日発行

この請願の趣旨は、第九〇〇号と同じである。

第一〇九八号 昭和五十九年三月二十二日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一〇九九号 昭和五十九年三月二十二日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第一一〇〇号 昭和五十九年三月二十二日受理

重度障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇〇号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局